

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第三号

昭和四十年十一月二十四日(水曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動
十一月二十四日

廣瀬 久忠君
和田 鶴一郎君
山本茂一郎君
杉原 荒太君
宮崎 正義君
片山 武夫君
補欠選任
土屋 義彦君
高橋文五郎君
任田 新治君
岡本 悟君
多田 省吾君
向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長 寺尾 豊君
理事 大谷藤之助君
久保 勘一君
草葉 隆圓君
長谷川 仁君
松野 孝一君
龜田 得治君
藤田 進君
森 元治郎君
二宮 文造君

委員

井川 伊平君
植木 光教君
内田 俊朗君
岡本 悟君
堀原 茂嘉君
木内 四郎君
黒木 利克君
近藤英一郎君
杉原 荒太君

國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 坂田 英一君
運輸大臣 中村 寅太君
郵政大臣 郡 祐一君
國務大臣 松野 頼三君
政府委員
内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正己君
法務省民事局長 新谷 正夫君

事務局側

法務省入国管理局長 八木 正男君
外務省政務次官 正示啓次郎君
外務省アジア局長 後宮 虎郎君
外務省経済協力局長 西山 昭君
外務省条約局長 藤崎 萬里君
厚生省社会局長 今村 謙君
農林大臣官房長 大口 駿一君
水産庁長官 丹羽雅次郎君
水産庁次長 石田 朗君
通商産業省貿易振興局長 高島 節男君
常任委員会専門員 増本 甲吉君
常任委員会専門員 結城司郎次君
常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、廣瀬久忠君、和田鶴一郎君、宮崎正義君が委員を辞任され、その補欠として、土屋義彦君、高橋文五郎君、多田省吾君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 公聴会の開会承認要求に関する件についておはかりいたします。

本委員会に付託中の日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三案について、十二月一日午前十時から公聴会を開きたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

公述人の数及び選定、その他の手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

○委員長(寺尾豊君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件外三案の審査に資するため、大阪府及び福岡県に十一月二十八日、二十九日の兩日、委員派遣を行なうことにいたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

なお、派遣委員の人選につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求め、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

以上四件を一括して議題といたします。これより質疑に入ります。藤田進君。

○藤田進君 私は、日韓基本条約外協定あるいは交換公文その他の審議に入ります前に、いまわが国内で、ほうはいとして問題になっている国会のあり方について、佐藤総理、総裁にお伺いしたいと思ひます。

衆議院段階におきましては、十一月一日、さらに六日、十二日の衆議院本会議が御承知のような事態になりましたことは、まことに遺憾であります。これらに対する佐藤総理の見解、所信、あるいはその他のことについて、総理はいまだに公式に発言をされたというのを聞いておりません。ここに、参議院の日韓関係特別委員会の場を通じて率直に、またその腹から出るいわゆる所信というものを私はお伺いをいたしたいと思うのであります。

御承知のように、かつて岸内閣における安保条約締結に関連する事態というものの反省があり、池田総理はこのあとを受けて、「寛容と忍耐・話

し合いの政治」を主張されましたが、その間、議會運営については若干の問題はあったとしても、確かにその信念を大きな意味では貫いてこられたと私は思っております。このあとを受けた佐藤総理は、就任早々の昭和三十九年十一月の二十一日、土曜日に於ける参議院本会議でも、またその前の衆議院本会議においても、この政治姿勢に触れた所信の表明がなされているのであります。今日願ひますと、いささかも、施政方針なり所信表明という形で国内外に表明せられたことがそのまま実行に移されていない。いな、逆にかかる事態を引き起こしているように思われてなりません。

そこでまず最初に一周お伺いいたしますが、佐藤総理としては、国会その他公式の場におけるその意思の表明、所信の表明というものは、いささかも変更なくこのことを忠実に実行するという、いわば公党間における約束を含めて、言っていることと実際にやっていることが食い違ふということでは、これはつかみどころがない。まず最初にこの点について、前回の参議院予算委員会でも約束したことが全然食い逃げとか、ほごになつてゐるのはどうかという論争もいたしました。この段階において以上的一点についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。過去の参議院本会議の質疑に際しましてもお答えをいたしましたように、私は、今日最も大事なことは、私どもの手によって民主政治を守る、その意味において議會政治、これを守り育てていくことだ、かように私は考えております。今日最も大事なことは、また最も国民の関心のあることはこの点にあるだろう、かように思っております。この点から見まして衆議院における特別委員会の審議あるいは決定、さらにまた本会議における採決、こういう点は私もまことに残念に思っております。ただいま申し上げるような民主政治、また議會政治、制度に徹する、こういう観点から見まして、かような異常な処置をとらざるを得なかった事情

につきまして、これはたいへん私は残念に思つておる次第であります。ただいま私の施政演説その他を引用になりました。私は今日ももちろん「寛容と調和」の大事なことは心から痛感しております。ただいまの衆議院の審議等についてはお尋ねでございますが、これは参議院として他院の審議についていろいろな批評がましいことを申し上げるのとはどうかと、かようにも私は思ひますが、私自身、お尋ねが総理、総裁と、こういうふうにこゝとばかり分けておられますので、私は政府としてお答えするよりも、自民党の総裁としてただいまのような所信であることをこの機会にはつきりしておきたい、かように思ひます。

○藤田進君 私ども参議院の存在意義はいろいろございまして、ことに衆議院における行き過ぎをたしめる、足らざるは補う、こゝでもって衆参両院をもつて構成する国会の意義が生まれてくると思ひます。衆議院における事態だからといって、これに目をとおつて一切これに関知しないという態度は参議院はとるべきではないと信じて疑いません。衆議院のかかる強硬な自由民主党による法規典例を無視したやり方というものは逐次明らかにしてまいりますが、この結果として日韓条約については賛成だというやういう立場の人も、いかにあつても衆議院のやり方は、そのやうな賛否を超越して許しがたい、民主政治の破壊である、独裁政治である、と極論する人が多い。そして新聞等の報ずるところによりまして、憲法大学の先生が、このやうな国会に対して私は死をもつて抗議すると言つて出ていき、十六日付でその遺書も送られてきてゐるやうなことは、これは総理としても御承知かと思ひます。参議院のみならず、衆議院も含めて国会はいまこそ国民の前にえりを正して憲法にのっとり、国会法、国会規則、多年積み上げてきたところの先例、慣例、そして話し合いの上に成つた審議を重ね、結論を出すということを期待している時期であらうかと思ひのであります。

そこで、総理の答弁をただいま伺いますと、どうもおやりになつてゐること、いま答弁なさることとのしつくりしたつながりが出てこない。総理は先ほど指摘いたしました三十九年、昨年の十一月の二十一日の衆参両院における所信表明の中で、これは相当長いからその部分だけ、議會政治姿勢に対する部分だけここに読み上げて思い起こしていただきたい。総理は、「私は、政治の基本的な姿勢を、寛容と調和に置き、あらゆる分野において、民主主義が正しく実現されるよう努力し、国民とともに進む政治を行なうことを信条といたします。国民の一人一人が新しい内閣に何を求め、何を要求するものは何か、これを正しく把握し、それを愛情と理解をもつて実践に移してゆくことこそ、政府の課題であり、政治の根本であると思ひます。」ところが、一片のこの所信表明では、はたしてその内容は、片のこの信が立ちまして総理にただしてあります。これを見ますと、私はその本会議で、「次に、佐藤総理の基本的政治姿勢についてであります。今度は寛容と調和に置く、こう言われております。忍耐を忘れてゐる、いや、それは寛容の中に入るといふことが、昨日明らかにいたしました。そこで、調和といふことについてであります。今日きわめて重大な意義を持つてあろう一國の総理が唱へるこの「調和」は、昨日の御答弁では、たとへば議會において、与野党対立の中においては、その前進歩はないんだ、これをお互いに調和を求めていくんだという引例をされております。しかしとすれば、調和にはお互いに話し合いもあり、歩み寄りもあり得ると思ひます。やがて十二月一日、自民党の総裁にも指名せられるのであらうかと思ひます。この国会における運営の場において、従来問題になつた、一方向的に中央突破、強行採決あるいは単独審議というやうなことは、よもや、この調和を基本とする佐藤内閣の態度の中から出てこないと思ひます。佐藤総理はもうお忘れになつておると思ひますので、読んでみ

ます。佐藤総理は、「寛容、これこそは民主主義の当然の姿勢だと思ひます。もちろん、寛容と忍耐と、かようなことを申しますが、その忍耐は、寛容のうちに忍耐が入つておると思ひます。私は、さらにこれにつけ加えて、「調和が必要ではないか。民主政治実現、その目標に向かひましてこの調和をしていく。これは個々の対立、あるいは個と総体との対立、これをなくしていくところに真の自由があり、お互いが民主的に運営し、生活を向上さすゆゑなんだと思ひます。したがひまして、この調和これは、明るく、楽しい国民生活を実現していく上に、最も大事なことで思ひます。私は、特に、調和と申しますが、あるいは積極的に調和をはかる、こう申しますよりも、不調和をなくしていくということに特に力を入れてまいりたいと思ひます。」

この意味で、まず国会の正常運営、これは当然なことであり、在来からしほば、話し合いの場ではお互いに話し合つて、そうして結論を出していく。話し合つても結論が出ないと、こういふことでは、民主主義が育たないのであります。話し合つても結論が出ないというやうなことでは民主主義が育たないのであります、こうあなたに言つておる。

さらに私の申し上げたいのは、「過去におきまして、あるいは単独審議だとか、あるいは強行採決だとか、かようなことがしばしば行なわれまして、私は、民主政治のもとにおいて、かようなことはまことに忌まわしいことだと思ひます。私のところではございませぬ。」と、その他省略いたしますが、このことを議會をはじめ天下に公約されたことはこれは間違ひございませぬか。

まず念を押しておきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) まず、その答弁を確かめられますが、私の考えには変わりはないと思ひます。私はその中で申しますように、話し合いをするといふこと、これは大事なことで、かように指摘しております。話し合いがつかない場合、一休単独採決などは、これは私のところではな

い、これが私の考え方でもございませぬ。

私は、過般衆議院の特別委員会が採決が行なわれなかつた後、社会党の諸君が官邸にお見えになりました。そうして五十人ばかりお見えになりましたから、どうかひとつ代表を出してください、こういうことで、その中の約七、八名の方と会談をいたしました。そのときも、ただいま言つておるやうな、強行採決けしからぬじやないかというお話がございまして。しかし、こういう事柄はとにかく経過をよくお考え願つて、お互いが鶏が先か卵が先かよく考えようではないですか、こういうことを申し上げましたが、これは私が公式の席で申したことではありませんが、官邸にお見えになりました方々に私が答えたところでありませぬ。私に、こういふことは大事じやないか。

御承知でもあると思ひますが、絶対に成立させないのだと、かような話し合いの余地のないやうな場合一体どうするのだ、これは民主主義のたてまえから、やはり多数決の原理によつてきめるのが筋ではないか、かように私は思ひます。そういう点は十分やられておらない。そういう点におきまして、私も非常に遺憾である、不満だ、かように私はいまなお変わらぬのであります。

今日大事なことは民主主義、民主政治を守ること、議會政治を貫くこと、かように思ひます。国民の非常な素朴な考え方から申せば、どうして會議の進め方がもっと事務的にできないのか、こういう事柄はほんとうに簡単じやないか、どうして事務的にできないのか、あるいはまた、審議を始めたからどうして実質的な審議に入らないのか、これが国民大多數の気持ちだと思ひます。

私は、率直にその二点を御披露いたしまして、ただいまのお尋ねに對するお答えともいたしたいと思ひます。

○藤田進君 その寛容、調和にふさわしくない、いたけだかな相を変えての御発言は、まことによろしいがこちら下に見えておることを証明いたしたい。

さて、佐藤さん、実質的な審議に入ると言つていふところを強行に打ち切つた、これは一体だれなんですか。十一月の一日まで衆議院段階においては、社会党は次々に質問者を通告し、質問を継続してきた。これはお認めになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 別に私いたけだかにはなつておりませぬ。平靜に、また笑ひを含みながら申し上げておられます。

私が申し上げたいのは、ただいま衆議院において審議が非常に短かつたと言われる。それでわずから八日しかやられないというのが……。

○藤田進君 そういふことを言つておりませぬ。○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまはお話しになりましたが、いままでの話し合いはそうなつておりませぬが、

そこで、衆議院におきましては、二十日間空費したことは、私はお忘れじやないだらうと思ひます。また、一昨日もこの席でいろいろ議論され、衆議院でももう十日過ぎたといふことを言われまして。私は、こういう点が、ただいまの、やはり国民大多數から見た、ほんとうに一日も、また一時間をもむだにしては惜しいじやないか、どうして実質審議に早く入らないのか、こういう気持ちだろふと思ひます。私は、衆議院においては、衆議院の非、また非難を受けておる、こういう点を、参議院では、これはもう良識の府だといわれておりますから、そういうことのないやうに、これはりっぱに審議を尽くしていただきたい、かように私は思ひます。

ただ、そういう点、十分国民の皆さまも御理解されておられますから、また、社会党の皆さま方も、参議院は衆議院とは違ひ、こういうお話でもありますので、私は十分話し合ひもできるし、また、審議の足らなかつた点を参議院では尽くしてやろふ、こういう御気持ちだろふと思ひます。

で、私どもも気持ちを新たに、この席におきましては十分審議を尽くすやうにお答えをしたい、かように思つておるのであります。どうか、

ひとつよろしくお願ひいたします。

○藤田進君 簡単に言われますが、不良少年でも真人間になつたやうなことを言うが、また累犯といふことになるわけで、佐藤総理はそうじやないかと思ひますが、私がいまお尋ねしていることにお答えなさいよ。二十日間空費した、参議院で十日云々と言われませぬが、これはあけて自由民主党、政府の責任じやないですか。そのことを伏せておいて——私ども、この特別委員会を受けたのは土曜日でせよ。土曜日からずっと手はずをきめてやつてゐるじやありませんか。私がお尋ねしたのは、十一月の一日までは軌道に乗つて質問をやつていたんです。そのことを認めますか、と言つて聞いているんです。衆議院の特別委員会が開かれ、さらに言うならば十一月の一日になつて、自由民主党は抜き打ちに緊急動議で公聴会を否定して参考人を呼ぶといふやつをやつてのけたんでしよ。公聴会を開くという方向で理事会は話し合ひがついて、そこへ突如として、一方的に抜き打ち可決がやつてきたんです。ところが、これは社会党の態度でもつて話し合ひをし、そうして、参考人は一応呼ぶこととし、四日に呼ぶことにしよ。しかし、公聴会の公述人といふことも考えよう、それはやることにしよ。文書にまで書いて、自民党、社会党の間にはこのことがきめられていたんでしよ。その事実は御承知ないでしよるか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 冒頭に、総理、総裁と言われたのは、総裁としての、たぶんお尋ねだと思ひます。私は、特別委員会の詳細な運営については一々関係しておりませぬ。これは理事諸公でどういふ話し合ひをしたか、とにかく、軌道に乗つていたといふことだけは、私も承知しております。そういう意味では、たいへん都合よく進んでいるな、こういうふう感じておつた次第でございませぬ。

○藤田進君 何か答えにくいところは、いや、総理としてはどうだ、総裁だからどうだと、あいまいにされますが、わが国の憲法の明定するところ

により、国会は成立しているんです。これは御承知でしょう。そして、議院内閣制であることも御承知のとおりです。政党内閣であることも御承知のとおりです。ですから、内閣総理大臣は即党首である。今度の池田さんとあなたのパトナッチは、総裁が少し足おくれでしたが、党大会の都合で、それは特殊な事情であつて、議院内閣制であり、政党内閣であり、与党と野党の対立の中に審議が進められていく。これはあなたも否定しないでしょう、どうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) それは否定いたしません、ただいま申ししますのは、詳細な点にまで一々存じ上げておられない、こういうことを申し上げておるつもりであります。

○藤田進君 詳細に、きょうはだれが何を言ひ、総理が何を答へた——速記録を読むようなことは、それは無理だと思ふから、議院が正常に行なわれているかどうかという大きなポイントだけは、十一月の一日、さらに六日、十二日の本会議、この三つぐらいのあらましは、総理、総裁が知っていなければならぬでしょう。この場において、議院に対して、あるいは国民に対して、あれはそこらのわが党のだれがやったのだ、おれは知っておらない、そういう無責任な態度はない。党のだれが、機関のだれがやろうと、最終責任は党首になければならぬでしょう。どうでありますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま仰せのごとき、論理的には総裁が全責任を持たなければならぬ、これはお説のとおりでございます。ただ、ただいまお尋ねの点がどういふことかと思ひますが、先ほど答へましたように、十一月の一日の状況、これは私は私にへん都合よくいつてゐるな、かようにお答えいたしましたのであります。その詳細については私は詳しくは知らない。かような状態でございます。しかし、私が知らないからといって、総裁である責任を免れる、こういうような立場ではございません。その点は御指摘のとおりでございます。

○藤田進君 一日の状況は、まあ非常に都合よくいつてゐるな、その考え方が実は根本——自由民主党という横暴な政党的総裁としては、都合よくいつてゐるなという風にしか受け取れないのです、それでよろしいが、質問は継続されていて、話し合いも理事会でされて、経過をあらまし申し上げると、話し合いはいつてゐる。そして公聴会も開こうというときに、自由民主党的機関のほうからきたものとみえて、いきなり四日に参考人を呼ぶという強行可決を、どやどやの中にやつてゐる。それが都合よくいつたと、あなたおっしゃるのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) そこが、先ほど来から議論されていると思ひます。私は、どこまでも話し合いをつけたい。しかし、話し合いがいつてもつかない。そういう状況ではいけないのです。とにかく話し合いをつける。そのためにやはり理事会なりあるいは委員会が多数決原理というものを尊重して、最後はそこへいく。これは民主主義のルールだと、かように私は考えております。いつまでも話し合いだけだといふわけにもいけません。だからやはり理事会などが正式に開かれて、そうして委員会で採決される、こういうことはやむを得ないのじゃないか。なるべくそういうことをやらぬように、委員長さんもできるだけ各理事の意向を聞いて、そしてなるべくおさめたいといつておられるのです。どうしてもその点がつかない、こういうことになる、やはりあるときには多数決によらざるを得ない、かように私は思ひます。

○藤田進君 事実を正しく認識しないで御答弁をされているから、そんなような答弁になつてしまふんです。話はいつてゐるのです。話がつかないから、もう何日たつてもどうしようもない、やつた——しかし、それであつてもあつてもなやう方は許さるべきではない、世は言うのであります。われわれもそう思ふ。十一月の一日は、理事間に話し合いをするといへば、委員会では委員長理事懇談会あるいは打ち合わせ会、委員長

長理事会、こういう形で話が進められて、そうして参考人を四日に呼ぶと、突如と出てきた。これはもう許さるべきじゃないです。そして、しかも、そうではあるけれども、社会党は、公聴会を開いて、これだけ重要な案件だから、賛成にしろ反対にしろ、国民に周知していただき、意見を求めるといふ意味で、参考人は強行採決ではあり遺憾であるけれども、さらに前進をはかる意味で公聴会、公述人も呼ぼうといふことで、与野党間に話し合いがついて、文書で、それをやるのだといふことがきまつたのです。ところが、依然として話し合いであり文書で取りきめたことまではごにしていって、いつたところの問題が、まず十一月一日からこれはこじれてきてゐるのです。これはい

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま藤田委員のお話では、話し合いはいつたといふようにお話しですが、私が聞いておりましたのは、どうしても公述人を呼ぶことについての賛成は得られない、したがつて、自民党だけでそういう者を呼びたい、こういうことだつたように私は思つております。したがつて、ただいまその線を、どの辺から自民党だけの考えになつたのか、どの辺まではお話し合いができていたのか、そこところは私はつまびらかにしておりません。

○藤田進君 それは事情が違ひます。ちゃんと記録がものをいつてゐるのです。文書に書いてまだ話し合いがついてゐるということで、全然あなた触れてないですね。話し合いがつかないやうな民主的なルールとおっしゃるけれども、話し合いがついてゐたものでございまして、それはどうなのかと言へば、事実をよく知らぬがとおっしゃる。それではこの辺でひとつ、官房長官はその間の事情を知つてゐるはずなんで、事情を、事実だけをひとつここで開陳していただきたい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 当時の特別委員会の理事会には官房長官も出席は許されませんでした、その間の詳しい事情は承知いたしておりました。ただ御承知のように、その後はいわゆる質疑

は続けられたのでありますからして、おっしゃるような不信行為が行なわれておつたとは思へておりませんが、私自身も理事会に出席を認められませんが、その間の事情は私も承知いたしてお

○藤田進君 いやしくも議院に提案をし、政党内閣で、官房長官、総理は、刻々重要な案件、議会の運営については協議をしてやつていく、これもわれわれも当然だと思ふから、本日韓特別委員会の理事会、参議院のこの委員会でもしばしば与党に、与党理事から官房長官あるいは総理に出席、あるいはその他のことについては緊密な連絡をとると言ひし、とつてくれと言つてゐる。全然それではあれですか、衆議院段階ではそういう運営については連絡もないし、したがつて知らないで、来いといわれれば来ただけのものだ、そうしか受け取れないのです。それは事実と違ひはしませんか。

○政府委員(橋本登美三郎君) ただいまお話しであります。もちろん、政府が理事会に呼ばれる場合は、その提出した案件についての説明、あるいは政府関係の問題については、招致されて説明することがあります。しかし、委員会運営に関しては、当然これは委員長を中心にして理事会で行なわれるべきものでありますから、一々われわれのほうと話し合いをつけてからこれを進行するというやり方をいたしておらないのが通例であります。もちろん、それは反論することはあります。その点はしたがつて私どものほうは、当時の具体的な事情を承知の上、政府がこれを了承した上でやつておるという事実は従来ともあるわけでありまして、その点を御了承願ひます。

○藤田進君 非常にあいまいな答弁ですが、これは答へにくい点であらうかと思ふのです。そこで十一月の一日に参考人といふことで、四日これを開くという強行採決をやつての、あと約束があつたから質疑は継続した。公聴会を開く、公述人も呼ぶといふことについては、これは政府の日程とも関連することなのでお聞きになつてゐると

思う。文書にまで書いて約束をしたのに、これをほかにしてしまつたというのはどういうわけです。総理。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは先ほど来お客えしてありますように、私はよくその間の事情を知らないのです。それで、私がお客えできない事柄であります。

○亀田得治君 ちよつと関連。最初総理が藤田理事にお客えになつた中に、他院のことであるけれどもというのを少し言われました。しかし、私はこの点はひとつ根本的に総理としては考えを改めてもらいたいと思う。現在の衆議院のあの事態、これはひとり衆議院だけではなしに、全国民が注視をしておるわけでありまして、いわんや参議院は同じ国会であります。これを他院のことだからというふうな考えがいきさかでもあつたら、現在の事態に対する根本的な国民の苦しみというものが総理にはわかつておらない証拠じゃないかというふうに私は思ふわけですが、本日はそういう立場でわれわれも、これは他院のことだということとは、形式的にはそんなことは十分わかつております。しかし、他院であつても、しからばこれを公式に論議できるのはどこのか、これは参議院だけじゃないじゃないですか、現在、こういう問題は裁判所に持ち出したつて、これは過去若干の例がある。(笑聲)何がおかしいのだ、静かに聞け。裁判所が取り上げないのです、御承知のとおり、院の中のこととして。それでは公式的に取り上げられるのはこの場だけじゃありませんか。そういうつもりで私も、これは午後藤田君と少し違つた角度からあなたにお聞きしたいことが多々あるわけですが、そういう立場でひとつ真剣に考えてほしい。そこで、議論の進め方というものは、まず事実関係がはつきりしなせんと、これはいいか悪いとか、そういう価値判断というものはお互いできないわけでありまして。そういう立場から藤田君のはうで、私は、執拗に、問題になつた時点だけを特に明らかにしたいということと尋ねておることを思ひます。何もだたら審議するとか、そんなこと

ではない。衆議院の経過を全部ここで一応やり、そんなばかげたことを考えておるのではない。世間が問題にし、マスコミも注視をしたその時点だけは少なくとも明らかにしなければいけません。いいか、こういう立場で追及されておるのです。

そこで総理は、どうも都合の悪いことになりまして、知らないような意味のことを言われますけれども、ほんとうに知らないものであれば、総裁として、その当時の事情をよく知つておる自民党の理事なり、そういう方をここに呼んでもらつて、そうして知らないところは聞いて事情を明らかにするようにはしたいと思ふのです。その上に立つて私はこの国民の批判を仰ぐべきだと考えます。事実が正しいなんじゃね、先が進まないわけです。そういうふうなひつと、これは委員長としても大いに審議を深め、するためには、そういうふうな計らいをやつてもらいたい。ただ両方のやりとりをちゃんと聞いておるのが委員長の役目ではございません。考えてもらいたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) とにかく知らないことは知らない、これは知らないものをどうこうとお責めになりまして、それは無理だということとは先ほどお客えしたとおりであります。ただ、私はいま亀田さんからお話をいろいろ拝聴したたのでございまして、ただいまの立法院、それはもちろん行政あるいは司法とこれは分かれておる。同時に、また立法院におきましても両院制度がある。そしてそれが独立の立場で独立な考え方で運営をしておられる、かように私は思つております。ただいま衆議院においての遺憾な事態を究明することが必要なんだ、こういうふううに仰せられておりますが、これは大体参議院の皆さま方のそういうお考えは、私がとやかく、間違つておるとか間違つてないとか、正しいとか、そういうことを、上げないことを私は申しませ

ん。これは、内閣がそういうことを言うべき筋のものじゃないと思ふ。これは議員の皆さま方がおきめにならばいいと思ひますが、ただ私自身が自民

党の総裁をしておる立場から考えてみますと、これもやはり、その適当な処置というものがなく、たいへんな議論になるのではないだろうか、私は思ふのであります。で、ただいま、衆議院の、普通の考え方は、衆議院の行き方は、どうも国民の期待に沿つておらない、かように思ふから、おれは参議院の議員として国民の期待に沿うような運営をやりたい、審議を尽くしたい、こういうのが私は参議院の良識ある皆さま方のお考えじゃないだろうか、かように私は思ふのであります。ただいま、理事を、その間の事情をよく知つておる理事を呼ぶとか、こういうようなことは、私がお呼びなさいとか、あるいは呼ぶことに私も協力しますとか、こういうような筋のものではない、これは、この委員会でも十分御審議をいただければいいことだと、かように思ひます。私が冒頭に亀田さんの御高説を拝聴したというのには、ただいま申し上げるような、私自身の個人的な考えはあるのでございまして。ただいま申し上げるのは、どこまでも個人的な考え方、総裁としての私の考え方が何らかの参考になれば、たいへんしあわせに思ひます。

○藤田進君 それは実質的審議をあらゆる面で深めていくということに御賛成ならば、あらかじめ政府の事務官から、あなたはこういう質問をしますかという問い合わせがあり、総理における心がまえ、勉強ということもあつて、本日私は何をどのように質問しますかということとはすでに通告、連絡済みなんです。亀田委員が指摘するのは、いまここですぐ委員会として、だれを参考人に呼ぶところまで——これはまたある段階でいかなければならぬかと思ふが、しかし、総理が知らない、知らないでこれを切り抜けようということでは、国民から見ればさっぱり何のことかわからなから、せめて総裁として、つまびらかに勉強してきていないとすれば、これはけしからぬことだけれども、適当なそういう人を総理、総裁としてお呼びになつて、どうだったんかい、藤田の

質問ではこう言っているがどうかということ、あなたが聞けないわけがないです。この委員会では決議する必要があるにすぎない。それぐらいな誠意と誠実さがなければ、前進を見ることはむずかしい、この質問は、あなたは、それはとくと聞いた上で知らないとおっしゃるのか、その上に立つての事情を聞いた上で答弁をしようという熱意があるのか、その辺が私にはのり込みません。それだけのあなたはポイントだけはちゃんと勉強して臨まれると、私は信じていたのです。だから、聞いていた亀田委員から、事情をお聞きになつたらどうですかと言ふのは、これはきわめて当然じゃありませんか。いかがです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 前もって質疑応答、どういふことをお尋ねになるというふうなことは実際何つております。私は、たいへん失礼なことですが、ただいまの特別委員会の運営の問題というよりも、これは大局に立つて、国会のあり方あるいは特別委員会のあり方、また審議のあり方、あるいはその決議のあり方等々についてのお話ではないか、かように考えて、一応勉強してまいりました。しかし一日のその日の議事はどういふように進んだのか、こまごまの実は私検討しなかつたことは、たいへん申しわけございませんが、しかし、一々その点まで詳細に突つ込むよりも、もつと大局的なお話をひとつ話をしたいだけではないのか。これをお願い申しておきます。

○藤田進君 まあそのすねの傷にはなるべくさわらないようにということかもしれないが、事実認識を、これをまずお互いが一致させていかなければ、議論は空転するのです。根拠のない議論、質疑応答になるのです。十一月一日の事情は、まだ参議院は継続して審議をするわけですから、引き続きいまでも、すぐでも、ひとつそういう適当な人を呼んで、総理自身が確かめられる必要があろうと思ふ。私の申し上げることがそのまゝのみに込めないとすれば、自由民主党のあなたの傘下の人を呼んで、総理みずから聞かれたらよろしい。

で、次の十一月、本月六日の、日韓のすべての案件を特別委員会で、衆議院は、全くもう一、二分あるかないかで、何が何かわからないうちに可決したと称している点であります。これは国会法規、先例、慣例に従っておやりになったと言えま

すか。質疑の通告はあり、質疑が継続し、次はだれがやるという話し合いがまじり、横路君なり、岡田春夫君なり、予定されてやるのだと言つておきながら、突如として案件に対する討論の通告がない、よつて討論は省略する、採決だという

ようなふうにあつて言われているのです。そのようないことが言われたかどうか、全然証拠もないし、当時の模様から見れば、議決の体はなして

ない。これは非常に、委員会通過という事情であり、総理もその席にはいたはずですから、これは知らないとは言わないはずで、しからば、六日の特別委員会における衆議院の事態について、こ

れを議決したと称するが、話し合いをし、まゝとまゝつていたその質疑者を排除して、一気に、賛否討論もさせないで可決したと称するこの点につい

ての所見はどうです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、いろいろの質疑が続けられていた。しかし、適当なところで質疑打ち切りという動議が出た。かように私は当時の特別委員会を見ております。したがつて、この質疑の打ち切りの動議が出る、あるいはその他の動議——いろいろ委員会の運用、運営に

はつきりものでございいますから、そういうことはあり得ることです。その動議がこれが多数決によつて採決される。そうして同時に、この質疑の打ち切りの動議、次に続いて採決の動議等々が出て、当日はそれぞれの所定の手続を終えた、か

のようになつています。この点は、その動議提出者の何は、話の混乱状態でございますから、なかなか聞き取れなくて、しかしながら、委員長はちゃんとこれらについてそれぞれ適当な処置をとり、その後は速記に非常に明確に載つてお

ります。このようないことを考へて、ただいま申し上げるように、当日の特別委員会は議事を終了し

た、議決を見た、かように私は思つておるのでござい

ます。

○藤田進君 そうすると、冒頭確認をいたしまし

た総理の所信表明は、今日、現在いささかも変わつていない。つまり総理は、「過去におきまして、あるいは単独審議だとか、あるいは強行採決だとか、かようなことがしばしば行なわれましたが、私は、民主政治のもとにおいて、かようなことはまことに忌まわしいことだと思ひます。私のところではございませ

ない。」「手荒れを引きつれてのあなたのところではない」といふこと、質疑者の時間なり、その順位もきめて質疑をやつて

いる。つまり話し合いのもとに行なわれているときに、突如として何の連絡、話し合いもないままに委員長が採決した。これはあなたのところでは

ないのじゃありませんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私のところではござい

ません。まことにそういう意味では残念なできごとだ、かように私感じておる次第であります。

○藤田進君 そういたしますと、総理・総裁として

は、天下に所信表明をなされた、いま読み上げたその気持ちは変わりはない、したがつて、私の問いに対しては、あのようなことはとるべきでは

なかった、まことにあのやり方は遺憾である、こ

うおつしやるわけですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまお答えした

とおりでございますが、しかし、そういうことになつたというそれについては、お互いに十分考へ

なきやならない。これがいわゆる私が鶏が先か卵

が先か、そういう議論じゃないのか。だからかういふことを二度と繰り返さないようにひとつやう

うじゃありませんかというのを、ただいま野党の諸君にも私は呼びかけておる次第でございま

す。もともと一方だけが悪い、一方だけが不都合だ、かういふことできめてかかるところに無理があるのではないだろうか、私はさように思いま

す。

○藤田進君 鶏が先か卵が先か、そんなことを聞

いているわけじゃないし、その当時の事情はさう

いう実態じゃないでしょう。あなたもその特別委

員会におられたわけですから……次の質問者の

予定も、また現在質問もやつてゐる。じゃ、さう

しようというところで委員長・理事会でもきまつて

質疑をやつてゐるんです。それを突如として採決

するというのは、鶏も卵も、そんな議論に入つて

こないのです。あなたは話し合いを続けるべき

だ、話し合いでまゝとめていくべきだと、これがあ

なたの信念、本旨だとおっしゃるわけですね。さう

して前段の答弁では、したがつてああいうことは、私のところではないと云つたわけですね。

社会党は、それではあの段階で、十一月六日の特別委員会の事情で、どうしても動議を出して質疑

を打ち切らなかつた、さういふ事情があつたとすれば、それで説明してください。

鶏が卵か知らぬけれども、さういふなしに、あなたのはうは、特別委員会はさうして本会議は少な

くとも十一月にはこれを押し切つていかなければ、十二月十三日の会期末まで、参議院を含めて

自然成立というこの至上命令というが、佐藤さんの、さういふものにスケジュールを合わせたため

に、もうすべてを排除してやつたと、こう世間は

見ている。われわれも見ているのです。ちゃんと話し合いもあり、質疑も継続している最中に、こ

れを押し切つて、何が何だかわからないというのが実態じゃないですか。とすれば、あなたの所

信とは違ひのです。事実問題についてお触れになりませんが、どう認識しておられますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたしますが、率直に私感するのは、当日その日にさういふ事態

が起きたわけじゃないか。さういふ意味では、自由民主党もたいへん寛容に徹したのではないか、私はかように思ひます。ただいまいろいろのスケ

ジュールのお話がありますが、私は必ずしも六日

でなきやならないとは思ひません。いまの参議院一

カ月にいたしましても、まだまだ日数はあつた、あ

るように思ひます。したがつて、さういふのが、特別委員の諸君が動議を出すに至つたこの気持ち

なり、あるいは委員長が採決をしたという、かういふところは、それは十分野党の攻防の全体を

把握しないと結論が出ないことではないか。だから私は、さういふ事情は、これは委員会がきめる

ことでございいますから、委員会ではさういふことが審議され、さうして決定を見るのではない

か。政府はどちらかという説明の場合にあるものでござい

ます。私は、なるほど党の総裁ではござい

ますが、さういふ点は幹事長に大体まかして

ございいますから、この国会運営は幹事長、国会の場におきましては幹事長、また私も説明……、

政府としての責任を持つ、かういふことで、国会が開かれますと、それぞれの立場で、それぞれの

分担を行なつておるのがいまの実情でございま

す。ただ、先ほど来言われるように、私は総理あるいは同時に総裁だ、したがつて総裁としての責任はどうかと言われれば、私は全体としての責任

を持ちますと、かういふことを申し上げておるのであります。何をかその責任を回避しておる、かう

いう立場でないことは御了承いたしたいと思ひ

ます。

○亀田得治君 閣下。総理に具体的に、当日のこ

とにつぎまして端的に聞きたいのです、鶏とか卵

とか、さういふ、問題を複雑にしないで、といひ

ますのは、当日は社会党の横路委員が韓国の対日

請求八項目、これを中心にして質問をする。このことは自民党の理事も了解を与えていたわけ

です。与えていた。それが六日の朝、突如変えられ

ておるわけですね。破られておるわけですね。私は、

与野党お互い政治的な立場が違ふと、いろいろお互い戦術を尽くすといふことは、これはあります

。しかし、どんなに戦術を尽くしましても、約束

なつたら、これは私は一つのこととまつた国ではな

いと思ひます。一つは戦術以前の戦術ではないと思ひ

ます。これは戦術以前の戦術である。法規にどう書

か

か

○藤田進君　それでは、六日のかような四十秒というか、二分間というか、その時間さへ明確にわからないような、瞬間的抜き打ちなんです。そこで、これが遺憾だと、あなたの所信に照らして

みて、これは遺憾であるということであるとするならば、自後の処置について、当然与党が委員長を出し、動議を出しているこの実態から見て、あなた自身が党内において、まずこれは事態収拾としてこりすべきた、かつてもかようなことがあつたけれども、曲がりなりにもその事態は、その後の話し合い、与党の提案等があつて、さらに前に進んだ例はたくさんあるのです。なぜ、あなたが遺憾だとするならば、自後の事態について、あなたの所信に照らして行動しなかつたのです。

問題を単純化しなければお答えにくいようですが、しかれば、六日に安藤委員長がつつたああいり抜き打ちの自民党採決というものをどう思っているんですか。あれはやはりやり方として適当でなかったくらいことはあなたは思っておるんじゃないですか、あなたの所信があるのですから、いま確定したように。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど来、私この事態に對して、たいへん遺憾に思つた、残念だというのは、ただいま申し上げるよりなことでございますが、私は、本来、この国会の運営が冷靜のうちに審議を尽くしていく、こういうことが最も望ましいし、またそうありたい、そうなければならぬと思ひますが、しかし、あのときの動議の提出等から見まして、たいへん混亂している、そういうことも私が遺憾に、残念に思つておるその内容でもございますが、私はああいう採決をしなければならなくなつたか、それについてはやはり委員長として、よほど苦心されたのじゃないか、ほんとうに機械的にやつただけじゃないだろうと私は思ひます。全体の委員会の空氣、あるいは社会党の協力、かういふようなものが、やつぱりにじみ出ておる、かように私は思ふのです。かういふ点をいまいろいろお尋ねでございますが、ぜひ、衆議院野党はともかくとして、参議院としては、そういう事態を重ねないように、われわれが最善の努力をするということであつてほしいと思ひます。ただいまお尋ねになりましたのは、あるいは私は先

に結論を急いでいるかわかりませんが、どうもただいま申し上げるように、当時の事態についてはまことに残念だったと、かように私は思います。

○藤田進君　さて、その残念であるということである。したがって、総理、総裁としては所信表明というそのあなたの基本的理念、内閣を組織した冒頭の理念というものが、今日、この二十四日の段階でも微動だにもしていないということが確認された以上、また当時ももちろんである、だとすれば、その事態の上に立って、なぜあなたとしては、党員に対する、あるいは議会、委員会全体の取捨について手を入れなかったのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) もちろん收拾等につきましては私は手を入れたと思ひますし、党の国会対策その他もいろいろ話し合ひを持つということ、で社会党に次々に呼びかけた、かような事実はございませう。

○藤田進君 どういう方向でどうすべきだという
ふうに手をお入れになりましたか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、国会対策の委員長もおりますので、国会対策がまず第一に取り上げて、そして社会党にたびたび呼びかけた。会議を持ちたい、さらに党首会議も持ちたたい、というように次々に話しかけた。し

かしなから、社会党の諸君からはそれに乗ってくださらなかった。こういうのが事実であります。

○藤田進君 それは重大なあなたの認識の間違いじゃありませんか。当時は、船田議長が各党に申し入れがあり、社会党はこれに応じて、書記長・幹事長会議あるいは党首会議等については献策を社会党としてもしている。議長としてもその意向で取り運んだ。ところが、自由民主党田中幹事長に議長が話を持ち込んだところ、議事はあまり進んでいる、議長がいま出る幕ではないと言つてしかりつけているじゃありませんか。そこでぶつかりと話し合いは自由民主党幹事長が断わつてしまつて、議長のいま出る幕じゃないというよりなもつて話し合いがととのつていないのでしょ。

これはどうなんです。

○政府委員(橋本登美三郎君) ただいまの御質問の前に、先ほど、藤田さんから、事情を聞いてこいというお話がありましたから、一日の日の事情を聞いてまいりました点を御報告申し上げます。

審議を行なつてまいつたが、この間公聴会の扱いについて長谷川四郎その他理事より理事会にはかり検討してまいつたが、話し合いがつかず、十一月一日午前十時、石橋社会党委員の質問に入り、一たん休憩し、午後理事会において参考人招致の件を再三にわたり検討したが、ついに話し合いがつかなかった。そして、委員会は再開された。再開と同時に、やむなく荒船委員より参考人招致の動議を提出され、賛成多数で可決をしたものであると、こういうことに……。

○藤田進君　そのあとは……。公聴会を開き公述人を呼ぶという……。

○政府委員(橋本登美三郎君) 公聴会を開くことについての話し合いはついていないように言うております。なお足らぬところはあらためて調査をいたしますが。

なお先ほどの田中幹事長と議長との話し合いのことですが、もちろん政府としてその関係の報告は受けておりません。ただ、この問題はいろいろ御審議を願っておりますが、私、政府の一応役員でありますから、役員の立場からもものを申すわけではありませんが、従来の慣例から言え、政府が今回の日韓条約関係等の案件並びに法律案を七十日以上ぜひ——これはもちろん国会で定めるわけでありませうけれども、七十日を要望したゆえんのものは、この間においてこの条約案件並びに法律案を可決してもらいたいという意図があるわけでありませう。したがって、従来の法案を審議される場合におきましても、私関係している国会運営の場合においては、当然大体においてこの案件についてはいつごろという討議が行なわれ、いつごろこれがいわゆる委員会の採決、本会議の採決まで行くという話し合いがついて法案の審

議が行われることが私はその方面におつた場合においての経験であります。したがつて、この特別案件におきましても、もちろんこれはいろいろ重要な案件でありますから、そこまでのお互いの話し合いはつかぬにいたしまして、衆議院の場合をわれわれ政府側から見ても、その日のことがその日にきまらない。したがつて、三日、四日先までこれが検討を加えられない。これは異常な運営と言わざるを得ないのであります。従来の国会運営の立場から言ひましても、いわゆる大体のスケジュールというのは、与野党から、これは何日ごろにこれを上げたいと。野党はこれに対していろいろの意見を述べて、大体の方向が定まつて論議をせられる。政府が七十日間の期間を置いたというのは、そういうスケジュールをつくつてもらう上においてもお役に立つてであらう。国際的な慣例をもつてすれば、おそらく七十日、八十日というような長時間をいわゆる条約審議する例はないのであります。したがつて、そういうことができなかったのは、先ほど来て、総理がおつしやつておりますように、その間に与野党との話し合いがつかなかった。これはまあわれわれ新聞で承るところでありますから、はつきりしたことを言うわけにはまいりませんけれども、社会党は、いわゆるこの条約案を紛碎するのである、こういうたてまをとつてまいつたところ、ここに与野党との間のスケジュールの話し合いがつきにくかつたのではなからうかと、かように考える点もあります。したがつて、われわれといたしましては、何としても国際信義の上から考えましても、なお十四年間の長い間審議に審議を重ねた条約案でありますからして、この臨時国会で通してもらいたいという念願をお願いいたしておる点を十分に御了承願つて、ひとつ参議院においても慎重審議の上可決あらんことを切望する次第であります。

○藤田進君 御答弁にもあるように、とにかく、通すことが大きな目的である、そのためには手段を選ばないということが答弁されたと要約すれば

受けるのであります。そうあつてもなりません。連絡をしたところというのは一部であつて、話し合いがつかないからそれじゃしかたない採決だろうという話はまともぢやないんです、そんなことは。

そこで、総理は、いろいろ事態取捨については手を入れた。どういふ方向で手を入れたか。いや党首会議その他とおっしゃるが、あなたの真意というものが、党の切り回しの大番頭であると言われている幹事長にも伝わっていない。議長が何とかといつて話を持ち込んだときに断つたという事実はどうしたのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま記憶をよみがえらしておるんですが、特別委員会が採決をした。その後、佐々木委員長はじめ約五十名の方が私の私宅へおいでになりました。そうして、ぜひ会見しろと、こういうことでございました。はち巻きをして、たすきがけでございましたが、私は、これはどうも適當でない、かように思つて、それをお断りいたしました。しかしながら、私は、国会においてはこれは当然という事態について十分相譲するのが適當だと、かように思つて、私はそれぞの筋に對しまして至急そういうことを考へろという話をしたような次第でございます。當時のことは、新聞にも出ておりますから、藤田さんも御承知のことだと思ひます。

○藤田進君 いや、問題をはずさないで、ひとつ進行に協力してもらいたい。そういう表面的なことを言われながら、本体である幹事長のほうは、議長がいま出る幕ぢやない、議事はうまく進んでいるというところではねつていけるぢやありませんか。総裁の総理としてその所信を曲げないで、實際にこれを地で行なうとするならば、幹事長とはもう常々連絡を持つておられる総理なんだから、議長長のそういう公式な連絡があり、その旁があると言われれば、それに乗つたらどうなんですか。あなたの言われることと、實際に党の機関を通じてやつておられることとは、大きな食い違いがあるぢやありませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ、幹事長が当時一つの考え方を申し上げた。これは、まあどちらかと言へば、ゼスチュアだということも言えるんじゃないかと思ひます。しばしばあることですが、国会運営におきましては、端的に進んで非常に効果のある場合もあります。場合によつては曲がり道する場合もあるのでございますから、その辺は老練な藤田さんが十分御了承のことじゃないかと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、片山武夫君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○藤田進君 前段の、おれは党首会議まで持つて何とか事態取捨したいと言ひながら、その機関の幹事長としては衆議院の船田議長があつたにいついてはこれをけとばしてしまふ。当時、社会党、民主社会党は、そのルートでもない、何とか国民のためにこういふ忌まわしいことはまかりならぬといふかたい信念で事態取捨に当たつたとしたが、議長出る幕でないというようなことは、これは大きな問題です。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま申し上げるうちに、あれは最終的にはそれができたと思ひますが、ただいま申し上げるうちに、これはやっぱり幹事長が中へ入つてその相談をした。そのときに、一番最初に断つておろすという話をうまく早くまとめ上げるのに役立つという場合もあるわけですが、そういう点は、かけ引き等、十分御了承の藤田さんがここで私にお尋ねになるといふよりも、十分御了承がいくつではないか、私はかような答弁をしたのでございます。こういう点は、やっぱり折衝の問題ですから、強ひばかりがこれに能でもないでしやうし、また、率直なばかりが問題を早く解決するゆえんでもない、かように私は思ひます。

○藤田進君 いや、そういうことは聞かんでくれと言はんばかりのことですが、これは大事なことろなんです。私にわからないし、国民にわからないから聞いておる。まあ一日並びに六日の事情については、お聞きいたしますと、全く支離滅裂——うなずかれましたが、そのとおりでしやう。(笑聲)さらに、具体的法理論その他については、亀田委員のほうで用意があるようでありますから……。

さて、そういう経過を経て、いよいよ事態取捨もないままに船田議長があつせんもけとばされたままに本会議だ。もう八日にはこれはぜがひでも中一日置いていよいよ本会議だ。ここで、社会党は、私どもその本会議を傍聴し、いろいろ党内部の状況を聞き、会議にも出て事情をお聞きいたしますと、法規典に照らして合法的にこれらの自民党並びに内閣のやつてきたことについて反省を求めつつ、あの事態に對して本会議の対処をしたいといふことになり、そうして直接関係の深い権名外務大臣の不信任案が出た。権名外務大臣は、もろに本会議もその辺のことは全く軽視しているかのように、慣例上その席に着いてひたすらその提案なり質疑なり討論なり聞くべきものが、本会議を捨てて外に出てしまふというやうなことがあり、やがて石井法務大臣——法的地位その他の所管大臣である石井法務大臣の不信任案が継続審議をされていく。ところが、突如として自由民主党の党籍を持つ船田中衆議院議長は、これまたどうですか、一分ですか、四十秒か、何ものも排除して、審議の議題に供せられていられるのを排除してしまつて、息も統かないかと思はれるやうに、そして自由民主党の諸君が間髪を入れず議長を包囲して採決をやつてのける。(ええとこや)と呼ぶ者あり)自由民主党の傍聴者である大谷君は、それがいいところだと言つていられる。これはあなたの意を体していることだろつと思ふ。(笑聲)あなたの、強行採決はしない、審議は尽くす、話し合いを徹してやるというこのことは、十一月一日、十二日に続く第三番目の本会議の席上で、強行抜き

打ち採決を改められるべきである。ところが、その前段に、幹事長あるいは久野忠治君とか総理と緊密な連絡を保ち、総理裁断によつてこれが行なわれたと一説には伝えられている。衆議院議長としては、かかることはやりたくない。いんや、質疑、討論あるいは答弁その他は五分間の時間制限をやる。これが審議を尽くしたり民主主義のルールにのつたものと思ひますか。趣旨説明はわずかに十分。議長としてもこれは無理だと言つていたという話であります。幹事長は、早くからその時間制限のことは記者会見でも漏らしております。きわめて計画的です。あの事態をあなたに指導されて、あなたの所信と照らしてどう思ひますか。掘り下げて私はこれは聞きたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどからお答えしたように、私の悲願でもあります。政治的なこの姿勢をとつてきているのは悲願でもあります。ぜひ民主政治、議會政治を守り抜きたい、かように思ひます。そういう意味で、多数党である自由民主党はもろにこのこと、私が総裁でございますから、また、社会党も公明党も、どうかたたいま申し上げるやうな民主政治、議會制度を守り抜く、こういうことでひとつ御協力を願ひたいと思ひます。

○藤田進君 いや、私がお尋ねしているのは、まのあたりあの状態を見て、今後かやうなことが何党内閣、何党において行なわれてもゆゆしい問題ぢやないですか。与党の議員が間髪を入れず乗り込んでいつて、そうして議長は権威に就む。何人會議場にいたか、確認もしない。イエスかノーか、賛成反対は何ら確認もできない。ああいうやり方で不信任案審議中に——かりにそういう不信任案の審議とかいふものがなないとしても、最後の果てには権威に紙一枚読めばすべてがきまる、会派勢力は一名の差で議長をとつていてもそういうことができるというのをここで将来に残すといふことは、問題であると思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどからお答えしているように、私は、民主政治を守る、議会制度を守り抜くと、その意味において御協力を心からお願ひしておるわけでありませう。こういう事態が重なって起るというふうなことは、まことに私のたえ得ないところでありませう。同時に、皆さま方も同様の感じだろうと、かように思ひますので、ぜひ御協力を願ひます。

○藤田進君 再び起ることはいかぬが、この間の分はあれでいいとおっしゃるんですか、それでは。

○國務大臣(佐藤榮作君) とにかく、今後はこういう事態を重ねてやらないように最善の努力を尽くすということでありませう。

○藤田進君 それは答弁になっておりませう。今後はかかることがあつてはならぬということだけをおっしゃる。この点については、今日以後どうするかについては、総理にただしなげられたい。それには、あの事態に対するあなたの所信に照らして、いいの悪いの、悪いとすればどうするか。いま、衆議院も空白の状態になっている。追加補正予算の提案もききやうなされると聞く。もうされたかもしれない。その他の重要な案件もある。それが一々最後には委員長が、本会議においては議長が、問答無用という形で法規も先例も慣行も無視してやっていくというふうなあの事実を認めて今日以後の事態をどうやってみても、これはもう本質的に今後に対処することにはなりませう。あの事態に対して今日どうするか。やつてしまつたらそれは何とかなる、二度と再び繰り返しませんと言つておけば何とかなる。もう一回起きれば、またそのときの話だ。一國の総理、絶対多数を持つ与党の総裁として、当然この段階では初めて公式の場において所信を伺うわけですから、あなたの偽らざる所信をここではっきりと、あの事態に対してまず認識をここに国民に問うべきです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私も、衆議院のあの事態がよいとは、かように私は申し上げておりませう。私もまことに残念だと、遺憾なことだ、かように思ひます。民主政治を守る、その基本には、やはり多数決というものがどこかではつきりするのじやないかと思ひます。これを無視しているところにどうしてもああいうような事態が起る。これは私はそういう意味の弁解をするわけじやございませう。どうしても早くほんとの民主主義、民主政治、この状態に進んでいきたい、そういう意味の各党の協力を願ひ、こういうことでなければこのことはできるものじやない、かように私は思ひます。一方だけがけしからぬ、多数が横暴だと、かように言われておりますが、私はもちろん少数政党の意見も尊重しなげやうな思ひます。しかしながら、少数党は、やはり国民の支持を得る面から見ても、正しい主張をしてはじめて国民の支持を得るんだ、かように私は思ひますので、その多数の意見、それによつて政治を進めることが民主政治の基幹でもある、このことはよく御了承をいただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、国会の運営その他についてよく話し合つて、そうしていただきたいのルールが打ち立てられる、これが最も大事なことで、かように思ひます。

○藤田進君 どうも、簡単に要約して申し上げているのに、その答弁は本質に触れない答弁で遺憾です。あなたのいまの御答弁にもあるように、遺憾であることを表明しながら、その遺憾なものは、もう一億総ざんげのような、そういう意味に問題をすりかえて答弁をしておられるように印象づけられるのであります。

ことばをかえて確認をしたい。いやしくも国会の成立のゆえん、憲法にさかのぼつて申し上げるまでもなく、憲法九十九条は、内閣総理大臣、そして各大臣をはじめ公務員はこの憲法を守らなげやうなことが明定されているのも、そこにあると思ひ、国民はもとより、これから発するところの国会法、衆議院規則、参議院規則、さらに当然である議院運営、そうして多年の積み重

ねた先例や慣行、こういう一連のものをルールとして守っていく、これは絶対不可侵の問題じやありませんか。いかがです。

○國務大臣(佐藤榮作君) 法令を守ることは、絶対不可侵の原則であります。

○藤田進君 その原則に照らして、十二日におけるあの衆議院の実態というものは、法規やあるいは慣例——ある特定の大臣の不信任案が出て、その審議中である。審議の途中であるというその途中に、与党議員が大挙なだれ込んで、そうして議長が棒読みにする、そういう法規や慣例があらば示していただきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまお話がございましたが、私は一貫した本会議の議事の進行、その状態でものごとを判断しないと、ただいまのように、自由民主党だけけしからぬと、こういうふうな判断を下されるんだと思ひます。あの前に行なわれている、次々に出される閣僚不信任、あるいはその投票におけるいわゆる牛歩戦術に名をかゝりての通路の占拠、あるいは演壇の占拠等は、お互いに慎むべきことじやないか。私はあまり言いたくないんです。社会党のこういう点についてもなるべく言いたくないんですが、ただいまのようなお尋ねをまた聞かれれば、私が民主政治を守るということはこういうことなんだ、ルールを守るんだ、法規、規則を順守するんだ、これは絶対なんだ。それは与党だけではないと思ひます。野党にもその責任があるんです。それではじめてりつぱな国会ができるんだ。これこそ国民の期待するところなんだ。希望するものだ。私が言っているのは、国民の一億総ざんげではございませう。主権者であられる国民に対して、私どもが議員としての責務を果たしていく、そのことを私も申し上げておるのであります。この点では藤田君と私と意見が食い違つておるはずはないと思ひます。ぜひ御協力を願ひたい。私どももそういう意味で反省もする。これはもうたびたび申し上げておる。したがつて、皆さま方の御協力を心からお願ひする次第であります。

○藤田進君 あなたは、質問の答弁に窮すれば、全然もうほかのことを言つてしまふ。これじやいけません。いや、牛歩戦術であらうことをやつたから——まあ、かりにそれが暴だとなつたがおつしやるなら、暴には暴で報いると、あなたはそうおつしやつた。これは民主主義じやないですよ。いわんや、牛歩戦術なるものは自由民主党がわが国では最初にやつてのけた。自由民主党が創始者じやありませんか。否定しますか、これを。自由民主党が創始者ですよ、牛歩戦術は。あるいは演壇において長時間の演説をもつて少数派が対抗する、これは日本だけではない。各国議会政治主義のもとではさやかな抵抗としてはもう許されてはいるのです。創始者である自由民主党の牛歩戦術けしからぬと。あまりにも得手勝手ではありませうか。と同時に、法規典に照らしてこれは不可侵であるという認識に立つあなたが、その法規典に照らして不可侵のものであるがゆゑにその典に法規に照らしておればやらせたのだ、やつたのだとなつたが評価する以上、そういう慣例、先例があつたら示してくださいと私は尋ねてゐるのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの牛歩戦術は、自由民主党がこれは創始者だということですが、お互いにこれはだれがやつたかというわけのものじやない。創始者が自由党であるかわからぬが、こういう事態はよくないというので、とにかく自由民主党はただいまそういうことはやらないと思ひます。したがつて、過去の事例で、これはやはり進歩の一助にしたい。これをやはり見まして、過去のことはもう間違つていた、今度はよくやろ、これではじめてりつぱな民主政治、議会政治ができる、かように思ひます。したがつて、私は、自由民主党が過去において牛歩戦術をやつたということは、それはそのとおりだろうと思ひます。また、ただいまの法規典に合つてゐるかどうかということですが、議長、副議長等、十分これは検討されて、そうして採決を見たのであります、その後におきまして、議長も

これはりっぱに有効な採決だということを申し出ておられますから、それを私が總理として、いやどうもどういうような実情なんだとか、こういふことを申し上げるのは私の答えるところではないように思っています。

○横川正市君 閣下。藤田君の質問に總理の答えている点で、相手側が納得をしないのに、どうも理論だけ飛躍をさせていくというところは、私は焦点をぼかす結果になるのじゃないかと思うのです。

その第一は、いま、あなたの自由民主党というのは、ここに二十二人議員がおられるわけですが、あなたの言いついては、大体御無理ごもつともで賛成のようです。しかし、野党の側に立っている者は、その答弁では納得しないという、そういう認識を持っているのです。これは論議の時点が私は違つておると思わないのですけれども、なぜあなたの言うようなぼけた答弁に、あなたの支持者、あなたの党の出席者は賛成をし、それから野党側は反対するの、この点をもう少ししっかりとつかんでもらいたいと思うのです。そのつかんだ第一点で申し上げたいのは、たとえば院の中の論議をされる場合に、先ほど官房長官は、七十日あるから審議ができると思つた、こう言いますけれども、十四日間かかった審議の結果でも、なおかつ竹島の問題は紛争として残つて、何年たつたら解決するかわからぬというほどにその問題は困難をきわめております。それを多数の人たちが納得をして、この条約はなるほどあなたの言うようにきわめて友好、しかも平和関係のいい条約だ、こう言うのなら、その点をなぞもつと明快にしないのか。一昨日私どもが幾つかの資料を要求いたしました、その資料であつても提出されないうもの、また十分國民に納得できるような答弁のできないうもの、これはもう山積しているわけですが、私たちは、この条約をとつて、一体國民がこれをあなたの言うように平和条約だと納得して受け取るかどうかという点については、まだまだ多くの疑問があるということを、これは最近二、三カ月の新聞を全部見てみますと、その指摘するところ枚挙にいとまのないものがあるわけですが、それだけのものを、これをもし納得をさせてくれるなら、私もこの審議というもののついでに十分な協力というものはあり得たと思つてゐます。その点を、都合の悪い点についてはそれを言ひ出さない。また、資料については明快にこれを言ひ出さない。そういうことで、衆議院の段階の審議というのは、たとえば秘密会議にするとか、これは外交上の問題だから出さないとか、いろいろ言ひ出さずして、たまたま公の機関で出されなければ、公党と公党間で出すとか、いろいろ言ひ出さずして本質的な問題の究明というのがあるわけがない。だから、与党と野党との間で論議が尽くされないという点が、いわゆる議場の混乱ともなり、あるいは議事が延びていくということにもなるわけなんです。こうした点を私は考へて、そしてつて、これらについて政府当局の態度そのものが明確になつてきて、はじめてあなたの言うようないわけの審議協力というものが出てくると思つた。(「阻止、審議をやめたい」と呼ぶ者あり)いま粉砕ということがあるけれども、粉砕といふこととは、あることと、これはあなたのほうでは絶対に通すといふこととの相対的なものです。審議の結果においてその粉砕が少数派によつてなされたといふ前例はありません。だから、ことばばかりをならえて問題をすりかえないで、粉砕しなければならぬと考へてゐる野党側に対して、なぞもつと明快な説明をするように努力をしないのか、(「簡単簡単」と呼ぶ者あり)この点を私も疑問に思つた。その点をひとつお答えいただきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 横川君のお尋ねですが、私はいへん、けつこくなことだと思つた。いまやりたいのはそれなんです。國民が納得できるような説明がしたい、政府が、そういう意味の質疑を

やつてくだされ。先ほど来冒頭に申しましたが、やつかく実質的な審議が望ましいのです。私はやつぱり実質的な審議をやる。いろいろ段取りについて議論をやる、その段取りも大事なことですが、しかし、これは事務的に段取りをきめることもできるんじゃないか。國民が期待するのは、どうもなんでも、段取りだけで日が暮れる、これは困るんです。どうして実質的な審議をやつてくれないうのか、それが非常に素朴な國民の要望です。私は、いま横川君の発言、ほんとうにその発言を待っていたという感じでございます。どうかよろしく願ひします。

なお、ただいまいろいろ資料等が必要だということをお話ございましたが、そういうことは当委員会におきまして十分審議されることだ、かように思ひます。

○横川正市君 何かことばばかりをとりかへて言うわけじゃありませんが、私の質疑に対して、与党である自民党のしかも理事の中で、長いぞ長いぞといふやうなことがありますが、總理はそれは考へておらないといふことですが、私もその点が實際審議その他に大きなまじりになつてゐるんだと思つてゐます。いま藤田委員が質問をしてゐる内容で第一に私どもとして疑点なのは、私も国会を通じて聞かされておる中では、理事会での話し合いとか、それから議事進行についてのいろいろ取りきめとか、そういうものが全部無視をされてあつて、強行採決になつた。こういう点で、これらの審議について非常な疑義を持ちますので、ただこれをおるわけなんです。總理の言うのは、実は審議をしてもいいのだ、こういうふうには言ひませんけれども、審議に入る前にその点を明確にしてもらいたい。われわれは会期延長とかなんとかいふことを別にどういふ言ひはない、たとえば土俵を大きくして、そのことで問題をさらされて、会期延長に反対するわけなんです。そうではないに、会期延長内でもあるいは本質的にその問題が解明されれば、われわれはそのことについて最終的に多数決の採決に従うのは、いままでもそういう方針で

たわけなんです。それから、これからはもういふたことについてはいささかも私どもは疑点を持つておらない。前段で明快にされない段階にいくと、多数でものをきめてしまふ。これが民主主義だといわれるところに、私どもは問題がある、こう思つておるわけですから、その点を解明してもらいたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは参議院の状況ではございません。参議院におきましては、十分、特別委員会のもとに各理事を開かれて、いろいろ相談しておられる、こういうことでございまして、これからはいづゆる民主制のものごとがきまつていくのだ、かように思ひます。それについて今日まで十日ばかりたつておる、かように思ひます。ただいまの審議が非常に大事だ、かように思ひます。たとえば私どもも最善を尽くしてまいるといふ決意でございます。各委員の方々も特別委員会に御協力願つて、そしてそこで審議を進めていくといふことであつてほしいのであります。

衆議院のいろいろの問題が先ほど来いろいろ究明されておられますけれども、これはやはり私も議席を持つ者として、また總裁というその立場におきまして、どうしてもよりよい議会政治ができるか、よりよい民主主義が守れるか、こういうことにやほり苦心しておるのであります。そういう意味で、衆議院のあり方といふことを批判するよりも、衆議院のやつたことについて、私どもが、これはよくなかつたとか、今度は参議院ではどういふようにするとか、こういうものがあつてほしいのじゃないか。私は、そういう意味で、ぜひ各人が知恵を持ち寄つて、そして過去の悪い例を前例にしないで、そして前進していく、いい方向で建設的に研究していくといふことが望ましいと思つたのであります。私は、そういう意味で、ぜひともこの実質的な審議に入つていきたい、かように思つたのであります。

○横川正市君 私は、總理の言う実質審議に入れといふその実質審議といふことは、実は、いまま

での例からいいますと、審議をやらせれば、あるいは時間をたせば、そうすれば、かりに問題が残つておつても、その問題の解明がされない段階であつても最終的な態度がきめられる、それが民主的だといふふうに考えられておるところに問題があると思ふのです。なるほど私もはいまでも幾つかの案件を賛成反対で議決してまいりました。参議院の場合におきましても、政府から提出される二百数十件の案件の中でも、ほとんど九割から九割七、八分まで賛成反対でものごとというものは議会の正常な運営の中でまづいていくわけなんです。しかし、その年の最終段階になると、必ず一件とか二件とかは紛争を起し、議院政治が国民から批判をされるような結果になつてくる。この運営についてもとと野党間のいふゆる慣行とかあるいは法規典札とかさういったものが十分に論議をされて、それが守られて進められていくという、そういうことを議会の運営について国民は期待するのだらうと思ふのです。そういう運営を期待するのだらうと思ふのです。そういう運営を期待しているのに、われわれが一体どうしたからこたえられるかということに論議の焦点を合わせていくと、いままでのように、多数をとつておるから、いってみますと、衆議院はあなたのはうは二百九十何名、社会党は百四十何名、三百名近い池の中に少数を泳がして置いて、言わせるだけは言わせるけれども、最終的には自分の意思というものは通せばいいんだと、あるいは参議院の場合には、百三十何名かの自民党のおりの中に、参議院の七十四名から八十名泳がしておけばいい。言わせるだけ言わせば、あとはおれの意思でものごとをきめてしまえばいいんだ、ああ、私はこれは議事というものは円滑に進まない、こう思ふんです。たとえば、いままでの前例から見ると、河井議長のおきには、これは与野党間で、衆議院で議決されたものに対して、先輩の言をかりますと七割から七割五分修正意見を出して衆議院に回付した、こういう例があるという。ところが最近議院運営が多数党である自民党の一党に

よつて、しかも党籍も離脱しないで運営されたということになる、これはもうさういふ先例が全く小さく、少なくなつていく。そういう議院運営の積み重ねが、実は与野党間の不信となつて、今日多くの問題点を生んでいるんだと私も思ふんです。しかも、今回とられた衆議院のあつた暴挙というのは、もし総理があれを前例としなうと言ふのなら、私は幹事長とか副議長とかの言の中に、あれは正しいんだという一方的な言い方じゃなしに、国会法であれができた認識するならば、さういふことができないための国会法の改正を行なうというように、あなたのはうが姿勢を正して、初めて私は話し合ひとか何とかという土俵は出てくる。ところが、やつたことは全部正しい。これからは——正しいけれども野党側の無理があつてやつたんだから、これからひとつ無理ないやうにやつてくれというだけでは、私は議会の民主的な話し合ひの場というものは前進しない、こう思ふんです。いま藤田さんの言っているいろいろな問題というのは、議會を民主的に運営するために、あなたたちのとつた一つ一つの行動というものの、これは国民を含めて批判があるわけですから、どう答えるかという点を答えてもらいたい、こう私は思ふんです。

○国務大臣(佐藤榮作君) まず第一に、国会の問題は、お互いに与野党とも一つの協定、ルールがあつて、この協定に従つていろいろやつていらつしやうと思ふ。衆議院の場合には、最初は協定をやつておりましたが、無協定の状態に入つたといふことを宣言された、さういふところが問題が起つたのだと思ふ。で、この協定はせひとも續けてやつていただきたい。その場合に、横川君が言われるように、大きい自由民主党のはうがもっとその気持を持つてくれないと困る、これは確かに話のとおりだと思ふ。私は自由民主党が多数党であるだけに、それは謙虚でなければならぬ、かように思ふので、さういふ意味では十分今後とも謙虚な努力を續けていくつもりであります。ただ、しかしながら、多

数党も謙虚になるが、少数党もやはりその辺はほどどにひとつ願ひたい、かように思ふ。それからもう一つ、ただいま言われました河井議長のおきには云々と言われましたが、法案は非常に原案を修正しておるものが多い。これは与野党とのいふゆる協定といふますが、話し合ひによる修正だと思ふ。しかしながら、どうも見受けまうに、外交問題についてはさういふ点が見ることができない。もう一つは治安問題。さういふような問題になりますと、どうしても与野党の対立が激しい。ことに外交問題につきましては、ただいまの状況ではどうしても与野党が相いれない状況である。このことはわが国の不幸である、かように思ふので、ただいまの与野党が話し合つて修正するといふのはいい慣例だと思ふ。重要法案においては、今日のような対立を見ないやうに、とにかく政争もまあ水際でとまるとか、外交の問題については、これをとことんまで争うといふようなことが改善されることを心から望むような次第でございます。

○藤田進君 いや、横川委員の指摘されるのは、その実例、過去の、累積から見ても、もう問答無用、多数横暴といふあらわれを指摘したわけでありま。

さて、議會の運営というものは非常に大切なものであることは、総理も認識されているはずで、これがくずれたならば、議會制民主主義がくずれるわけでありま。しからば、その基準は何か。まず、憲法であり国会法規である。先例である慣例である。よつて総理はこれは不可侵だ、これは運営の基準です。これを犯してはならぬ。各会派にその態度がなければならぬといふことを指摘するのであります。

そこで、総理、総裁に対して十二日、あるいはそれ以前、六日、一日、あるけれども、これらを含めて、特に問題をシンプルにするために、十二日の衆議院本会議におけるあらは、法規、慣例、典例に照して不可侵であるその所信に全く抵触し

ないといふものであるのかどうか。私どもの見解では、法規に従つて提案をし、これによつて審議が進められる。その審議の途中で、これを一方的に議長が排除して、棒読み、しかも大切な本会議で、討論もないうちに、討論の通告がないからといって、あるはずがないんです、あの時点で、これはかつて慣例にはない。法規にもさういふことはないと思ふが、総理としては、その不可侵であるものは犯していいと言われるならば、いつ、何国会でこのやうなことがあり、慣例化しているのかおつしやうていただきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはたいへん異例な決定を見たのでございまして、さういふ意味で、いろいろな批判がある、かように思ふ。しかし、直後におきまして、議長、副議長がこれは有効に、りっぱに採決が終つたんだといふことを申し上げまして、合法的に終つたんだといふことを申し上げておられますから、これは私としては、その議長のその言を信ずる、かような立場でございます。

○藤田進君 船田中氏も議員である自由民主党が支持し、議長に、あるいは田中副議長にしたのである。議長が宣言すれば主観的にこれが合法であり、妥当であり、その後のその機能が發揮できるといふその考え、方にも、これは問題がありま。議長の宣言で、ものがきまるのではない。これには客観性がなきゃならぬ。法規、慣例に照して妥当性がなきゃならぬ。それはいいが、さういふやうに、国会運営そのものについてベテランではございせん。いわゆる専門家でもございせんが、ただいま議長がこれは有効だと、これは違法ではないのだと、さういふ——合法だと、かように宣言しておられますので、私はその意見を尊重すると、かように申し上げるのであります。

○藤田進君 総理の発言は、自由民主党を背景に持つ政党内閣の首班である。あれと同じことが、わずかに一名、あるいは衆議院において、あるいは参議院においてです。参議院ではあと三年足ら

ずの選挙でどうなるか。わずかに七、八名の移動によって特定政党の絶対多数がくずれられるかもしれない。また過去の選挙の趣向から見てです、わずかに七、八名の移動によって、衆議院では自由民主党が多数第一党であるとかりにしてもです、参議院ではそういう場はないかもしれない。これは容易に予想し得るところです。その際、あれと同じようなことが行なわれ、かつ議長は合法なり、正当なりと宣言すれば、これにあなたは服するのかがうかがうてみたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 議長は私も選任した権威のある存在であります。私はそういう権威を尊重することが民主政治の上から望ましいことだと、かように思っております。

○藤田進君 同様なことが自由民主党の議長ではないという場合に起きても、あなたは同じ論理をもって議長宣言をこれを認めるということが言えますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、権威は十分尊重するといふ考へ方に徹しております。

○藤田進君 その権威を尊重するといふことは、たとえ船田中自由民主党出身議長ではない場合でもあのようなことは、これは認めていくという態度ですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま権威を尊重すると申しましたが、そのとおりでございます。それは自由民主党の人だからとか、あるいは社会党だからそれは認めないとか、こういうようなことはいたしません。権威はどこまでも権威としてこれを認め、尊重していく考えでございます。

○藤田進君 何党であらうと、出身がどうであらうと、衆議院、参議院を問わず、議長があのような同様なことをやって、これは有効なり、合法なりと宣言すれば、そのまゝあなたはそれをもう何のちゅうちょもなく受け入れる、こう解してよろしゅうございませうかと云つておる。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどから何度もお答えしておりますが、さしつかえございません。

○藤田進君 では、何らちゅうちょなしに、あのやり方である結果というものを、佐藤内閣が続いている場合であらうと、自由民主党を背景に持つ自由民主党内閣首班としては、また総裁としては、これは認めると言われるのですか。はつきり言つてください。

○国務大臣(佐藤榮作君) 権威を尊重し、権威のやることにについてはこれは認めていくという考へ方でございます。それが自由民主党であらうが、あるいは社会党であらうが……ただ私が先ほど来申し上げておりますように、こういう事柄は望ましいことではないと申しております。望ましいことではないものは、これはたびたびそういうことをやってもらつては困る。これだけははつきりいたしておりますから、私は権威ある議長としてどういう処置をとられますか、それをそのときに私も考へていけばいい。とられる以上、それはやはり権威はどこまでも尊重していくといふことでございます。

○藤田進君 奥にもものはさまたたうなことでなしに、どうもあやういことは望ましいことではないからたびたびやつてくれは困る、わが党の内閣のときはまああれはやむを得なかつた、そうおつしやるのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) わが党内閣ということに限りません。

○藤田進君 何が限らないのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 社会党内閣だつたら反対するといふわけじゃございませんといふことです。

○藤田進君 意味がわからないから答弁ができなにかどうか。船田衆議院議長自由民主党出身が棒読みで読んで、いよいよ最後に息がつかないやうな調子、しかも法務大臣の不信任審議の経過だ。手が込んでゐる。そして未明にあつたという間に与党議員がなだれ込んでいつて、そこで読んでいく。その結果については、これは議長が合法なりと宣言したからこれは合法であり、妥当である、こうなつてゐることをあなたは認めになつて

ているわけですね。そのことが他の政党出身で行なつた場合でも、そのまゝそうだとあなたは納得して、ちゅうちょなしにそれをお認めになるのですかと云つてゐる。権威とか何とかやこしい包括語でなしに、あのとおりをやつてもあなたは認めるのですか。たびたびやることは困るが、たびたびでなかつたら認めるわけですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど来申し上げたこととおわかりだと思ひますが、私は、議長がわが党の議長でやつたのだ、だから承認したのだ、こういうのではございせん。議長といふものが社会党であらうが、民主社会党であらうが、これは私さしつかえない。そういうものはその権威は尊重しますから、その決定には私もそれに従いますといふことははつきり申し上げたわけであり

ます。で問題は、いろいろな議論が出ておりますが、国会といふところは、ただいまのように非常に単純なお尋ねでございませうけれども、暴力はどこまでもこれは排撃しなければいけない。これはもうはつきりしてゐる。このことはほんとうに国民も心から希望しておるのだから、期待しておるのだから、国会においては衆参両院におきましてそのことには徹することが必要だ、私はかように思ひます。それで私は議長のとつた態度はそういう意味では非難を受けるような筋はない、かように思つております。

○藤田進君 これはゆゆしい総理発言ですよ。あなたは所信表明を今日も徹動だもせず認め、そして一方のやり方は望ましくない、好ましくない、遺憾であると言ひながら、一方の発言では、議長のとつた態度は正しいと思ひ、こういふことは。そして、さらに何党がやろうと、あのようなことを——私が指摘しながら質問したに対して、何党であらうとその区別はない、あれを認めていくと、それで議会制民主主義が守れますか。何党であつてもこういふことは許されなかつた。何党ですか。あなたは暴力と言はれるが、何をさして暴力と言はれるのですか、この二点について。私は重大なあなたの御答弁だと思ひ。何党

であらうとあれを認めるということではないんですか、それで。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、先ほど来申し上げておりますように、権威は認める。権威の決定だといふことを先ほどから申し上げた。ただいまの船田議長がとられたことは、これはその行為だけ抽出して、そして是非を論ずることはこれは望ましくない。このことを、全体の経緯全般をやつぱり申し上げておる。そしてこれが異例なことだといふことも申し上げました。望ましいことではないといふことも言つておる。しかしながら、これをやらなければならなかつたのは一体どこにあるか。どういふことなのか。私も必要なのは正しい民主主義を守ることである。それを育て上げることである。議会制度を守ることである。このことに徹したい。これが私の考へ方であり

ます。したがひまして、ただいまのように、一つを引き抜いて、それについての批判、こういうやうなことは、これは子供じやないのだし、もつととなになられて、こういふものを十分見ていただきたい、私はかように思ひます。

○藤田進君 非常に重要な段階に入りましたから私はさらに質疑を続けますが、法規典例はこれは不可侵である、そうなんでしょう、答弁されて、速記にも載つてゐる。これは異例なことだ——不可侵であるのに異例なことをあなたは許すつもりですね。そして、経過については私は説明してゐる。自分こそがその経過をよく知らないといふ——十一月一日以降について、る説明しながら質疑を重ねたけれども、肝心なところはあなたこそが知らないと言つておる。その知らない経過を踏まえて、経過を言わなきゃ、あれが正しいかどうかといふやうなことは、これは通解ですよ。私は何党であらうと、棒読みにしてあやうい状態で重大な案件が可決されたといふことは、これはきわめて民主主義議会政治のこれは危機であるし、独裁であると心得ております。このことをあなたはがこの特別委員会でも初めに公的な発言をされる場においてあいまいにされることは、まことに遺憾で

で、もちろんこの意味では国会との連絡はあります。その議案がどうなるか、あるいはその議案に於いて審議されるか、されないか、かような意味での仕事はあるわけでありまして、したがって、国会運営それ自体には直接関係はありませんけれども、間接的には、かような仕事を持っていくわけでありまして、竹下副長官がこのような目的で行ったのか、あるいは他の目的で行ったのかは、私どもは承知をいたしませんけれども、ただ、藤田さんから御注意があったように、そういうような行動ではないかというようにおしかりを受けければ、今後そういうような誤解を受けるようなところには立たぬように注意いたします。

○藤田進君 いま私が申し上げて知ったようなことを言われますが、あなた方は新聞は読んでおられませんか。岸さんは読まないと言ったんだが、弟さんのあなたなり官房長官は、これは読んでおられるでしょう。いま指摘されて初めて気がついたんですか、これは。

○政府委員(橋本登美三郎君) 新聞は、商売柄、よくこれは読まざるを得ませんので、できるだけ読んでおります。写真のほうは、ちらっとこう見ただけで(笑)注意が十分でなかったかもしれないが、しかしながら、いま指摘されましたように、そこにちゃんと顔が載っておりまして、今後誤解を受けるような行動はとらないように、強くこれは注意をいたす所存でございます。

○藤田進君 笑い話で済ますわけにいきません。ああいう暴挙をあえて行ない、そうして、こういう事態を引き起こし、そうして今後そういうところに立たないようにと……与党全員を含めてです。こういう背景のもとに行なわれたわけですから、この事態そのものについて事態取捨をどう考えますか、総理は。竹下君も含むだろう。またその他も、肝心かなめの議長が宣言している。そうして衆議院は空白の状態。追加予算その他、衆議院先議案件は山ほどある。やがて通常国会を迎えようとする。国民は不景気と寒さにひしひしと追われてくる。国際情勢は、あなた方は、これは

流動的だというのが、大激変期にある。国連の状態を見て、何か新たな――私は、あなたとしては決意がなきやならぬと思う。そういうときに、あの事態というものを、あれは例にしないで、今後ないようにして、というはおかぶりであなは押し通せると思うのですか。けじめをつけなければなりませんよ、これは、そのけじめの方策いかに。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、いろいろ問題がある、また具体的に進めなければならぬ問題でございまして、そういう意味で、国会を一日も早く正常化する、そういう方向で努力してまいる所存でございます。

○藤田進君 その具体的な、総理、総裁としての対策をお伺いしたいと思う。ただ抽象的に、早く事態を取捨し、空白をなくし正常化するということとは、これはもう、これだけならみな一致すると思ひます。それはそれなりに、過去の経過をふまえて、本件、いままかかっている日韓問題を含めて、どうするかということ、議会運営の責任を重大に持つところの多数党、その政府、総裁といふものは、国民の前に納得のいく具体方策を示される必要がある、もうすでに段階です。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、しばしば言われておりますが、申すまでもなく、国会は話し合ひの場だと言われております。十分話し合ひを尽くして行かなきゃならない。そういうところで、これをいかに取捨するか、その正常化、具体化の道を見つけていく、こういうことが望ましいのではないでしようか。これを一方的に、自由民主党はかく考える、こういうだけでは、なかなか納得がいかれないと思う。各党派とも十分相談をして、そうして正常化の方向へ努力していきたい。これが何よりも大事なことで、かように私は思ひます。

○藤田進君 その具体策が、現時点においてはあつて、ないのですか、総理。

○国務大臣(佐藤榮作君) 現時点におきまして、先ほど来言われるように、なかなか見つからない、

い、こういうところがいまの状態でございます。そこで、議長もいろいろあつておられる。また、各党におきまして、それぞれの動き方をしている。議長が……

○藤田進君 議長は病院だよ。

○国務大臣(佐藤榮作君) もう帰ってきておりますから、いわゆる党首会議を提案するというような記事が新聞に出ております。そういう意味で、とにかく話し合ひをすること、これが一番必要なことだ。諸君も、話し合ひをするところだ、その場が国会だと、話し合ひしなかつたから過去に於いてああいう間違いができたのだ、かような指摘をしておられるが、私は、とにかく話し合ひの場、話し合ひをすることが望ましいことだ、そうして、その解決策を見つけていくことにならなければならぬ、かように思ひます。

○藤田進君 きわめて抽象的であり、現在のところ何の対策もないというところは、これこそまた、さらに汚点を残すものであります。船田衆議院議長が病氣と称して病院に行つたあと、議長の代理をつとめていた田中副議長は、社会党に対して、たまたま抗議をかねて参りました際に、また、院外における有力な学者、文化人等とその席上において、衆議院議員、与野党含めて全員の辞表を出して、そういうものにおいて解散をすべきだ、これはどうか、という具体案が出ております。これは、もとより佐藤総裁のもとにおける自由民主党員であり、その出身議長代理である議長は権威を尊重するといふあなたの先ほどの言からすれば、このことを、あなたは、いかに受けてどうしようという態度であるのか、具体案の一つとして聞きたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 解散権は、御承知のよう政府が持つておられますが、私は、ただいま解散するような考え方を持つておりません。ただいまの具体的な提案があれば、十分相談もしてみますが、私自身さうな提案を受けておりませんし、私自身、先ほど申し上げたように、解散する考え方は持つておりません。

○藤田進君 佐藤内閣発足以来、いまだ衆議院総選挙という洗礼を受けていないというのが、世論の一つの大きなポイントになっております。いまこの場で解散ということではできないとしても、当然、でき得べくんば、日韓問題が上程される前に、固有の問題として解散によつて世論に問うのも一方法であつたと思う。しかし、事ここに至つて、かような民主主義議會制を破壊するような、破壊しているような、こういう状態に於ては、解散という、これ以外に方法はない。民意に問うべきです。いま解散を考えていないとは言ひながら、しからば任期いっぱいというところでもなかろうかと思う。解散というその手段については、いまという時点は一応おくとともに、総理として、すみやかな時期に解散に問うて、国民の意のあるところを受けて、再び信任されるかどうかという、このこと自体、民主政治――選挙はその出発点であらうと思う。そういう、今という窮屈なことではなくて、この事態取捨の一つの方法論も含めて、政局全体の動向も見きわめた上でやると、かりにしても、しかし解散といふものは絶対回避するといふようなことであつては、この事態そのものは前進しないと思う。そういう幅をもつて考えたときに、いかがです。

○国務大臣(佐藤榮作君) お尋ねが、ただいまといふ、そういうお考えじゃないというお話でございますが、まあ、もちろん今後の情勢がどんなになりますか、そういう事柄から判断しなきゃならないことだらうと思ひますが、とにかく、解散といふものは、これはもう伝家の宝刀という表現でしばしば言われておりますが、そういうものを、あまりちらつかすことは、私としては、あまり賛成しないのです。したがって、これについては、よほど慎重な態度で取り組んでおるといふのが、ただいまの心境でもあるし、今後またさういうことで、解散については慎重に扱ふ。かように御了承をいただきまして間違ひはないように思ひます。私は、この問題を慎重に、重要な問題として慎重に考えておるといふことでございまして。

○藤田進君 ちらつかせないで、抜き打ち解散ともとれるわけでありませう。かつても抜き打ち解散というのがあったのです。話し合い解散というのもあった。事取捨を含めて、経済情勢、外交あるいは軍事……。重大な段階に差し迫っている日本の置かれてある状態から見ると、この際、社会党はすでに具体案を出しているんです。この事案は国民の信に開く以外にはない。これをさばくものは国民以外にはない。よって解散を内閣に迫っている。あなたは、あくまでも話し合いでいくべきだと言ふ、ことばでは、とするならば、これを示す意味で、解散について野党と話し合つたらどうですか。党首会談も用意しているようだし、解散ということについての話し合いをやつたらどうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御意見は御意見として先ほど来拝聴いたしておりますが、ただいま解散について話し合ふ考えは持っておりません。

○藤田進君 議員が与野党含めて総辞職というところについての田中議長代理のことは、まだ聞いていないと言われますが、新聞その他では御承知かと思ひます。しからば、解散について話し合ひたい、そんなかたくななことで、野党との調整がとれると思ひますか。しからば、いまの副議長ないし議長代理の提案する与野党——内閣が解散しなければ、みんな総辞職の形で解散というものを實現するという意見が、与党出身の田中副議長から出ていることは事実でしょう。じゃ、この方法について与野党が相談したらいいががです。それなりませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 田中副議長は非常に具体的に提案していると言われるが、実は総裁である私は、議員である田中君の、副議長のそういう意見はまだ聞いておりません。それは当然私に相談されるだろうと思ひます。そういうものは聞いておりませんが、それは新聞で報道されたと言われておりますが、私が聞いていないことだけは事実でございますから、その点は御了承お願ひたい。そして、ただいま申し上げることは、私

は謙虚に話し合つてみたい、かように思つております。いま、具体的にどういうような事柄で話をするかというようなことまで進んでおりません。私は、話し合ひ場合に先入感を持つことこそ、これは間違ひを引き起こすものと、かように思ひますので、私は、そういう意味でも、ただいまのような総辞職などはやや不穩当な考え方じゃないかと思ひますので、話し合ひにしても、もっと別な方向が出てくるのじゃないだろうか、かようなことを期待いたしております。

○藤田進君 手前からすれば、内閣の総辞職、これに値する事態です。これはどうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま、さような考え方をしております。

○藤田進君 事取捨の方策は何ら与党としてもない、総裁に集まつてきている具体策は何らない、事取捨を早くしなければならぬ——これで多数党として政権を持つている政党としての責任が果たせませうか。具体的に指摘しても、それはとらない、これもとらない——それで話し合ひになりますか。議院解散ということについても話し合ひてみようかと……。過去に例もある。話し合ひの内容については、ここで規制も私はむずかしいと思ひますが、その話し合ひさえしないという、これを問答無用じゃないか。

さて、これから参議院は、あの事態の上に立つて、日韓の一連の案件が適法に議決されているかどうかということは一応別として、いかに、日韓のこの基本条約ほか、それぞれについて、日本にとつても、あるいは世界の平和にとつても、ゆゆしい問題であるかの実体は、これからみっちり審議することにしたしております。

ところで、日韓に関する限り、特に異例な措置で、参議院においても、自由民主党のそれぞれの機関を督促して、再び、衆議院の十一月一日、六日、十二日の事態という、あるいはこれに似通つたような強行採決といったようなゴリ押しを、あなたは党を指揮しておやりにならうとするのかどうか。参議院当委員会の寺尾委員長は、冒頭、委

員の質疑に答えて、強行採決その他毛頭いたしませんと、まあ言つてきた。ところが、与党や政府の圧力の前には、総理も、前回、第二回の委員会ではここに出席されていたけれども、委員長職権というところに追い込められざるを得なかつたのです。こんな突然、四時だといつて開いても、総理はか、職務の職責上出てこれないだろうとおもふはかつたが、待つていたとばかり、みな出てきた。いかに緊密な連絡のもとにこのようなことが行なわれているかは、事実が証明する。そうしてさらに、さきには、本来温厚であり、公平らしき重宗議長が、これまた党籍離脱の問題等いろいろあつたけれども、おれは公平にと言われたけれども、議長職権で本会議を開くという事態になつた。こう考へてまいりますと、あるいは自由民主党政府が言うように、適法に成立したとし、さらに憲法の明定するところの自然成立、十二月の十一日とか聞いております。これをめぐりにゴリ押しに——会期は十三日までである。あるいは予算その他に名をかつて会期延長もするというようなことが、与党幹事長その他からしばしば漏れてくる。こういう状態でも、どうも本会議議長、当委員会委員長と、だんだんと差し上げられ、突き上げられてきて、そうして職権、職権を続けてきた。参議院としても今後が思ひやられる。

そこで、私も社会党あるいは公明党は理事懇談会にも出て、何とか審議を實際に尽くしたいし、尽くすためには何月何日まで、会期は十三日までであるから、全体の日程というものを、何月何日は何時から何時まで、総理の都合はどうなる、外交上の外の見はどうなつてどうか、たまたま十二時ならばそのときは休憩とか、それでは各党にどの程度の時間が割り当てができる——御承知の参議院は当委員会に委員が一名しか出ていない会派が三つもある。こういう人たちに十分発言ができるように、まず大まかに会派の時間割り当てをし、各会派ではその質問者の持ち時間と順位をきめて、そうしてほんとうに国民の期待する方向で実質的な内容を深めて世論に開いてみたいという

ことに對して、昨日までは、いやそれはいいが、与党としてはそういうわけにいかぬ、まあきめたところで公聴会ぐらいまでだといふことで、前進をしていないのです。きよ、あす二十五日に質問をすることに、私もはまげて折れてここに臨んでおりますが、それじゃ藤田進が何分、何時間やるか、その次は何時間やるか、そういう時間の割り当てを従来慣例としてやつてきた、これこそ慣例で。それも全然できない状態なんです。こういうことでは、最後の果てに、いやいやおれのほうは、公聴会も済んだのだ、自然成立を待つていたのじゃ国内三法があぶないからそうはいかぬと、まあ理由はいろいろを言つてくるか知れませんがね。衆議院がどうも聞かないのだ、政府もなかなか強いのだと言ふかもしれません。理由は何であれ、十二月一日の公聴会が終わつて、いや五日だ、六日だ、あるいは七日になる、あるいは八日になるかもしれない。かりに自然成立があるものとしても、それを待たずに、衆議院と同様なことがここで繰り返されるといふことは、私どもは全くこの道はとりたくない。本日私と亀田委員が質疑をする予定であります、今後の参議院の運営を見るときに、どうも衆議院と同じようなやり方で行われるのではないかと危惧が、国民にもわれわれにもあるから、貴重な時間を費やして、総裁、総理にその信念を伺つて、そういうことを期したいといふのが本意であります。あなたの本会議以来の所信表明、質疑応答を通じて、どうもつかみどころがなかつたけれども、しかし、そのせつなせつなには重要な発言もされてゐる。あとで私は静かに振り返り、速記録も再三読み返していきたいと思ひますが、今日以後の参議院の事態において、再び衆議院のような状態は繰り返さない。あくまでも話し合ひ、話し合ひがまともまらなければ多数決で、いや委員長職権で、本会議は議長職権で——そういうようなことであつてはならないと思ひます。これらについて、総理の自由民主党を率いる立場からも、ただしておきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私の考え方は、いまま

で、このところでおわかりいただいたと思います。ただいま藤田委員からお話しごさいますように、衆議院のような例はやりたくない、そのとおりだと思ひます。私も、自由民主党の總裁といたしまして、衆議院のような形でこれが決定を見るといふようなことは好ましいことではない、かように思ひます。どこまでも、お話し合い、また相談なくで、すべてのものを進めていきたいと思ひます。先ほどもお尋ねがございましたが、やはり各党で協定事項として話し合つていく、そうしてそれをきめていくということでありたいと思ひます。また、重要な議案でありますだけに、どうしても審議を尽くして国民に納得のいくように政府も努力するつもりであります。また、皆さま方も、そういう意味で御協力を得たいと思ひます。同時にまた、どこまでも事務的に処理できるものは事務的に処理する、こゝういふ考え方であつてほしいと、かように思ひますので、どうかひとつ、私どもの反省すべき点、これはもちろん反省するつもりでございますから、謙虚な立場で皆さんとも相談をしていきたいと、かように思ひます。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○藤田進君 参議院の今日までの理事懇談会等での実情は、その一端だけを申し上げたわけですが、参議院が、そういう会派の複雑な事情にある、最後には質問もしないで引き下がつていかなければならない、引き下げられる、排除されてしまふといふようなことがあつてはならない、こゝういふ実態は十分つかんで、与党について適当な指導をしていただきたい。

それから先ほど資料については当委員会でも十分論議されるであらうということですが、ですからそれはそれでいいとしても、いやしくも、理事会なり理事懇談会、さらには当委員会が議決した資料については、政府としても、こゝできめたものについては当然出していただきたい。この点はいかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 資料の提出等で、政府と国会とで問題を起した例が幾つもあります

が、政府は、この問題については、法案や議案がたいへん重要な案件でありますだけに、資料の提出については皆さまが必要とされるものではない、ただ御要望に沿うように努力いたします。

○藤田進君 いや、委員会できめて要求しても、できるだけというのではなしに、委員会がきめたものは出すということであつてほしいのです。できるだけとか何とかというところで、選択権があるといふようなことではなしに、その点を聞いていふのです。資料のことをごたごたともめたんでは、内容を審議させまいとする手段に使われまから。あなたのほうで。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、ただいま委員会決定——これはおそろく理事会その他の手続を経てやられるので、問題はないだらうと思ひますが、私が一応逆轉をつけた答弁をしておりますのは、事柄が外交上の問題でございまして、資料等につきましても、こゝで全部引き受けましたと、こゝう言い切れない。その辺のところはどうか御了承いただきたいと思ひます。

○藤田進君 場内の交渉の結果、総理あるいは委員長も、そろそろ食事も必要であらうというおもんばかりもあり、休憩にしたいという申し出もありますから、私は、さらに総理に對しまして、現時点以後における、あるいはあの事態についての速記等を十分見た上で引き続きたしたいと思ひます。一応そゝういふ理事間の申し合わせができた以上、私は率直にこれを尊重して、休憩に入ることになります。

○委員長(寺尾豊君) 午前中は質疑はこの程度にとどめ、午後は二時再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時十五分開会
○委員長(寺尾豊君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等承認を求める案件及び関係

国内法案の四案件を一括して議題といたします。午前中に引き続き質疑を行ないます。亀田得治君。

○亀田得治君 午前中、藤田君から衆議院の事態に對しまして、総理に對し、主として政治的な立場からその所信を伺つたわけでありました。いろいろ事実関係等も相当明らかになつておるわけでありましたが、私はもう少しこれらの点について審議を深めて、そうして今後再びこのやうなことが起らないようにしていかなければならぬと考えております。そゝういふ立場から、まず最初に、私は本来ならば十一月の一日、六日、こゝういふ時点等についても触れたいわけですが、それはひとつ省略をします。端的に、国民が一番驚きの目を持って見ておる十二日の未明の問題にひとつしほりました。討論を深めてみたいと思ひます。法律的全見解等を申し上げる前に、その時点における総理の行動、これをお伺いしたいわけですが、こゝに、総理は本会議場におられていたのかどうか、これからまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 当時、議席におりました。○亀田得治君 いたんですね。○国務大臣(佐藤榮作君) 議席におりました。総理大臣席といひますか、別にあのひな壇にはおりませんでした。

○亀田得治君 前日の十一日は総理はどこにおいでになりましたでしょうか。○国務大臣(佐藤榮作君) 十一日は国会あるいは総理官邸におりました。

○亀田得治君 国会か総理官邸、まあこまかいことは覚えておられないでしょうか、大体国会内におられたのじゃないでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 午前中たしか登院をしたのが九時過ぎであつたかと思ひますが、あるいは十時近かつたかも知れませんが、十二時半くらいまでは国会におりました。それから総理官邸

のほうへ移つたように思ひます。また夕方は国会におりました。

○亀田得治君 いずれにしても前日国会内、または近くの総理官邸におられたわけでありましたが、その間に衆議院議長なりあるいは衆議院副議長とお会いになる機会というものはなかつたわけでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま記憶をたどりつつ思い起こすのですが、大体十一日の未明に本会議が開かれて、そうしてその後すぐ休憩に入つた、そうしてそれが午前中も続いて、かゝうに私記憶しておりますが、私が登院して、その間の事情を幹事長と打ち合わせをした。私が十二時過ぎに総理官邸に移ります際に急に思ひ出して、エレベーターの付近から議長室へたずねていった。議長は顔だけ見て、たいへん問題のやうだなと言つて、それだけですぐ引返して総理官邸のほうに移つた。御承知のように、当日は十一日の夜おそく国会は開かれたが、直ちに延会になつたといふ状態でありましたので、それらの間、いわゆる国会休憩している間、別にこれといふ相談があるわけでもありませんので、私自身は総理官邸にいた、こゝういふ状況でございます。ただ、十二時過ぎに議長室に参りましたが、そのときはほんとうに顔を見た程度で、すぐその部屋を出ております。そゝういふ状況であります。

○亀田得治君 十一日の十二時過ぎに議長室に行かれたようでございますが、何分ぐらゐそこにおられたわけでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうもわかりませんが、三十秒ぐらいじゃないでしょうか、一分以上ではなかつたと思ひます。やあやあという程度ですぐ帰りました。

○亀田得治君 先ほどのお話を承りますと、総理のほうからたずねていかれたやうでありますのに、一体、三十秒程度で部屋を出るといふのは普通は少し考えられないことなんでしょうが、どういふ考えで一体、議長室に行かれたのでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はたしか十日の夜、この投票等もなかなかできにくいと、こういう状況でありますので、私は投票しないで、十日の夜おそくちへ帰ったように思います。そういうことがありましただけに、これが休憩しておるということでありますので、私自身も心配しました。議長もさぞ心配しておられるだろう、そういう意味で議長の見舞いというか、どういふようにしておるかということ、これはたいへん元氣であつたから、私はそれだけでも安心して、そうして官邸のはうへ行つたのであります。それは十日の夜から十一日の未明にかけて、私の行動といふか――私は議長と会つておりませんので、ただいま申し上げますように、やや混乱しておる、そういうところで議長室へ出かけて船田君を見舞つたと、ただこれだけであります。

○龜田得治君 十一日は午後三つと官邸におられたようでございますが、その間、議長なり副議長と電話等のお話はされておりましたか。

○国務大臣(佐藤榮作君) もちろん議長に私は会つておりませんが、副議長とは一度会つております。国会内です。という状況であります。

○龜田得治君 ちよつと、いま副議長のところ。

○国務大臣(佐藤榮作君) 副議長とは国会の中で会いました。総理大臣室へ副議長がたずねてきて、そうして会つた。

○龜田得治君 副議長に総理大臣室でお会いになつたのは十一日の何時ごろでしたか。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも機率的な取り調べを受けているような気がいたしますが、そういうことはひとつやめていただいて――私いま言うように副議長に会つております。これは十時半ごろであつたと思ひます。

○龜田得治君 午前ですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 午前です。というのは、私が議長室へ議長を見舞いに行く前に会つたということでもあります。

○龜田得治君 私のお聞きしたのは、十一日は正

午ごろ議長に会つて、それから官邸に行かれた、こうお聞きしたので、その官邸に行つてからのことを実はお聞きしたわけですが、電話等でも話をされておらない、これは間違ひありませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 電話等で話をしたか、しないか、これは私ははしらないといふように、いま答えたわけじゃありません。副議長に十時過ぎに国会の中で会つたといふこと、それから十二時過ぎにそこを出まして、官邸へ行くその際に、急に廊下で思ひ出したので、船田君を見舞つたといふ状況でありますし、その後、午後になりまして、直接、副議長と相談はいたしませんけれども、国会対策委員長等は私のところをたずねてきて、いろいろ状況であります。一々ただいま覚えておりませんが、ただいま申し上げるような状況であります。

○龜田得治君 国会対策委員長が官邸にたずねてこられたのはいつごろでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろ出入りをしておりますから、記憶ははっきりいたしません。官邸にきたといふように言ひ得るかどうか、私は幹事長等とも会つてゐるし、国会対策委員長とも会つてゐるし、議運の委員長とも会つてゐるというところを申し上げてゐる。それがどういふふうな状況であつたか、正確にたゞいま申し上げるわけにまいりません。

○龜田得治君 田中幹事長とは相当ひんばんに当日はお会いになつてゐるわけでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 当日はそうひんばんに会つておりません。それだけははっきり申し上げておきます。

○龜田得治君 そうひんばんと言ひますと、これはとりやうがいろいろあるわけでございますが、たとえば三回だとか、四回だとか、どの程度幹事長とは接触があつたわけでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いつもなら相当会つて、あつてもまた不思議でない幹事長と総裁ですが、当日は午前中一回ぐらゐ会つております。あるいは午後どうだつたか、どうもはつきりしないのですが、あるいは一回ぐらゐ会つてゐるかもしれない、こう思ひますが、いづれにしても一回か二回、それより以上は会つてゐない。

○龜田得治君 最後に、その点についてさらにだめを押しわけですが、十二日未明のあの異例な措置、これは総理、総裁として田中幹事長からの連絡なり、いづれかの方法で御承知になつていたのじゃございませぬでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは当時の状態ですが、私は全貌を明らかにいたしておれません。ただいま申し上げますように、十一日の日は、午前零時に再開をして直ちに休憩した、その後開くことができなかった。たいへん心配しておりましたので、これは国会の当局も、また与党の私どもも、どうして会議が開けないのか、こういう意味で非常に心配をした、それを中心のいろいろ協議であつたと、かように思つておりますが、十二日早朝のあの措置については、これをつまびらかにいたしておけません。

○龜田得治君 しかし、先ほどのお答えによりまして、十二日日本会議場のこの自民党の後方の席です、そこにおられたようですね。十二日未明の本会議場の、大臣席に自席におられたようですね。それは議長が入つてきて開会を宣する若干前に総理は入られたようですね、どうなんですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 十二日、これは私はい、ました、議席にいた。これは先ほど答えたとおりであります。それが議長より早目にいた――確かに議長が入つて議席につくのをこの目で見ておりますから、議長よりは早かつた、そのとおりだと思ひます。

○龜田得治君 議長がああ異例な議事進行をやつたわけですが、総理は総裁として何もの手はなかつたのでしょうか、どうなんですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 当時、議長が本会議席上へ入つていくのは――廊下では写真をとられてゐるようだったし、そして議席につくときも落ちついた形でありまして、私はかような非常処置が

とられると、かように思ひなかつた、たいへん冷静な議長態度であつた、しかし、かような処置がとられたのでありますから、それじゃそのとき何らかの行動に出るかといふと、もう私が當時は行動に出るような余裕がなかつた、かように私は思ひます。

○龜田得治君 いま言われたのがそのとおりだとすれば、これはあつて衆議院議長が自分の一存でやつた、こういう理解になるわけですが、しかし、そういうことで世間は納得するでしょうか。あれほど異例なことにつきては、最高の責任者が少しも知らない、私はこの点は非常な問題があつたと思ひます。田中幹事長は張本人かもしれぬが、これはよく知つてゐたようですが、それはどうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いままでの新聞その他に出たところでは、幹事長は知つてゐたといふやうなことも言われておりますが――言つておるのです。また、議長自身も自分の職権でこれはやつたのだ、かようにも申しておられます。そのところからは私は取り調べたわけでもありませんから、いままで新聞に出てゐるところで、その事実がさうであつたなど、かように理解する以外に方法はございません。

○龜田得治君 普通の常識からいいますと、総裁と幹事長というものは、これはもう同心一体、あれほどの異例なことが幹事長だけが知つていて、最高の責任者が全然ノータッチといふことは、はなはだもつてこれは筋が通らぬと思ひます。もし幹事長がさういふことを佐藤総裁に知らしめないでやつたといふことであれば、田中幹事長をそのままにしておくといふこと自体がこれは問題になる。ああいう異例な事態について、賛成の方はさういふ責任の追及はされなさいといふが、これは当然常識的にさういふことに問題が發展しなければならぬ。ところがさういふ様子を見ておられますと、幹事長、出しゃばつたことをするなといふたやうな追及も、総裁から自民党の中からもないやうでございます。さういたしますと、われ

われの判断としては、これは佐藤総裁も了承の上でやっておる、どうしてもこう感ぜざるを得ないわけですが、私の感じ方というものが、おまえそれは少し飛躍しておるということが言えるでしょう、どうでしょう、か、お聞きしたい、大事なことでですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) こういう事柄は、幾ら説明しても、おれはそうは信じないんだというこで片づけられる筋のことだろと思ひます。そので、それは亀田君の御意見、これだと、こういうふうに私もきめません。これは御自由だと、かように思ひます。

○亀田得治君 私が非常に、非常識な想像をたくましゅうして何か言うという事なら、それは亀田君個人の御推測はかかってというふうにお答え願つても、これは私も引き下ります。そうではない。だれでもその点についてやはり疑点を持っておるわけであり、疑点を。最高の総裁が知らないでやられた場合と、暗々裏に認めてやつた場合と、これは非常な違いが出てくるわけであり。総裁のお答えでございしますから、一回でその点は私も信じたわけであり、しかし、あまりにも事が大きいので重ねて実は聞いておるわけでありまして、それは亀田君の御推測はかかって、そういうことじゃないに、もう少し納得のいく、君はそういうことを言うが、その推測自身はこういふ点で間違つていやせぬかと、何か私に対する説得的なお答えがお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はまあ先ほど来申しますように、私自身が詳細知つていないというところを申しました。これは信用されたいというところの立場からいろいろお尋ねになるので、これを説得するといふことはなかなかむずかしいことだと、かように思つたんです。したがって、これは亀田君の御自由じゃないですかと申したのはそういう意味です。しかしながら、私はきよりの午前中もいろいろお尋ねを受けました。私自身が民主主義、議会政治を守る、これにはほんとうに徹したいという、そういう考え方でございします。そういう意味の各界の協力を得ようと、そういう立場でものごとを考へておりますので、こういう非常の処置といふものについては私は賛成しない、その立場でございします。私もとらない。だから、ただいま申し上げるような点につきまして御了承いただきたいのであります。

○亀田得治君 一応、事実関係はその程度にいたしまして、最終的な責任関係を私よりは明らかにしていかなければならぬと思ひますので、若干その前に、この十二日未明の事態に対するわれわれの法的な見解といふものを若干明らかにして、そうしてそれに対する佐藤総裁からのお答えも願ひたいと思ひます。これは衆議院規則百十二条、総議にちよつと条文をあげてもらひたいわけですが、こういう問題になるといつも法制局長官が出てくる。きよりはあなたらが出るような場じやない、大事な問題なんですから。たとえ一規則の問題でありまして、その条文にしては——小さな一規則の運用のいかんといふものが日本の議会政治にかかっている問題なんだ。そういう意味でこの百十二条の運用といふものにつきまして、総理自体が考へて、そしてこのお答えを願ひたいわけなんです。そういう条文、平素見たことがない、しばらく考へさせてくれといふのならけつこうであり。あなた自身の考へ方をここで明確にしてほしいと思ひます。法制局長官、あなたはともかく平素、政府がやつたことを、この何でもかんでもいい、法律的に合法化していけばいいという立場でやつてゐるわけですから、きよりはそういう場じやない、あなたはだから黙つていなさい、これは国会議員としてのこの最高の問題、そういう立場であつたは遠慮してなさい。念のため、私、百十二条を一度朗読させていただきます。衆議院規則の百十二条、これは衆議院議長がお使いになつたと称する条文、「議長が必要と認めるとき、又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いないで議院に諮り、議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加する

ことができる。」こう書いてあるわけです。船田議長は、いま読み上げた規則を使つて、まず、この議題の第一にきてゐる法務大臣不信任案、その前に日韓関係の案件を持ってきたのだ、だから、この議事日程の変更は合法的なんだ、こういうことを盛んに副議長とともに主張されておるわけであり。しかし、われわれの理解としては、まず第一に重要なことは、この百十二条にいう議事日程とは一体何か。これは原則として、同じクラスの議案、こういう理解をすべきだと思ひます。同じクラスの議案、たとえば法律案が何件も出てゐる、あるいはその日になつて、同じクラスの法律案が委員会を上がつてきて、それを追加する。場合によつて順序を変更する。こういう理解がまずなされなければならぬと思ひます。もう少し具体的に言ひますと、国会には会議体の本質からくるところの各種の優先議案がございします。この優先議案と、その普通の議案との間に、この百十二条といふものを無制限に適用するといふことは、結局、優先議案といふものをなきにひとしい状態に置いてしまふわけであり。私はこのことは会議体の本質に反する、こういうふうに理解していかなくやならぬと思ひます。どうな議案でも、この百十二条によつて順序変更ができるのだといふことになれば、これは多数独裁のための条文に変化するわけであり。百十二条は決してそんなことを考へてつくられたものではない、いかなる場合においても、少数党に確保されてゐる優先議案といふものは認められなければならない。そういうものを廃棄する意味の条文ではないといふことが正しい私は理解のしかただと思ひます。ところで当日、議長がやりになつたことは、法務大臣の不信任案、これが前日米統いついて第一の議事日程であります。これをこの百十二条によつてあと回しにして、ほかの案件を持ってきたことは御承知のとおりであります。ここにこの条項の乱用があるわけですが、まず第一に、それから第二には、なかんづくその日は、法務大臣不信任案は前日から引き続いて審

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

議を継続しておる案件だといふ、これをひとつ頭に置いてもらひたいわけであり。普通の法律案と優先議案と二つ出てきた。さあ議長がいまからどつちを先にしようか、こういう選択の問題ではない。当時の時点においては、法務大臣不信任案は優先議案として院議によつてすでに組上にのぼつておるわけであり。組上にのぼつておる。そういう案件が出ればこれはいたしかたがないといふことで、自民党の日韓案件を促進する立場の諸君も、社会党はもちろん、全会一致でもつて不信任案を審議する立場をとつて動いておるといふことであります。こういうことになりまして、そこには私は議長の選択権といふものはあります。議長は議長。議長の職権がいかに強大だといひまして、会議体の全員が本会議できめたこと、その上に出るものでは断じてない、こういうふうに申し上げます。いや、しかし、そう言うけれども、議長が単独でそういうことをしたのではないのだ、この変更をするについては議長は議院にはかつてやつたのだ、まあいろいろの法制局長官あたり、何かそういうようなことを言ひたそう顔をしておられますが、そこに問題がある。もしそういうへ理屈を言われるとすれば、会議体にはどこでも一事不再議の原則といふものがございします。一事不再議。一たんきめたことをその後においてまた同じようなことをやらない、この原則は主として同じような法律案等が出た場合に、法案の内容等についてよく国会でも問題になることでございします。しかし、このことは議事手続についても私は同様でなければならぬと思ひます。そうしなければ、一たん決定されたルールというものが絶えず変更される、少数党は何回でもそれに對峙するところの案件を出していける、多数党はうっかりきめたルールだとして、自分のつごうが悪いような状態になると、きまつたルールまでこわしてくる。これではもう、一方は動議の乱発、一方はいつどういふふうにするかわからぬ、全く不安定な会議になるわけでありまして、こういう点から冷静に判断をいたしますならば、た

な權利とされておるものであります。これを省くことはできないわけでありませう。中間報告じやの何じやのいろんなことをいままでもやりまして、全然やらさぬということではできないわけでありませう。短縮はできても、全然省いてしまふ、ということは明らかに国会關係法規、慣例、直接的には百十八条というものを全くこれはないがしろにした行動と言わなきやなりません。ところが、ここでひとつ議長のはりの言ひ分を聞きますと、そうではない、議長はあの際、質疑討論の通告がななかつたのでそのまま採決に持ち込んだんだ、こういう説明を、まあ議長は入院されておりますが、副議長が盛んにやつておるようでございます。どうでしょう、こういうものの言ひ方は、私は、あやまちを重ねて、さらにこりみつともない説明をするものだなあと、はなはだこれはもう悲しくなるわけでありませう。

○國務大臣(佐藤榮作君) 議長のとられた処置を批評しろと、こういうお話でございますが、私は、午前中も申し上げましたように、議長の權威を尊重するというのを申しました。したがいますして、議長のきめられたことについては、これはやはり一応間違いをしないのだ、こういう前提で尊重しておるのであります。ただいまのお話にいたしましたしても、速記もよく調べてみなければならぬと思います。あるいはそれが時間的にたいへんな問題だ、動議を出してすぐ採決するという、そのためにどうこうというような批判はあろうかかと思ひます。その点で、いわゆる憲法ではない、合法だと言われることも当たらないではない。しかしながら、この種の事柄が異例の処置であることにについては、私も皆さんと同じような考え方をしております。したがいますと、こういうことは重ねて起こらないように努力をすべきことだと、

ことはものを言うたほうがいいのではないかというふうに思っているわけであります。議長長の權威を今後つくりあげていくために、もしいままでの事態において思わしくないことがあれば、それをはっきりお互いに言っていく、これでなければ信用できぬじゃないですか。あなたがそういうふうにおっしゃってくれば、ああなるほど向こう側の立場でああいうことはやったが、これから氣をつけていくという意味にわれわれも理解できるわけなんであります。最後の肝心のところまでいくと逃げられてしまいうのは、まあ表向きにはいいが、実際の本心はわかったものではない。われわれも日韓案件を審議しております。そんな不安なことでのこの深い審議などは決してとてもできるものではありません。そういう意味でお尋ねしているわけですから、白黒ですね、まあ白黒というとき非常にはっきりしたお答え

ところにおきまして、民主政治、議會制度を立
り抜く、こゝういふ意味においても御協力を願ひた
いといふことを重ねて申し上げまして、お答えと
いたします。

問題は、何といたしましても、一つだけ、一つ
の問題だけを抽出してその善惡をきめる、こゝう
いうことではきまらないようで、国会の審議をな
どつておる、かように私は思いますから、総体と
して総合的な判断を下されるようにお願いを申し
上げます。

○亀田得治君 相当こゝろ反省の色が見えてくる
と、最後へいくとまた逆戻りする。これは遺憾で
す。それは前後の事情、われわれももちろんわか
つております。お互い戦術を尽くす、それがわか
らみ合つていく、そういうこともわかつておりま
す。

ただ、私の申し上げたいのは、その前後にどん

かように思いますから、この点をきょうも午前中に詳しくお話をしたと思います。問題は、積極的にこれこれの行為はしてはならない、かように規定はなくとも、異例な処置はとにかく、特殊な場合でない限りとるべきことではないのでありましょうから、そういう点も十分勘案すべきだと、かように私は思います。

を求めるようでありましたが、多少緩和した表現でもいいわけですが、どういふ方向か、議長長の行動、結論的に。

○国務大臣(佐藤榮作君) 亀田君のただいまの、議長長の權威をどういふふうにしたら高めることができるか、こういふお話につきましては、これは与野党ともにわれわれ互いに十分考え方をいた

なものがありまして、本質的に国会、会審休
な事情がありまして、その間に、
のものを破壊してしまふようなことですね、そ
いうことを議長はどういう場合でもやるべきじや
ない、このことを申し上げておる。したがって、
私は、十二日の未明のこの異例なできごと、その
点を摘出して申し上げておることは間違いないわ
けなのです。そんなところに前後のいろいろなから
ず、

会党はもろろん。そういうときに、一秒か二秒、ちよつとそういうことをそこへはさんだからといつて、質疑討論という議員の基本権を無視したことにばならぬのだと、こういう三百式な議論をこねられるということはもつてのほかだと私は考へておる。そういうことをちよつと挿入することによつて、議長、副議長は百十八条を無視しておるものではない、違反しておらない、合法だ、こういうお考えのようでございますが、どうですか、佐藤さん、国会議員として、審議をするものか、立場として、そういうへ理屈が通つていいものか、でしょうか。先ほどは批判を控えたいというふう

○龜田得治君　まあ議長の權威を盛んに言われるわけでございますが、やはり權威というものは筋の通つた行動の中から自然にこう生まれ、養われていくものだと思います。われわれが見て、ずいぶんおかしいことをやる、けしからぬと、それをただ押えつけて、議長の權威に従えと、そう言つてもそれはだめなものであります。しからば、そういう議長の權威を高めていくにはどうしたらいいのか。それはやはり現実にはどうした事態について、それが間違つておるなら間違つておるということをはつきりしなければ、することによつて私はその出発点が見出だされると思う。それがいいので

したいと思ひますが、その権威を高めるために、過去のこの議長長の行動というものは許せない、かような御批判でございしますが、私はこれにつきましても全体として見ていくことが必要ではないか。この議長長の行動だけ、この問題だけを抽出して、これはけしからぬと。これがどういうような状態のもとにおいて生まれたか、またただいまの国会の審議そのものがいわたる全部がそのまゝに法規が守られておるような状態であるかどうか、そこらのことも十分勘案して、總体的に総合的に判断すべきではないだろうか、かように私は思ひます。そういう意味で、与党の責任ももちろんさ

み合はるゝやうなやつで、おつた。それこそ問題か。それからからぬようになつてしまふわけです、時間もすいぶんかかるでしようし、そうじゃない。どんなすいれまでの経過があつても、あのようなのは議会有である以上はやつちやならないのだ、この点を申し上げてゐるわけですよ。たとえば、総理は、午前中、社会党が演壇で妨害したとか、だから、議長があんなことをやつたのはしかたないじゃないかという意味のことを多少具体的に申されまいた。そこが問題、それは、なるほどそういう事があるかもしれない。しかし、それはそれとして対処すべきじゃございませんか。排除の方法と

いろいろはあるわけでしょう。あるいはこの会期全体をいかにするかという問題もあるわけでしょう。それはそれとして対処すべきだ。片づける方法はあるじゃないですか、幾らでも。だから、どんなことがあっても、それは事実上はからんでいても、冷静に考えれば、それに対する方法はあるわけですよ。絶対にあります。これは従来もやられたことがある。参議院だって経験がある。それはそれとして、どんなにむづかしいとも処理して、いやしくもこの重要案件の結末をつけるのに、そういう会議の本質を無視したようなことは絶対いかにないか。だから、そういう意味では、前回の事情とからまして言われるというところは、結局においては議長長の行動を容認することになる。それは私はいかぬという、そういうことでは、それくらい強い決意がなければならぬ。議会の秩序というものは生まれてこぬと思ひます。引き離してやれるじゃありませんか。総理、どうですか、実際にやろうと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は、先ほど来お答えいたしましたのでありますが、衆議院でこういう問題が起きた、この場合に、衆議院の議長長の責任を追及することが非常にきびしい、そのお気持ちもわかりますが、議長長の責任を追及するばかりじゃないのだ、お互いの共同責任だ、こういうことをやはり考えてみる筋であるじゃないか、こういうことを申し上げたいのであります。私は、衆議院においてこういう事態が起こり、そして国会の權威を何かそこなわした、せめて参議院はその權威を取り戻す、こういう意味で国民の期待にこたえるようにしよう、これがお互いの責任じゃないかと、かように痛感するのであります。議長を責めることも、これは皆さまのお気持ちとしてわからないではありませんけれども、その点でわれわれも何か反省するものはないだろうか、これだけのものがどこかに気持ちに一部あつてよろしいのじゃないか。このことを私は申し上げたいのであります。

○岩間正男君 関連して、佐藤総理のただいまの

答弁、そういう一般論にこの問題を解消してならぬのであります。亀田委員の質問していることは、議院民主主義をどうするかというところが全く焦点になつてゐる。この問題に対する佐藤総理の政治的な見解を明確にするということは、今後非常に重大なことだと思ひます。そういう観点から、二点について質問したいのですが、第一の問題は、あなたは議長長の權威、權威というのを言ひます。都合のいいことは議長長の權威を口にします。ところが、都合の悪いときは議長長の權威は全くこれは無視して置きます。あなたは、午前中の審議の中で、何ということを言つたか。第一に、田中副議長が議員の責任を明らかにして総辭職すべき問題だ、こういう見解について先ほど藤田委員から質問がありました。ところが、あなたは、田中君は自民党員だ、したがつてこのことを自分にもはからないでどういふことを一方的に決定した、それを了承できないという意味の発言をあなたはされておるはずですよ。そうすると、全く前後撞着して置きます。こういう形で、私は、都合のいいところだけを議長長の權威をかさに着て、そして議長そのものがおかしたこの不当なやり方、違法なやり方、このものを合理化するということは絶対に許されないと申す。

ただいまの第二の問題に移りますが、これと関連して当然、一、二秒の間に討論を省略、これはでき得ませんから、このようなことは一体物理的に可能と考えますか。物理的に可能でないことを単に口先だけで合理化して、そのまま押し通すということが議院民主主義の根本的な破壊にもつながつてゐる。この点が非常に重大だと思ひますので、一体可能と考えているのですか、可能と考えていないのですか。あなたはこれのいろいろな条文について先ほどからだされた、これに対して私はいま初めて読んだ。したがつて、これに対して云々することはできない。しかし、そういうものでありません。あなたは一切の最高責任者としてですよ、この事態に対する見解というものを明確にする。これが今後の議院民主主義の確立の

上に非常に重要なポイントになつてゐる。そういう点から亀田委員は質問されてゐると思うので、したがつて、先ほどのような一般論に問題を解消して、そして単に議長が悪かつたんじゃない。議員全体が反省しなければならぬ。そういうことのなきやう、こういうやり方で問題をばらかすことは絶対に許されないと申ひます。そういう点で、先ほどの二点について私はあえて質問したい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 岩間君にお答えいたします。先ほど来、亀田君とのお話で、お互いに議長の權威を高めようじゃないか。こういう話で私もはいまよりよく結論に達したような気がして置きます。その際に、ただいま岩間君からはそういうことじゃないんだと、こゝろ言ひので、つまみ食いをして意見が実は出ている。都合のいいところは取り上げる、都合の悪いところは取り上げない、それじゃ困ると、こういうことを言われたようでございますが、私もそのつまみ食いをしたくないものであります。お互いがこの民主政治、議會制度、これを守つていくという意味から議長の權威を高めようじゃないか。どうしたらいいか、こういうことで十分論議を尽くしたい、かように私も思つておられます。

また田中副議長の辭職の問題を出されまして、私が、私自身は田中副議長からも相談を受けておりません。田中副議長の話も、新聞に出たところと必ずしも一致してゐない。どうもやや違ふのじゃないだろうか。これは私の想像ですが、野党の諸君からこういうことでは責任を果たすわけにいかぬ、辭職論が出た、かように私は小耳にはさんだのであります。これは与党の諸君がそういうような意見は述べておられない、かように私は思つておられます。とにかくお互いに協力をいたしまして、とにかく議長長の權威あるいは特別委員会なれば委員長長の權威、こういうものを高めることによつてつづきな成果を上げるんじゃないか、私は思ふのであります。

第二の問題といたしまして、一、二秒の間にそんなことが物理的にできるはずはないじゃないか、こゝろお話をさせていただきますが、これもございませうから、私も先ほど申しますように、よく速記等も取り調べて、どういふような決議が行なわれたのか、どういふような採決の方法がとられたか十分検討する必要があるだろう。これはおそろく速記だけを見れば何ら批判すべきものはないようになつてゐるだろう、私も思ひます。これがこゝで問題になつてゐるうちに、いわゆる異例な処置だつたんだ、こゝろのことだ、かように思ひますので、この種の事柄は物理的に可能、不可能の問題ではなく、どうも国会の審議のあり方として望ましいことでないことは、重ねてこの機会に申し上げて、そしてこゝろいう事柄がないように、そういうふうに最善を尽くしてこゝろではないか。このことが同時に国会を国民の期待に沿うような成果をおさめるような活動のできるゆえんじゃないか、私はかように思ひます。

○藤田進君 関連。どうも聞いておりました、午前中佐藤総理の答へられたことが、休憩したあとまたどうも逆戻りして、議長長の權威はこれを尊重したいというのをしばしば答弁の中で私は聞きました。また、あのようなことは遺憾である、好ましくない、再び繰り返さないようにということでもありました。いまのお話を聞くと、議長長の權威は失墜してゐるから、これから高めていかなければならないという、そういうお気持ちに立つておられるように聞くとあります。その失墜してゐる議長長の權威を尊重するということが午前中の答弁はなるように理屈上なる。一体どうなんでしょうか、これから再びなきやうにということの大切な出発点が、かような舉手が行なわれたことに対する処理というものを完全にやつて初めて、さて今後はということにならなければならいせん、私はそう思ふ。

議長長の權威論についてと、いままで行なわれた事態に対する処理というものを、これを出発点に議會制民主主義を擁護していくということだけ

れば、これは再び繰り返さざる保障にはならぬ。総理は議席にいたことで、詳しく當時の模様は御承知でしょうが、ある亀田君から法規に照らして説明しながら、総理、總裁の所信をただしていただきたというところを、それにまともに率直に答えていただきたというところをつけ加えて、答弁をいただきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私は午前中のお話とただいまのと別に食い違っているとは思いません。私も議長に権威を失墜した、かように断定はいたしておらない。私もいま話し合っておるところのものは、答弁の形で申し上げておりますところのものは、議長の権威をより高くより高める、こういうことをお互いに考へべきではないかということでございます。失墜したのを取り返すという申し方はいたしておらない。しかしながら、私はああいうような事態が起きたことによりまして、少なくとも国会自身が国民の期待したものと違ふ方向だ、こういうような感じを与えたであろうと思う。やはり国民の素朴な考えから申せば、午前中申しましたようにどこまでも実質的な審議を早くすることだ、そうして力を尽くすことだ。それにほんなに時間をさいてもいいのではないかと、国民の皆さまの素朴な考え方だ、うと思ひます。また手続的な問題は、できるだけ事務的に処理して、能率よくひとつ働かしたらどうかというの、これまた素朴な国民の願ひだ、うと思ひます。

【委員長退席、理事草葉隆圓君着席】 私はそういう観点に立ちまして、国会もぜひともうつつに国民の負託にこたえる、そのことが民主政治を守る、あるいは議会制度を守る、これをまたより向上させる、こういう意味でたいへん意義がある、建設的な意義がある、かように私は思つております。午前中と午後と別に変わった意見を申し上げていくわけじゃないです。

○藤田進君 事後処理の問題について…… ○国務大臣(佐藤榮作君) 事後処理の問題につきまして、これは十分お互いに話し合つていかなければならぬ問題であります。お互いが過去のときどきにつぎまして反省もする、また自肅もする、そうして前進して民主政治を守り、議会制度を守り抜く、そういう方向で結論を出すべきだと、かように私は思ひます。いわゆる前向きな姿勢でこの問題に取り組むことが必要だ、かように思ひます。

○理事(草葉隆圓君) この際、委員の異動について御報告いたします。 だいたい山本茂一郎君、杉原荒太君が委員を辞任され、その補欠として任田新治君、岡本悟君が選任されました。

○亀田得治君 私はこの際、ひとつ提案を申し上げたいと思ひます。それは、衆議院の異例なこの事態に對して、参議院でもひとつとつて事態を究明をして、そうして国民が願つておるような方向というものを打ち出していくべきだと思ひます。そういう立場から、衆議院側から四名証人として呼んでもらいたい。

その第一は、衆議院議長。現在退院もされまし、新聞等によりまして、議長はあの異例な措置をとるまでに七つの案というものを検討されておるようであります。それらの詳細を議長みずから聞きたいと思ひます。それから第二は、衆議院副議長。田中副議長は、なかなか張り切つておるようでして、社会党の代議士会にまで出てきて、何だつたら討論しようなんというように張り切つておるようでありまして、どうもあの姿勢を見ておると、少しも不当なことをやっておらないという感じがして、とても同じ国会におる者として耐えられないわけですね。正規にこちらに証人としてきてもらつて、當時の事実並びに考え方というものを明らかにしてほしいと思ひます。それから第三は、衆議院の事務総長。これは当

然衆議院議長を補佐する立場にありまして、あのような異例の事態が事務総長抜きにしてやられるものとは断じて考えられません。そういう意味で、事態を明らかにするために、衆議院事務総長。

それから第四には、自民党幹事長田中角榮。総裁は、本件の陰謀について知られないように言われるのでありますが、しかし、田中幹事長は、みずからも公言しておるわけでありまして、私は以上四名の方に来てもらつて、一体どのような事実関係であつたのか。そして、またそれに対する見解ですね。やつてはみたもののやむを得なかつたので、決してこれは前例としない立場におるのだとか、いろいろな見解といつても立場があるでしょう。われわれの立場からするならば、あのようなことは違法、無効、そういうふうに考へるわけですが、しかし、やられた張本人は、なかなかそこまでは言われない。言われないにいたしましても、反省の度合いといふものは、これは非常に今後の問題に影響するわけでありまして、午前中にもちよつと申し上げましたように、こういうことは、本来は他院のことであつて、われわれがそこまで容喙すべきことではないかもしれませんが、理屈だけを言うならば、しかし、単なる衆議院の事態として狭く考へたら、これはもういふまでもない見当違い。国全体の問題、そうすれば、公式の場でほんとうにこの権限を持つて論議をできるといへば、ここしかないわけでありまして、そういう立場で申し上げておるわけでありまして、委員長は、この問題についていかなるひとつの決意を持っておられるか、明らかにしてほしいわけでありまして、委員長のほうで、それはひとつやりましようといふことになれば、もちろん私たちがそれが全部終わらなければあとの質問をやらぬとか、そんなばかげたことは申し上げません。日曜日でもよろしい。ほんとうにやろうと思へば、いつでもできるわけでありまして、真剣にこれは申し上げておる。そういう意味で、ちよいといま委員長……どこへ行つた……委員長は、真

剣にこれは考へてほしいと思ふ。他院の最高責任者を証人に呼ぶふんといふことは、私もこんなことは軽々しく申し上げられることではありませぬ。しかし、そこまで掘り下げて、そして一つ道を見出したという熱意から申し上げておるわけでありまして、これはひとつ十分検討していただきた。その返事を承つて次に進みたいと思ひます。

○理事(草葉隆圓君) ただいま亀田君の御提案に對しましては、理事会でよく相談をいたしまして、委員長、理事懇談会でよく相談をいたしまして、御返事を申し上げます。

○亀田得治君 いや、いまちよつと私の聞き違ひだつたかもしれませんが、その喚問するか、しなにか自身を理事会で相談するのですか、喚問することはいまそこにお集まりになつた理事の皆さんで了承があつて、その具体的な実行について理事会で御相談をされると、そういうことでなければいかぬと思ふのですが、どうなんでしょう。私もあまりこういうことで時間を取りたくありませんので申し上げておるのです。

○理事(草葉隆圓君) お答えをいたします。その証人として呼ぶか、呼ばないかを含めたことを理事会において御相談をして、御返事を申し上げます。

○亀田得治君 それではだめじゃないですか。それはだれの意見ですね、このよう重要な問題を、そう軽く扱つて、私たち普通は今日のいままでの質疑などはしないで、そうして案件それ自身に入つていくべき立場なんです、そうせざるを得ないわけでしょう。こういう重大な問題を踏まえておいて、それを取り上げるか、取り上げぬかもわからぬと、そういうことで一体どうなるのです。この参議院においてもまたそういうことを画策されておるといふのですか。どうなんですか。

○理事(草葉隆圓君) お答えをいたします。重大な問題でありますから、理事会においてよく御相談をして決定の上、御返事を申し上げます。

○龜田得治君 委員長はどうしたんだ、委員長は。○藤田進君 委員長から正規に委員長代理として任命せられたわけでしょう……。

○理事(草葉隆國君) はい。

○藤田進君 やみ取引です。ぼくらは何も聞いてないんだから。

そこで、要求している社会党代表の龜田君からの切なる、論理明白な必要性というものを十分理解し、踏まえて、その上で理事会で相談すると、こう理解したいと思ひます。

○理事(草葉隆國君) ただいま私が申し上げたとおりであります。さよう御了承をいただきます。

○龜田得治君 じゃ、ただいま藤田理事からも要求がありまして、委員長とは若干意見が食い違つておるようですが、ぜひひとつそのことを真剣に検討していただくよう要請しておきまして、次の質問に移っていきたくと思ひます。

○藤田進君 じゃ、ただいま藤田理事からも要求がありまして、委員長とは若干意見が食い違つておるようですが、ぜひひとつそのことを真剣に検討していただくよう要請しておきまして、次の質問に移っていきたくと思ひます。

○龜田得治君 慎重に考えるべきだということでは、あいまいで、聞いておるほうはよくわかりません。やはり政治の最終の主人公は国民自体なんですから、それほど国会の中でもめるようなことが予想されるなら、われわれにまずはかつてく

その方向で今後検討したいということならわかりませんが、ただ慎重では、従来はそういうやり方をとつておらぬわけですから、結局はやらぬといふことになるわけでありまして、私はこういう紛糾を国民の手によつて解決していくという立場から見るならば、そういう態度は間違ひであると思ひます。もつとこれは真剣に検討してみべき問題であらうと思つておるのです。いまの答弁はなほだ不満です。そういうことで……

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は解散するとも解散しないとも言わないのですから、先ほどの答弁ではおわかりにならないのがあたりまえなんです。私はこういうような解散というような問題は、いつ解散するか、絶対に解散しないとか、こういうことを申すのはいかかと思ひます。ただいま言えることは、今日ただいま解散するといふよ

うな考え方は持つておりません。これははっきり申し上げられますが、それだけで、あとの問題は慎重にこの問題と取り組む。解散する場合にも解散しない場合にも、十分世論の動向、国民の困るか困らないか、あるいはまた景気動向その他も全部勘案いたしまして、そして結論を出すべきものだといふことを申し上げておるのであります。

○横川正市君 閣下。いまの慎重という総理の態度の中に、総理は先ほど衆議院の事態の解決のために話し合いをする、それが一番いい方法だ、と、こういうふうな言ひをされておるわけですが、野党側と合意に立った場合はかりに話し合いの場が持たれて、それ以外には解決の方法がないと前者でそれぞれ確認のできた段階ではこれは解散ということもあり得ると、こう考へておられるのかどうか、お聞きしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあ議會制度そのものから申しまして解散といふものはこれは慎重にしなければならぬといふ本来の政治姿勢でありますから、これは一般論としては御理解がいただけるんじゃないか、かように私は思ひます。参議院の方と衆議院のわれわれとだいたいその感じが違つておりました、参議院のほうには三年に一ぺんずつの選挙であります。衆議院のほうはそうではなくて、場合によれば争ひの面からも解散というやうなものも振りかざされる、ときにそれが恐喝であつたりするやうな場合もあり得るわけでありまして、この事柄は平靜に行なうべき筋のものです、そういう意味では私は先ほど来慎重に慎重にといふことを実は申し上げておるのであります。この点はおわかりになつておることを、また私が答へられないことを無理やりに引き出そうとしておられると、私はかように思ひますが、とにかくこの種の事柄はこれは当然政治の姿勢から申しまして慎重であるのが筋だと思ひます。私が野党の諸君といふ話に合つていくと、そういう場合に野党からこういふやうな問題が出てくるかも知れませんが、そういう際に私のほうでこれにどういふふうに答へるか、その話を前もつて聞かし

てくれとおつしやつても、これはやや時期として早目であるように思ひますので、これは実際に話し合いができた際、その席でどんな話が出てくるか、これはまたそのときにならないとわからないことのように思ひます。あまり仮定の、先走つた考へ方はしないほうがいいんじゃないか、かように思ひます。

○龜田得治君 私のお尋ねしておるのは、現在出てる解散論、これにとらわれておるわけじゃございませぬ。現在のやつはもうあと始末の問題です。あと始末の。そういう立場から出てるわけでありまして。そうじゃなしに、従来の日本の政治を振りかえつて見ますと、どうもその辺にひとつ考え直すべき点があるんじゃないかと、一般論として。やはり今後は重大な、国論を二分するやうな問題が出てきたら、そんなにこう重苦しく考へないで、気軽に国民の意見を聞く。そのために解散をして、そうすればそこでずつと主人公の御意見が出てくるわけですから。国会が開かれても、それが基礎になつて進められるわけでありまして。それで、そのことをとりあげて国民の意見を聞いていくわけですから。これはイギリスあたりでは、わりあいそういう事態にぶつかりましたと勇氣を振るつてやつております。日本でも何かそういう習慣ができたがらうに、これが私は国会なり議會政治といふものを国民に直結させていくという立場から考へて、もつともつと積極的に検討すべき問題じゃなからうかと思ひます。前向きに積極的に検討するぐらいのことでは出てこなければね、ただ単なる慎重ではね、あなたはそういうふうに積極的に検討するなんというやうなことを言つて、現在、社会党から出てる解散論と取り違へられて、えらいことになりはせぬかというやうな御疑念があつてああいふことをおつしやるのかとも私は考へておるのですが、しかし、これは私だけが言つておるのではない。ぜひそういうふうなことにありたいといふことは、各種の政治問題を扱つておる諸君も指摘しておるところです。与野党間のこの国会にきてからの紛糾といふものを、その

うな考へ方は持つておりません。これははっきり申し上げられますが、それだけで、あとの問題は慎重にこの問題と取り組む。解散する場合にも解散しない場合にも、十分世論の動向、国民の困るか困らないか、あるいはまた景気動向その他も全部勘案いたしまして、そして結論を出すべきものだといふことを申し上げておるのであります。

以前の段階でこう押えていこうじゃないか、これが私は民主政治のほんとうの姿であると思うのです。これは一般論として申し上げているのですから、総理の積極的な見解を私は聞きたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私は、先ほど亀田君は自分の御意見をまじえて私に質問されました。その御意見は十分拝聴いたしました。申しましたのは、ただいまのような点でございまして。私は、ただいま出ている問題とは全然別にして、一般論としてこういうことが言えるんじゃないか、この御議論には私も敬意を表しております。しかしながら、敬意を表しただけではなかなかおさまらないので、それならば、一体こういう場合に一般的にはどう処置するんだと、必ずそこに出てくる。そのことをいろいろ考へまして、私は、まだわが国では民主政治はそこまで進んでおられない、したがって、世論を聞くというところはたいへん大事案件だということに実はなっております。したがって、ただいまのように私が申す慎重だと、慎重に考へべきだと、こういうことを言うのでございまして。これは必ずしも抜き打ち解散ばかりやるという意味ではございせん。事と性質によりましては話し合ひで解散することもあるだろう。しかしながら、多くの場合、わが国の解散の姿を見ますと、予想しないような事態から解散へものがとが發展していく、これがたいへん多いのでありますから、ただいま申し上げましたように、一つのルールをきめて、あるいは一つの線路を敷いて、その方向で解散問題を処理されるのか、こういうことはなかなか言い得ないのじゃないか、かように思うので、先ほど来慎重に扱いますと云うのは、ただいま申し上げるような気持で、これは私の率直な気持ちを披瀝しているもので、別に隠しているという意味ではないので、誤解のないようをお願いいたします。

○亀田得治君 多少前向きのかつこうはとっておられますが、まだまだほんとうに政治の主人公は国民なんだ、われわれの間で抜き差しならぬ紛糾があれば、国民の皆さんの気持でひとつ処理し

ていきましよう、こういう信念といえますか、そういうものが欠けている。だから、ぜひひとつ前向きの姿勢でいまの問題は検討していただくよう要請しておきまして、次の質問に移っていきたいと思ひます。

まず第一に、私は、今回締結された日韓間の条約等をつぶさに拝見いたしておるわけでありまして、この中で国会にかけられたものと、国会にかけられないで単なる参考資料として出されているものと二つに分かれております。私は、これは従来もあつたことではございますが、最近の傾向等を見ますと、だんだん外交の問題につきまして、政府が国会で論議される場を少なくしていき、国民にあまり知らせないようになり、特に出るわけでありまして、

【理事葉隆園君退席、委員長着席】
最初に、まず国会にはかるべき条約、憲法第七十三条の第三号に、条約の国会へはかる問題について規定されておるわけでありまして、この点を政府はいかに考へておるか、まずそれを明らかにしてほしいと思ひます。外務大臣。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 条約局長からお答えいたします。

○亀田得治君 いま条約局長の御指名があつたようでございますが、条約局長にはまたもう少しごまかいことをいろいろ質問することになつておりますので、私がいま申し上げたのは、憲法七十三條三號の基本的な理解というものをお尋ねしておるわけなんです。こういうことは、事いやくも条約をあつかつておる最高の責任者である外務大臣、もつと言へば、総理、そういうところからの基本的な国会へのはかり方というものがちゃんと腹の中へ入つておらなければならぬ。一事務的な局長やそういう者が出てきて理屈を並べて済む問題ではないのです。これは、御承知のように、これは各国みんないろいろなきめ方が種々ありま

す。具体的にどういふ条約については国会にはかる、こういうふうなきめておる憲法もあります。ところが、日本のように、そのような限定をしておらぬところもあります。ただ「条約」とだけ書いておる。そういうところの国会においては、その条約を扱う責任者の態度というものは、きわめてこれは重要な点です。私は、一つ一つの条約の個々の条文についてごまかいことを聞く、そういう場合には条約局長が出てきて、また大いにその頭のいいところを出してもらつてもいいが、きょうはそういうことじゃない、根本を尋ねておる。これは外務大臣、そんなことがわかつておらぬといつたらあなただ落第ですよ。そんな局長など出さないで、あなたの考へ方をほんとうにここで話つきりさしてもらいたい。どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 条約といひ、あるいは協約、場合によつては交換公文、あるいは議定書というふうなもの、必ずそれは両国のいわゆる取りかかわるところの参考資料、それと別な基本的な条約、国会の承認にかける、そういうことを要するに、国と国との権利関係、権利義務の基本的関係を律するものがつづりこの種の条約、協定その他のものでございまして、それを議する上において必要なものはいろいろの参考資料として提出されておる、こういうことが基本的には言えるのであります。なお、これらの問題につきまして、法理上の観点から法制局長官から申し述べることになります。

○亀田得治君 こちらが必要あればみんな答弁者を指名しますから、かつてに出てきてもらわぬようにしてください。

ただいま外務大臣は、条約の名称にはとわられない、これはよろしい、実質的に両国の権利義務の基本的関係を律するものと、こういうふうな内容的に言われました。これは従来の外務省の慣例からいいますと、はなはだ強いしほり方でありまして、権利義務関係の基本的関係といふものは一体どういふ意味です。従来はそういうものはついてお

りませんよ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 権利義務関係の基本的な問題については、申すまでもなく、これは国会の承認を経て取りかかわすべきものである。なお、しかし、今回の日韓条約にあたりまして、第一議定書、あるいは第二議定書、これは請求権、経済協力関係に關連して、不可分のこれらの協定と一緒に取り扱うべきものと、こういうふうな規定されておるものがございますが、これらの問題は必ずしも私が申し上げた基本的な権利義務関係ではございせんけれども、権利義務の実質を規定する上において重要な規定が含まれておりますので、これは特に明記して国会の承認にかけるといふことになつておるのであります。

○亀田得治君 権利義務の基本的関係なんというふうなことはあなたが初めておっしゃいますよ。いままでの衆参でそういう説明はされておりました。あなたは今回の日韓関係条約、国会にはかつておらぬものはたくさんある。それを頭に置いておるものだから、なるべくこう窮屈な説明をしておかないと、あとから矛盾が出ると思つてそういうことをおっしゃる。一体、外務大臣が、条約の中の権利義務はよろしい、権利義務の発生するものは国会にはかる、これは当然で、これは従来この国会で言われてきておる。基本的関係とは何です、これは。そういうことは外務大臣、あなたの独断ではありせんか。そういうことをいまして突如としておっしゃるのは従来の慣例に反するでしよ。そういう答弁をしておる外務大臣はおられませんよ。もちろんそれは一切の条約をはかるに答えておる外務大臣は一人もおられません。いろいろなしほり方をやつておる。委任されておるものはいいか、あるいは普通の外交文書とか、あるいは単なる実施細目とか、そういう説明はありまして、はかるのは基本的関係だけだ、これはあなた重大な従来の態度の変更であり、もちろんそれは日本の憲法としては七十三條に違反する態度だ。どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 私は、基本的な権利

義務関係に關連するものという趣旨において補足して御説明したように、第一議定書、第二議定書というものが經濟關係の協定の不可分の附屬としてこれは必ず国会にかけなければならないが、それは内容は基本的な權利義務の關係ではないが、基本的な權利義務というものを具体的に規制する議定書である、こういう意味においてそれをかけるということになっておるのではありませんか、基本的な權利義務の關係といひましては相當なふくらみがあるということとを補足して説明を申し上げた次第であります。

○龜田得治君 これはあなた重大な外務大臣の発言ですよ。あなたは、あくまでもこの權利義務の發生する關係の基本的なもの、こういうことを土台に置いて、多少そこに私が質問しておるものだからふくらみを持たず、こんなことは許されない行動ですよ。私は、何もいま日韓關係諸案件の一つ一つをお聞きしておるのじゃない。それはいまこの基本的な態度、問題点が明確になった後にさらにお聞きいたします。だから、それは抜きにして答えてもらわないといかんわけでありませう。外務省は従来そんなことは言っておりました。条約局長、どうです。

○政府委員(藤崎萬里君) 憲法解釈の問題は法制局長官のほうにお願いしたいと思ひますが、今度の日韓條約、協定に關しましては、従来の取り扱いと違ふようなことは一つもいたしておりません。むしろ従来よりは、これは従来の基準から申せば、あるいは国会の承認の対象としてお願いしなくてもよろしいのじゃないかと思はれるもので入れておる次第でございます。

なお、先ほど外務大臣から抽象的に御答弁になりましたことの具体的な取り扱い方といたしましては、法律事項を規定するもの、あるいは、いわゆる財政事項を規定するもの、法律事項も財政事項も含まなくとも、政治的に重要と認められるもの、このいずれかにひつかかるものは必ず国会の承認をお願いする、こういう取り扱いにいたしております。

○龜田得治君 条約局長、いま条約の中の法律事項に關するもの、財政事項を含むもの、兩者いずれでもないが、政治的に重要と思われるもの、この三つのことを言われましたが、これは外務省におけるこの条約案件の取り扱い方として正規にきまつておることですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 終局的には内閣できめられることとございまして、法制局長官その他の御判断を仰ぎまして、終局的には内閣でおきめになるわけですが、私どもがさつきわざわざ取り扱いて申しましたのは、そういうふうな心得で取り扱つておることとございまして。

○龜田得治君 そりすると、先ほどの外務大臣のこの權利義務の基本關係、これはうんと狭いじゃありませんか。あれは取り消しますか。あなただけの見解でしよう。

○國務大臣(椎名悦三郎君) それはもとより省くわけにはまいりません。なお、そういうような基本的な重要事項を具体的に定めたのには、基本的な問題はお互いの間で合意したわけでも、さて實際の條約の履行にあつては、これらをもいふ解釈の出るようなことも予想して、これらをも少しふくらみをつけて、そうしてあるいは議定書であるとか、あるいは場合によつては合意議事録の一部をこれに加えるとか、交換公文、そういったものを加えておる。つまり、何と申しても、その基本的な問題は基本的な權利義務の關係、そういうものからははずれたものであつて、どうでもいふようなものを入れておるわけじゃありません。

○龜田得治君 だつて外務大臣は、当初重要な発言をされておる。あれがあのまゝ通りでしたら、法律事項、財政事項、權利義務の対象になるものであります。はずれるものは多々あるわけなんです。あなたは、權利義務を發生するものの中の基本的關係——基本關係と、こうおっしゃつていふ。的がつかない、基本關係です。重大な違いがある。だからああいう発言は、あなた自身が言われておることでありまして、私は訂正してほ

しいと思ふ。重大なこういうことは、先例といひますか、残つちやいかぬ。

○國務大臣(椎名悦三郎君) いま追加して二度三度説明してありますから、さう御了承願ひいたします。

○龜田得治君 そりといふ基本關係ということをするまゝにしておいて、多少そこにふくらみを持たす、そんなことを言われまして、こういう重大問題について承でできません。委員長、どうですか、できますか。国会の権限の問題ではないですか。

○政府委員(高辻正巳君) お答えを補足して申し上げたいと思ひますが、御指摘のように、憲法には、七十三條に「條約」とあるわけと、憲法には、先ほど御指摘がありましたように、各国の憲法を打ちながめてみまうと、そこにはその條約を形式的に分類して分けておるものもございまして。日本の憲法は、ただいまおつしやいましたように、実はそういう規定が、形式的な規定としてございまして。そこで、いままでの取り扱いについて、すでに御承知のとおりだと思ひますが、條約といふものの定義、これは定義を簡単に申し上げるのもむづかしいことではございまして、一応申し上げますと、先ほど来お話がございまして、うに、他國との間、または國際間との間である合意である。そうしてその合意の内容は、國際法上の法律關係を設定したり廢止したりするような内容のものである。よつてもつてどういふ効果が生じますかといふと、國權の發現がそれだけ制約を受けるということになります。そこで、そういうものではございまして、同時に、また、先ほど御発言がありましたように、そういう形式的にはそれ

知のとおり、締結について国会の承認を求めておられません。これの典型的な事例、そのうちの一例ではございまして、御承知のように、前の安保條約に基づくいわゆる行政協定、あれは国会の承認をかせませんで非常に問題がございまして、これがまた釈迦に説法でございまして、最高裁判所でそれについては違憲ではないというふうな判決も出ております。それはたつた一つの例でございまして、要するに、條約といふものについてのいままでの考え方は、さういふ考え方である。他國との間の合意であつても、それが先ほど申し上げたような権限委任に基づくもの、あるいは實施の細目にすぎないもの、あるいは政府の法律で与えられた権限内においてなされるもの等を、例外的に、締結について承認を経る手続はしておりませんが、しかし、それはあくまでも例外的でありまして、さうでないものについては、従前から一貫して国会の承認を締結について求めるという措置をとつております。

○龜田得治君 それでは法制局長官、さっきの外務大臣の最初に言われたお答えは間違ひですね。

○政府委員(高辻正巳君) 私さば聞いておつたわけではございまして、とにかく一つの法律上の概念について定義を申し上げることはなかなかむづかしいのでありますが、私は、外務大臣の御答弁について、權利義務の基本に關する事項といふふうな言い方をなさいました趣旨は、やはり條約の中で権限を委任しているとか、あるいはその實施の細目にわたるものとか、あるいは行政機關の法律で与えられた権限内のものであれば、いふやうなことをひつくるめて基本であるとおつしやつたのではないかと私は思つております。

○龜田得治君 だから法制局長官といふものは、單なる政府の法律的な裏づけをする機関だと言われるのです。さういふことを言うから、だれがその權利義務關係の基本を取り上げるのだと言つておるのに、いまあなたがおつしやつたやうなものに限定されると理解するものでしょうか。だから、違つておるなら違つておると、はつきり間違

いはやはり訂正しなけりやだめです。

それから、たとえば行政協定の問題について、いま最高裁判所も認めているようなことを言いましたが、最高裁判所は、国会や政府の最高機関の扱いというものについて、多少問題があるなど思ひましてもタッチしないという立場をとっているのです。そこで裁判権が入り過ぎたのでは、また、今度は裁判所がやっていると国会が入ってくる、国会にも行政調査権があるわけですから、形式的にはあれも一種の行政です。そういうことをやり出したらきりがなくということに遠慮しておるわけなんです。それをいいことにして、何か最高裁判所が行政協定を国会にかけなかったことを真正面から肯定しておるのだ、支持しておるのだ、そんな理解をしたらとんでもないことなんです。あなたが行政協定のことを引用されましたから言うのでありますが、行政協定に關しては、政府に直接つながっておる人は別として、ほとんどの法律専門家というものは、これは国会にかけざるべきものだ、たとい形式的な委任事項等がありましても、その規定されておる内容があまりにも重大ではないか、きわめて常識的な判断を下しておるのがほとんどなんです。これは、だから、そういうことをあなたにはよく知っておって、あたかも何行政協定の例というものをこういうところへ、しかも、最高裁の判決を引き出して引用されるということは、はなはだこれはもう当を得ないと思ふ、私は。

そこで、総理にひとつ条約という問題について基本的な聞きたいのでありますが、まあ終戦當時は条約も数はそれほど多くなかった。しかし、だんだんふえてきておるわけなんです。そうして今後の国際社会の発展ということを考えに入れてみましますと、ますます今後私にふえると思ふのであります。そこで一つの傾向が出てくるのは、数がずいぶんふえるものだから、一々それを国会にかけるとは、どうも実情に合わない、行政の能率ということも一方では考えなければならぬ、こういう考え方があることは事実なんです。しかし、そこで

問題がある。私たちは、決して外交の行政能率の低下ということを考えているわけじゃありませんが、やはり国民にとつて大事なことは、日本の政府が外国とつてに条約を知らぬうちに結んでもらうては困る、このことがより重大だということなんです。このことが、外交に對する民主的なコントロールというものがより重大なんだ、民主社会においては、そのことを私は総理として十分考へてもらいたいと思ふ。そういう立場に立ちますと、数がふえてくるから、もう適當なところで処理しよう、こういう傾向が見えておる。私は、これははなはだ遺憾だと思つてゐる。総理の根本的なひとつ態度をお聞きしたい。これは何憲法や国会法等に、どういふ条約と線を書いてあるわけじゃございせん。それだけに、私は、最高責任者のこういう問題に對する態度がきわめて重大だと思ふからお聞きするわけなんです。総理のお考えどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これからだんだん國際的にも、日本が國際社会にありましているいろいろな交際を持つ、交渉を持つ、こういうようなことになりましますから、當然だいたいま指摘されるように、条約その他協約等がだんだん多くなる、これは趨勢からそういうことは考えられます。しかし、多くなつたからといって承認を求むべきものを求めない、かようなことは絶対にありません。この点は國民に對しましても、政府自身、責任というものがはつきりいたしておりますし、また、憲法の第一章もそういうことは許さないものでありますから、数が多くなつたから承認を求めない、かようなことがあつてはならない。現にこういう問題の手続上の問題は十分尽くして、そうして誤解のないようにしたいと思つております。

○龜田得治君 まあ条約の数が多くなるということとは、これは世界全体の國際的な交流が激しくなるわけですから、これはもう當然な結果なんです。それだけに、この条約が國民の生活に影響してくるという度合いも、国内法よりもだんだんウエイトが重くなつてくるわけでありまします。このこ

とを認めてからならなければいかぬと思ふ。国内法の關係においては全部国会にかけながら、同じように、最終的には國民に影響すること、条約だからと別扱いするといふふうな傾向が私は生じておるように思ひますからこれは聞くのです。そんなことは絶対にありませんか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 条約の締結権というものは、これは政府が持つておりますが、しかし、このことは、国会の承認を求めるといふことと、締結権を政府が持つておるといふことと別に矛盾するものではございせん。今後ますますこういう点は氣をつけまして、そうしていまのような誤解のないようにいたしたいものだ、かように思つております。

○龜田得治君 条約局長にお聞きいたします。韓國憲法四十二條、これは国会にかけるときは條約について個別に、具体的に規定しておる。御存じですか。この四十二條に規定しておることは日本の七十三條三號に全部私は該當すると思ひますが、いかがでしよう。

○政府委員(藤崎萬里君) 私はそういう見地から検討いたしましたことはございせんが、これははいわば主題を列挙しておるわけにございまして、その主題についてどういふ内容を約束するかということとはまた別でございまして、一がい、ここにあげてあるものはすべて日本では國會の承認を要すると断言し切れることは差し控えたいと思ひます。

○龜田得治君 皆さんが、これほどはつきりしたことを、あとから條約の審議に入つて困りはせんかと思つて、そういう逃げのような答弁をされることは、はなはだ私は不愉快だ。私から、じゃ読んでみましよう。韓國憲法四十二條「國會は、國際組織に關する條約、相互援助に關する條約、講和條約、通商條約、國家又は國民に財政的負擔を負わせる條約、立法事項に關する條約の批准及び宣戰布告について同意權を有する」、この中で立法事項と財政事項につきましては、ことばもあな

のことは、これはいずれも政治的に重要なものばかりがここに載つてゐる。これが一体あなたの先ほどの三項目に当たらぬと——当たらぬとは言わない、当たらぬかもしれない、当たらぬことを言われるといふことは、はなはだこれは筋が通らぬ。どうなんですか。どうして当たらぬか、はつきりしなさい、当たらぬといふのであれば。

○政府委員(藤崎萬里君) 新憲法は第五十六條にその規定があるわけにございまして。たとへばここに「漁業條約」とございまして、それじゃ、漁業に關してはいかなる國際的約束もできないのか。事、漁業という字が一つ出てくると國會承認になるのかといふと、私もはさきよりに考えないわけにございまして、漁業に關することでも、たとへば今日の日韓の漁業協力に關する往復書簡がございまして、こういうふうな、當然政府が行政權の範圍内でやれるようなことは差しつかえない、こういうふうな考へておりますので、一がいには申せない。しかし、御指摘のように、そういう輕微なものではなくて、漁業條約、漁業協定とかといふ普通に銘打つようなものでございまして、いままでも國會におはかりしておるわけにございまして。

○龜田得治君 私申し上げた中でちよつと抜けておるのは、それは漁業だけですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 一々私申し上げかねますが、たとへば國際組織に關する條約といふのが一つ上がつておりますけれども、ある國際組織に日本が國際協力の面で財政的に寄与するとか、經濟協力をやるとか、こういうようなことは、單獨の立法をしていただいております。これは特別に一々そのたびに國會におはかりしなくてもよろしいといふことになつておるわけにございまして、先ほど来申し上げておりますように、こういう主題の名前だけで白黒をきめるのは、非常にわれわれとしてはむづかしいわけにございまして、どこまでも先ほど来法制局長官もおっしゃつておられますように、規定の實質に照らしてわれわれは判断いたしておるわけにございまして。

○龜田得治君 それじゃここで実態をひとつ明らかにしてほしいわけですが、この終戦後の各種の条約ですね、これは実質的な条約、国際間の合意事項、これが各年度においてどうなっているか、ここで明らかにしてほしい。それを見れば大体傾向がわかるわけです。どの年には幾つ締結した、そのうち幾つ国会にかけたか、それを二べん明らかにしてください。

○政府委員(藤崎萬里君) お手元に資料がございますので、後刻御報告申し上げます。

○龜田得治君 大体のことわかりませんが、条約ばかりあなたはおやっておるのでしょうか、どうなんでしょう。その資料あるでしょう。

○政府委員(藤崎萬里君) 不正確なことを申し上げては恐縮でございますから、きちんと調べましてから、お答えいたします。

○龜田得治君 条約局長、それはそんなに時間はいらないことだと思いますが、あと、二、三十分以内に電話か何かでやったらわかるでしょう。統計があるわけでしょう、毎年度の。条約の一々の案件までは私は言いません。数だけをずっと一応並べてみてください、そうしたらわかりますから、傾向が。

○政府委員(藤崎萬里君) 終戦後各年のとおっしゃいますと、二、三十分では計算いたしかねるかと思いますので、でき次第に……

○龜田得治君 統計はある……

○政府委員(藤崎萬里君) 統計はございません。……

○龜田得治君 それじゃ局長に聞きますが、終戦後今日までつくられた実質的な条約総数はどれくらいです。これくらいならわかるでしょう、しよつちゅうやっているから。

○政府委員(藤崎萬里君) どうもちゅうちよいたしますけれども、大体四百くらいじゃないかと思

○龜田得治君 国内法は毎年百幾つかかってくるわけです。それに比べるならばきわめてわずかな

ものです。そんなものを本省の局長が概数からぬというようなことはしないでしょ。四百なら四百、その四百の中で国会にかけられたのは目の子算で大体どれくらいだと考えておられますか。

○政府委員(藤崎萬里君) 私はいま国会にかけたものが幾つあるかとお聞きになったと思って四百とお答えしたのであります。これは国会承認の条約の件数でございます。

○龜田得治君 そうするとかけないのが幾つというのを聞けば全体がわかるわけです。かけないのは一体おおよそどれくらいです。

○政府委員(藤崎萬里君) もうこれはほんとうに正直のところ幾つあるかわかりませんので、一つ条約ができると、それに付随していろいろ文書が作成されて、それを一つと勘定するかしんないか、たいへんなものになりますから、これはもう私見当もつきませんので御了承いただきたいと思

○龜田得治君 だからいまの答弁から見まして、ともかく見当もつかぬほど国会に無断でいろいろなものをつくっておる。これは明白しているようなものなんです。だからひとつそれほどの無数にあるのであれば、明日までに年度別にきちんと数を整理して資料として出してもらいたい。そしてどの年度においては幾つ国会にかけた、かけなかった、この点をばっちり出してください。そうすると私が先ほど総理にお尋ねした心配ごと

も、なるほどこういう数字が出ておるから、これは龜田君が心配するのでも当然じゃ、これはいかに、こういうことに必ずなりますから、私はその筋の人から、そういう傾向になっておるとい

ことを聞いておるから、これはたださんきやいかなと思つて、実はお聞きしているわけなんです。だからそういう意味で、ひとつ明日資料を出していただいて、その点についてはその上で若干質疑を別ワクとしていたしたいと思います。

○政府委員(藤崎萬里君) 明日一ぱいには出せるかと思いますが、ただひとつ誤解のないようにお願いしたいのは、私が非常にたくさんあるように

申し上げましたけれども、たくさんあるのは事実でございますが、これは国会で承認していただきたい条約の授權に基づくものとか、法律上の権限に基づくものとか、すべてそれぞれの根拠をはつきりしておるものでございまして、かつてにこそ結んだというふうなわけのものではないというところが一つ、それからたとえば貿易協定などのように、普通の条約でございますと一べん結びますれば何年もそのままでございまして、毎年更新するとかそういうことが一つ一つ、一件一件と勘定されますので、数が多いからといって誤解をしていただかないようにお願いをしたいと思います。

○龜田得治君 それは条約に書けなかったものは授權に基づくものと、あなたのほうはそういうふうには言われましても、われわれが見ますと、いやこれは基本的な条約なり協定からはみ出ておるといふふうに解釈するかもしれない。あなたはそこに立つ以上はそう言わざるを得ぬから、言うていただけなんです。そこに問題があるわけなんです。そういうふうには判断していいものかどうかというところに疑惑があるわけなんです。そういう立場ですから、ひとつ至急その資料を出していただいて、その上でさらに検討していただきたいと思

います。そこで次は、若干日韓関係に入ることになります。まあ日韓関係に入ると言ったら、佐藤総理にっこりとされるわけですが、われわれがけさからやっているのも、これは全部日韓関係なんです。衆議院の事態といふ、あれは全部日韓関係を越える大問題なんです。これはわれわれがいたずらに審議を引き延ばしているとか、そんなばかげたことにとらわれた気持ちを持たないで、真剣に考えてもらわなければだめ、そう思っているならそんなににっことしなくてもよろしい。

まず法務大臣にお聞きいたします。この法的地位に關する協定についての合意議事録、この中には基本協定からはみ出しておる重大な問題が多々書かれておるわけでありまして。この法的地位に關

する協定は、全文が六カ条からなっております。この中で第三条並びに第四条につきまして、先ほど来質疑いたしました国会にはかるべき条約から言いますと、合意議事録からはみ出しておるものが多々ある。これを指摘したいと思う。法務大臣の見解も聞きたいわけです。

合意議事録は六カ条と言いましたが、第六条はこれは批准事項でありまして、実質的なものではございません。あるいは第五條もたいしたものではないかもしれません。実質的なことを規定しておるのは第一条、第二条、第三条、第四条なんです。その四つの中で三条と四條、半分につきましてはいろいろはみ出しが合意議事録にあるわけでございます。この点を私指摘してみたいと思

います。まず第三条の二——法務大臣、合意議事録によつとごらんいただきたいと思。——あります。か。合意議事録の「第三条に關し」と、こり一枚目の裏に書いてあります。ありましたが、1、2の2——まあ協定に關するこまかい各条審議等は、またいづれいたすわけでありまして、きょうはそういうことじゃなしに、はみ出し、勇み足を指摘していただくわけです。2には、「日本国政府は、同

条」、同条というのには協定の第三条、「(c)又は(d)に該當する者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払ふ」、こり書いてある。つまり、協定の第三条によれば明らかに退去強制しなければならぬ人なんです。(c)といふのは、三回以上麻薬犯を犯した、(d)といふのは、日本国法令に違反して無期または七年をこえる懲役または禁錮に処せられた、非常にこれは社会的にも非難されるべき方々なんです。これについて

は、在日朝鮮人の立場は尊重するけれども、こりいり人については退去強制はするんだと、こり法的地位の協定ではなっておるわけなんです。これは絶対的な条文なんです。ところが、合意議事録では逆になつておるわけです。逆に、その家族構成、たとえば本人の子供がこちらにおるとか、そ

ういったような事情がある場合には、人道的見地から考慮を払ふ。これは退去を強制しないということでしょう、言うてみれば、いいですね、私が申し上げるのは、これはもう第三条の条文を履行するための細目ではない。逆の方向の履行をしようにしてやる。それならば、当然この合意事項のつくり方としては、第三条の例外規定として、ここに持つてこなければならぬではないかと、これは明らかに勇み足です。どうなんです、法務大臣。

○國務大臣(石井光次郎君) お答えいたします。(a)、(b)の場合のような、まあこういうふうな国事犯のような問題の場合は、これはどうにもならないのでございまして、麻薬犯でありますとか、普通の犯罪というふうな場合には、何らかの考慮の余地があれば考慮してやってもいいんじゃないかという心持を、ここにあらわしただけでございまして、これをどうするかということには、まだ、具体的にそのときの問題になるわけでございまして、これはほかの問題、元首に対する罪であるとか、あるいは内乱に関する罪とかという問題は、絶対どうすることもできないが、(c)、(d)については、多少の考慮をすることもあるかも知れぬということの意味にだけにはすぎないであります。

○龜田得治君 それはあなた、合意議事録だから、ことばをやわらかく書きますが、これはこういうものをつくった以上は、日本政府にそれだけの重大な行政上の義務が負わされてくるわけであります。どうなんです。ただ考慮するだけで、するか、せぬかわからぬのだと、そういうふうに韓国側は受け取っておられぬわけでしょう。事実またこういうものが書かれれば、結局は相当の者が、この協定の三条に反して逆に残ることに実際上なるんじゃないでしょうか。

○國務大臣(石井光次郎君) 人道的な態度は、また家族への立場というふうなことを慎重に考えまして、あるいは適用することもあるということを書いたわけでございまして、どんな場合でも適用するということじゃない。絶対的にこれを必ず罪

を犯した者はそのとおり罰してしまふということになしに、多少のそこに考慮の余地を残したというところの差があるだけでございまして。

○龜田得治君 そうすると、まあ帰す場合と、帰さぬ場合とあると、そういうことですか。

○國務大臣(石井光次郎君) そういう、帰さぬ場合もできてくるかも知れないというわけでございまして。

○龜田得治君 ところが、この協定ではですね、そうしてまたこの協定は、日本の法律になつておるわけですね。日本の法律に、国内法に。国内法まではなかなか通らぬでしょうがね。この協定三条、国内法になつておる。絶対的な規定になつておるのです。ただいまあなた、法務大臣の答弁からいへば、逆になり得る可能性というものがあつたやうにございせんか。必ず逆になるんだと言つたら、これはたいへんなことです。しかしですね、絶対的な規定として置かれておるものに対して、その逆な例外を認めるといふようなことがあれば、これは当然、その原協定のワケ内のもではないんじゃないやありませんか、そこを聞いておる。

○國務大臣(石井光次郎君) これはたぶんそれに当てはまり得るお答えになるかと思つてございしますが、一般外国人の退去強制の場合、出入国管理令二十四条該当の者の退去強制にあつても、同令五十条によりまして法務大臣に特別在留許可権を与えておるやうなわけでございまして、それと同じやうな意味において扱つていいじゃないかというわけでありまして。

○龜田得治君 出入国管理令五十条の規定があることは私も知つております。ただ、この協定は絶対的な規定、全部帰す、こゝろなつておる。それじゃ法務大臣に聞きますがね。この協定において絶対的に帰すことになつておる(a)、(b)、(c)、(d)、協定三条、これについても出入国管理令五十条を適用するつもりなんです。それじゃこの協定と適用するのはしり抜けじゃありませんか。日本の社会に重大な影響を与えるからということでこれは絶

対的に帰すのだと、こゝろなつておるやうな言いながら、一方ではその例外というものはあなたちやんと考へておるわけですか。何にもならぬじゃないですか、それじゃ、どうなんです。

○國務大臣(石井光次郎君) 外務省の条約局長から説明します。

○政府委員(藤崎萬里君) 地位協定の第三条は、この(a)、(b)、(c)、(d)の「いずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない」ということでございまして、それじゃこの(a)、(b)、(c)、(d)に該当したら必ず退去を強制されるのかというところをどうやらありませんで、この(a)、(b)、(c)、(d)の場合だけに日本の法律によつて退去を強制することができるといふ意味でございまして。

○龜田得治君 そうすると、(a)、(b)、(c)、(d)の場合でも出入国管理令五十条を適用するとおっしゃるわけですか。

○政府委員(八木正男君) お答えいたします。退去強制の手続、退去強制を免除する手続としては五十条を使つてやります。

○龜田得治君 退去強制を実行する手続としては五十条を使う。そうすると、この(a)、(b)、(c)、(d)の場合でも帰さない場合がある、それでいいのだ、そういう意見ですか。

○政府委員(八木正男君) 退去強制というやうな強い決定をする、実行に移すという段階では、一般の普通の不法入国者の場合でも、いろいろな慎重な手続を重ねて慎重に考え、その情状によつて執行をしないで済む場合には置いてやるというふうになつております。そのやうな形式は五十条にある法務大臣の権限でやるわけでありまして、いわんやこの協定、永住権というやうな非常に重要なといひますか、非常に手厚い永住を与えられるというやうな者はごく限られた人々だけでありまして、したがつてこゝろなつてやうな長いこと日本におり、社会的にも家族的にもいろいろ根の深くなつておるやうな人を退去させるという場合はよくよくのことである。そこで退去の条件は厳重に

しほつたわけでございます。しかしながら、いまも条約局長が申しましたやうに、協定ではこの場合でなければ退去させないといつておるだけでありまして、その当つた場合には必ず退去させるということになりますと、場合によつては、たとえば麻薬なんかを例にとりまして、營利を目的とする麻薬なんかは非常に害毒を流すわけでありますけれども、たとえば麻薬中毒者なんかで自分だけが使用しているというやうな場合もあり得るわけでありまして。あるいはその他個々の罪状の輕重もあつてございまして。そういうやうなことを考へて、それが回数に当たつた、こゝろなつておる場合は原則としてわれわれはもちろん退去させるつもりでありますけれども、その者の年齢であるとか家族關係であるとか、そういう点を十分に考慮した上で、今後そういうことが起こらないことが十分に保障されるというやうな場合に、特別にその協定の適用をしないで在留させてやるということも当然予想できるところでございまして。

○龜田得治君 いずれにしましても、その出入国管理令とのこまかい關係は、いづれ法案審議のときにもこれは論議をいたしますが、この協定において退去を強制されると逆の書き方をしておるわけですが、逆の書き方というところは、結局は(a)、(b)、(c)、(d)の人は原則としてこの退去を強制されるのだ、そういう立場であることは間違いない。それに対して例外的な措置を合意議事録においてつけておるということも、これははつきりしておるわけなんです。字句上はつきりしております。だから、こゝろなつては決して協定の細目ではないと私は考へるわけなんです。

それから第二、それからいま法務大臣に聞いていただいた次でですね……

○岡田宗司君 ちょっとその点について関連さしてもらいたい。

ただいまの点について法務大臣並びに条約局長にお伺ひしたい。この法的地位の問題の第三条、いま龜田君が指摘されましたやうに逆な書き方をしておるけれども、この(a)、(b)、(c)、(d)に該当す

る者は強制的に退去させると、こゝろいうふうになつておるわけだ。ところが、合意議事録は参考資料として出されておりました。その中には例外的に家族構成等を考へて退去をさせないこともあり得るやうにしてあるわけでありました。これはつまり協定に対して一つの例外をつくるわけです。この中に規定されておることに対して別なものを与へることになつております。したがつて、本来ならばこの中にそれが書き込まれるか、しかもその協定に対して、この議院に提出された協定に対して一つの例外をつくるならば、この合意議事録を参考資料としてではなくて、当然議院に提出して議会の承認を得べきものだと思うのです。私はいま内容のことは申し上げません。なぜこれを参考資料として議院に提出したのか。これは参考資料として出したということは、私は非常な間違いである。これはやはりこの協定と同時に、やはり当然議会の承認を受くべきものとして提出されるべきものであつたと思うのですが、その点に關して条約局長並びに法務大臣の見解をお伺いしたい。

○政府委員(藤崎萬里君) 先ほど御説明申し上げましたように、第三条の規定の意味は、いま岡田先生がおっしゃつたやうじゃなくて、(a)、(b)、(c)、(d)に該当しない場合には退去を強制されないといふことがその意味でございまして、(a)、(b)、(c)、(d)に該当する場合にはそれではどうなるのかといふと、この協定の第五条に「この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される」とありますが、これが出入国管理令の第二十四条でございまして、それであると退去を強制することができるといふことになるわけでございます。必ず退去を強制するといふことにはならないのでございまして。退去強制するときの行政当局の取り扱いの心がまえとしてまして、こゝろいうことは一般の場合にも行なわれることかと思ひますが、こゝろではこゝろのことを確認的な意味でうたはれておる、したがつて決して原則に対す

る例外といふやうな法律的な意味合いのものじゃない、かゝうに考へております。

○藤田進君 それじゃ委員長、関連。それならばまた伺いたくなるんだが、合意議事録で参考資料に出すほどのものをなぜ必要としたんですか、法務大臣に聞きたい。あなたの所管です。さつぱりわからないことを言うやないか。その場その場でかつこつたつて、それは一貫性がないぞ。

○国務大臣(石井光次郎君) 条約局長から説明させます。

○政府委員(藤崎萬里君) 今度の日韓間の条約、協定におきましては、一般の場合でございまして、特に文書などを作成しないやうな非常に軽微な事柄とか、ちよつと会談の席で発言したやうなことを、それじゃひとつ書いてくれとかいふやうなことがございまして。これは過去のいろいろないきさつから、不信感といふやうなこともあるかと思ひますが、したがひまして普通の國際的な慣行からいいますと書かないやうな行政上の取り扱いといふやうなことも含まれておるといふのが実情でございまして。

○岡田宗司君 韓国の国会においては、この合意議事録は参考資料として提出されたのか、あるいは国会の承認事項として提出されたのか、条約局長、その点を明らかにしてください。

○政府委員(藤崎萬里君) 国会には承認の対象として出しておりません。

○龜田得治君 こゝろいう勇み足が今度は非常にたくさんあるわけだ。これは一つだけをいま指摘したわけですが、その「第三条に關し、2」のところをいま指摘した。その次で、その「3」大韓民國政府は、同条の規定により日本国からの退去を強制されることとなつた者について、日本国政府の要請に従ひ、その者の引取りについて協力する。」これは韓政府の義務でしよ。いままで引き取りを拒絶されていふん困つたことがあるんでしよ、佐藤さん。今度はちゃんと、こゝろいうことはしませんが、これが合意議事録なんです。日

本政府から見たら、重大なこれは權利なんだ、國際間の。こゝろいうことは當然その原協定の中に堂々と入れるべき大事なことなんだ。これは一体どうなんだ、法務大臣、この三条の3。

○国務大臣(石井光次郎君) それはそのとおりでありまして、協力するといふことは、當然向こうが義務としてやるという約束でございまして。

○龜田得治君 いま義務とおつした。それならば、韓国も日本もきちんと国会にかけて——日本側からしたら大きな權利なんだ、國家的な。空な權利じゃない。事前に引き取りを拒絶されて非常に手をやいたことがあるわけだ。それを今度皆さんが交渉して、こゝろいうことをしませんが、口頭をとつたわけでしょう。こゝろいうことは当然このものと協定に入れるべきことじゃございませぬかと聞いている。もとの協定のどこにありませぬかと聞いている。何もないじゃないですか。こゝろいうことが。何もないじゃないですか。これは全然別個な事項なんです。そんなことばの上だけでございまして、こゝろいうこともだめだよ。

○国務大臣(石井光次郎君) 協定の本文に退去事由が列挙してございまして、退去強制される者は向こうが引き取るというのでございまして、ごさいますから、あらためて入れていないといふわけでございます。

○龜田得治君 そのたてまえが、前にたてまえでなく手をやいたわけでしょう。そうして、こゝろいうことをきめたわけでしょう。なぜこれを一体原協定の中に入れてないんです、原協定の中に。それは韓国とのいろいろな事情があつて……、ちよつと、質問を聞いてから、打ち合わせがあつたらゆくりやつて答へなさい。原協定の中にこれを入れなさいといふ——原協定の中に入れては日本の立場としても強いわけでしょう。だがが考へたつてそれで、なぜこゝろいうことを原協定からはずして合意議事録といふやうなまあだれが考へても若干軽い扱いをするのかといふ——しかし、そのときの交渉の経過からしてやむを得ず合意議事録に入つたとしても、これそのものは重大な日本国の權利、向こうにしたら義務なんです。

そのことを明記しておるわけですから、これは正式に国会にはかるべきじゃありませんかといふことを申し上げておる。

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま申し上げましたように、協定の中の退去強制問題で、はつきりと向こうが退去を強制された者は引き受けなければならぬでございまして、そのたてまえからいたしまして、向こうに、わざわざこゝろいうことを書かぬでも、扱い方の議事録として話し合ひをした。こゝろして、これは条約、協定の全般を見て考えなくちゃならぬ問題でございまして、こゝろいうことはあるとこないとかいふことにこだわらなくしてこゝろいうことが行なわれる性質であつたかどうかといふことで考えますと、これは必ず行なわれるといふことでその本文の中に入つたのだと私は心得ております。

○政府委員(八木正男君) ただいまの大臣の御説明を補足いたしますと、協定の第三条で退去強制事由を四つ限つて書いてございまして。こゝろいうことは、この四つの事項に該当する者は強制退去をするといふことを兩國間の協定で約束したわけでございます。したがひまして、当然韓国側は引き取る義務がございまして、したがひまして、法務大臣が(c)、(d)の該当者に対して人道的考慮をしたかしないかといふことは問題ではございません。たとへ向こうがしないじゃないかといふことも、法律上といひますか、条約上、何ら違反ではございません。そこで、こゝろいうために合意議事録にわざわざこゝろいうことを書いたのだと。それは、一つの權利義務を新しく決定するものならば、当然本文に記載されるべきものだといふ点だと思ひますが、その点は、私もたてまえで、第三条によつて韓国側は明瞭に引き取る義務を負つておりますので、本来ならばこの合意議事録にこんなことを書く必要はないわけでございます。しかし、従来、ただいまお話がございまして、こゝろいういろいろな経緯がありまして、韓国側は平和条約発効以来、退去強制事由に該当する韓国人をわれわれが送還をしようとしませんが、こゝろいうものに関する法的地位の協定が

成立するまでの間は引き取るわけにいかないと言つて引き取りを拒絶してきた経緯は、亀田先生もよく御存じのとおりでございます。そういうようなことがございましたので、われわれとしてはあくまでもその点は十分に念を押して、向こうとしても該当者は必ず引き取るということを言つております。ただわれわれとしては、何かのきっかけでそれを確認させようと思ひまして、必要ないといへばなかつたかもしれせんけれども、一応念のため引き取るということを書きもので表示したというわけでございます。

○亀田得治君　そういう言いわけのような説明じゃ納得できない。それは私も知つております。よりによりに言われましたが、知つておるからこれは聞いておる。手をやいたのではありませんが、引き取らぬと言つて。それでしよう。それで入つてきておる。こういうことは当然原協定に入ればばだめなんです。原協定だけで、そんなあんな当然引き取りの義務があるという、そんなことはどうして出てきます。政府がそういうふうにしておるだけでしょう。向こうががんばりだしたら、ちよつと困るわけでしょう。

それから次は、よけいあり過ぎて、一々指摘するのに困るんですが、その次の第四ですね、第四を見てごらん下さい。これも強制送還手続の例外ですね。それでしよう。この間は強制送還をしないということなんです。日本の出入国管理令の例外規定をここで設けておるわけなんです。送還しようにもできないわけですよ、この間は。これは義務じゃないですか、大臣どうなんです。大臣、こういうことはやっぱりね、大まかなところを知つておかなきゃだめだよ。

○國務大臣(石井光次郎君)　お説のとおりでございます。

○政府委員(八木正男君)　ちよつと補足いたしますが、退去強制は日本から出ていけはいんであります。相手国、本国に帰るか帰らぬかは本人のかつてでございます。われわれとしては、日本から追い出せばいいわけでございます。そこで、

その問題につきまして、ただいまの合意議事録の第一点、「その者が永住許可の申請をしてゐるときには、その許可が決定するまでの間、——これはたとへば、ある韓国人が永住許可の申請をしておると、そしてその申請のためにわれわれが調査などにかなり時間がかかると思ひますが、決定するまでの期間に何か犯罪を犯す、あるいは前に犯した犯罪によつて刑を受ける、その刑がこの(a)、(b)、(c)、(d)のいずれにも当たらないような程度の場合、しかし入管令二十四条には当たるといつたような場合が間々あると思ひますが、その場合には、その者の申請のときにさかのほつて、許可をしないかわれわれが調査するわけでございますが、その結果われわれが許可したといふたしますと、許可はしたけれどもその前に退去になつたといふことになる、せつかく一定の資格を持つてゐる者に対して協定永住を約束したといふわれわれのたてまえがくずされることになる。そこで、そういう場合には、われわれが永住許可をすることがきまるまで退去を実施しない」といふことで、これは私も当然のことだと思ひます。

それから第二点、まだ永住を申請してないとき、おまえはするのかもしれないかといふことを念を押してやる。これはもちろん、われわれとして、ここに單なる方針を宣明しただけでございまして、われわれはそれやうでやると好意的に言つてゐるだけでございまして。したがひまして、条約上の権利とか義務とかといふ問題とは関係にならぬと思ひます。

○亀田得治君　つまり、すぐ強制送還、強制退去をさせなきゃならぬその人たちに對して、一定の期間これは待つわけなんです。日本政府としては、それができないわけなんです。韓国側から見れば、そういうことをされない権利が発生する。日本政府から見たら、その間は待たなきゃならぬ義務が発生してゐるわけなんです。これはあんなた、當然そんなことは協定のどこにもないでしょう。新たな事項じゃありませんか、こういうこと

は。だから、そういう新たな事項であるといふことははっきりしてゐるんでしよう。どうです。それも協定にくつづくといふのですか。そんなへ理屈言つたつてだめだよ。

○政府委員(八木正男君)　協定永住を与えるといふ場合には、一定の条件が条約上定められまして、その条件に当たらない者は当然われわれが永住を与えない約束をしてございまして。したがつて、そういう約束の対象になるという可能性のある人間が、もしもつと程度の浅いといひますか、軽い犯罪によつて、普通の退去強制事由によつて退去されてしまつたといふのでは、こういう協定を結んだときの精神といひますか、その精神にもとることがあり得る。そこで、そういうことがはつきりするまで、そういう永住許可を申請すれば必ず得られたのだといふことがはつきりするやうな場合には、そういうものと考へられる場合には、それははつきりさせるまで一時控えておくのはわれわれの方針であるといふことでござい

ます。

○亀田得治君　私は何も、こういう規定を置いたことがけしからぬとか、そういうことを言つてゐるんじゃないのです。ないのだが、この原協定の関係から見たら、これは新しい経過規定といふものをここに規定していることになるじゃないかと、明らかにその間の扱いといふものは、この原則からははずれたところの権利義務といふものが韓国、日本国兩政府の間に発生していることは、これは間違ひない。これが置かれた経過なりその中身の評価を申し上げてゐるのじゃない。条約を国会にやるべくかけないようにはしようといふ、そういう傾向のあらわれとして、これを指摘してゐる。外務大臣、一べん答えてみてくれ。あなたが大体基本的に精神がおかしいのだ。結びついておらぬものを結びつけてゐると言つても、それは無理ですよ。

○政府委員(八木正男君)　強制退去について、強制退去は法務大臣の権限になつておりますが、この退去を決定する場合には、再審とか何とか手

続を重ねまして、本人の救ひ得る事情があれば少しでも見つけてやりたいという趣旨でやつてゐるの、これは強制に限らず、一般の外国人の退去については全部共通した点であります。そこで、ただいまの合意議事録のこういう特殊の場合の送還を差し控える方針であるといふ点、これはあくまでも法務大臣が強制送還の決定をするわけでございますが、その場合の決定の方針をここで言明しただけでございまして、私は新しい義務を負つたとは考へておりません。ただ、いかなる場合でも、われわれは外国人を日本から退去させる場合には、十分にその者の権利と申しますが、そういう者が保護されることを周到な注意を払つた上でいつも実施してありますので、同じラインをただ方針としてここで書いただけのものと了解しております。

○亀田得治君　ともかくね、そういうことばのつじつまを合はすだけのやうな答弁では納得ができません。次に進んでいきましよう、問題点がよけいありますから。まだ検討してもらはぬといふわけでは、

それから、第四條に關しまして、法務大臣に聞きます。協定では、「日本国政府は、次に掲げる事項について、妥當な考慮を払ふ」と、こうなつて、(a)、(b)と書いてあります。協定では「妥當な考慮」と、こういうきつめて義務ともいへないやうな表現がなされてゐる。ところが、合意議事録にまいりますと、まず第一に、この在日韓国人の子弟につきましての小学校、中学校への入学ですね、これについて必要と認める措置を文部大臣がとる、それから上級学校への入学資格を認めると、ここで初めてこの義務化してきてゐるので、義務化してゐる。原協定ではまだそこまで強い表現ではない。まあ、この四條に關しては、関連のない問題だとは私は申し上げません。協定の四條で規定したことを、合意議事録で扱つてゐる。その点はもちろんこれは認めますが、協定では義務と思はれなかつたことが、合意議事録

三

においてははつきり初めて義務づけられてきているわけなんだ。質的な変化を遂げているわけなんだ。こういう場合には、当然これは合意議事録自身を国会に出さなきゃいかぬじゃありませんか。——意見わかりますか。

○国務大臣(石井光次郎君) 第四条の規定は議事録ではつきりとしたような形になっておりますが、第四条の精神といたしまして、教育や生活保護、国民健康保険等に關しまして、大韓民国から日本に永住権を持った者に適當な考慮をするというならば一体どういふ考慮をするかということとございまして、その内容をどういふふうに規定して、書いて、話し合つてみたわけでございます。さつきも話したように、議事録というものは、これはどういふふうにやるといふところの希望あるいは方針というよりな心持をあらわしたものでございまして、これによって義務とか権利とかいふものをはつきり示したと必ずしもいうわけじゃないのでございまして。そこはひとつ頭に入れておいて見ていただきたい。精神的にそういうふうな方向にわれわれの心持は責任を負うておるといふことは間違いないこととございまして、これは必ずしもいまおっしゃつたような意味においての責任を感じる必要はない、これが議事録を国会にもはからなかつたゆえんであるということとでこの内容もお考え願いたいと思うのであります。

○龜田得治君 政府は先ほど、第三条に關して、この強制送還の例外的な手続規定についてお答えになつたときには、強制送還を差し控える方針である、これは義務というほどのものではないという意味のことをおっしゃつた。ところが今度は、この協定のほうで「適當な考慮を払ふ」、これも同じような表現じゃありませんか。だから、きちんとした表現ですね、日本の政府の義務となるのは、合意議事録のこの表現によつて初めてこれは義務になつておるんです。どつちでこれは義務化されたんです、法務大臣、まづその点……。協定の「適當な考慮を払ふものとする」と、これで義務化され

たのか。あるいは第四条に關する合意議事録1、これによりまして——「必要と認める措置を執り」と、「入学資格を認める」と断言しておりますがね、これが義務化なんじゃないか。

○国務大臣(石井光次郎君) 議事録において並べられておるような問題は、協定の精神に従ひましてわれわれがどういふことをどういふふうに行つていこうという、適當な処置をとるといふ心持を表現したのでございまして。

○龜田得治君 まあ、いま局長がちょっと耳打ちしたもので、さういふふうには適當に答えておりますが、だれが見ても、協定第四条からはさういふ、具体的にそれじゃあ日本国において教育關係についてどうされるのかといふことは出てこぬわけですが、どんなふうになつておるのか。ちゃんと義務化されておるのは、この合意議事録の第四条1からです。1によつて義務化されたんです。このことは、だから、よほど私が譲歩して申し上げても、原協定と合意議事録、両方が一つになつてこの教育に關する日本国政府の義務、これが確定されておる。よほど譲つたとしても、これが二つ一緒になつて義務が確定してゐるわけでしょう。法務大臣どうです、さう理解しなきゃおかしいでしょう。

○国務大臣(石井光次郎君) さつきからいろいろ申し上げておられますように、この議事録のほうには、協定文の解釈について間違ひのないように、兩國の間で話し合つたことを形の上にあらわす、また字句の上でもなるべく明瞭にしておきたい、それから希望等そこにはつきりと表明しておきたいといふようなこと等があらわれておるわけとございまして、これで新しい權利義務を生じたといふわけではないのでございまして。協定の説明といひますか、それをやつていくにはどういふふうに行つていきたいのだといふ説明という意味におとりいただきたいと思います。

○龜田得治君 そんなことを言つたてあな、文字そのものから筋が通らぬじゃないですか。第四条では「適當な考慮を払ふ」といふことしか書い

ておらぬわけなんです。具体的なことは何も出ておらぬ。それは初めて合意議事録で明確になつてゐるのです。この点について衆議院で中村文部大臣がこゝろ答えてゐるのです。従来と違つてまいりましたのは、今度の協定及び合意議事録によりまして、日本は義務的にさういふ取り扱ひをしななければならぬといふことに變化したと思ひます。中村文部大臣——この問題を扱う人は、「両方二つが一緒になつてさういふ義務を日本政府は負うてゐるのであります、従来は必ずしも義務とまではいかなかつた」、さういふと、これは与党の人の質問に對してさういふふうには答えてゐるわけなんです。これと矛盾するじゃありませんか、そんな切り離したことをおっしゃるの。

○国務大臣(石井光次郎君) 協定に對して議事録はその説明をしてゐるわけでございますから、中村文部大臣がさういふに、協定の精神に従つて、それから議事録を見て、議事録はそれをよく詳しくくまた説明してあるわけでありまして、その方向に従つてやつていこうと思ふのだといふことを言つたわけとございまして、それで義務づけられたわけではない、協定によつて義務づけられた心持を言つたわけであると思ひます。

○政府委員(八木正男君) 私、協定の交渉に當たりました経緯もございまして、それを含めて御答弁いたします。この協定本文の第四条といふのは、「適當な考慮を払ふ」といふ非常に抽象的な表現をしております。しかし、その内容はさういふことかと申しますと、これも過去十數年の間の交渉で大体内容的には合意議事録にある点にしろられたわけとございまして。ただ、本来、たとえば外国人の子供の教育であるとか、健康保険であるとか、さういふ問題は、朝鮮人を除いた普通のといひますか、一般外国人の場合には、さういふことはあまり問題になつておりません。やはり朝鮮人はかつて日本人であつた、そして自己の意思にかかわりなく外国人とされたという過去、その過去から生じてくる人たちの日本における特別な地位と申しますか、立場と申しますか、さうい

う点を考慮して、普通の外国人の場合さういふことはしないのに、特に好意的にさういふことを約束したといふわけとございまして。そこで、本文の中にさういふような点を並べるのはあまりいいさにはよくない、さればといつて抽象的な規定だけであつてしまつと、後になつてどういふことが内容であるかといふことで問題が起つても困るといふので、双方の交渉当事者同士の考へたこと、約束したことを、それを「適當な考慮」といふことをわれわれが義務として約束したわけとございまして、その内容はさういふことなんだといふことを合意議事録に書いたわけとございまして。

○龜田得治君 まあさういふ説明をされても納得できぬといふのは、ともかく協定だけ見たつてわからぬでしょう、結論は、われわれがもしこの合意議事録がなかつたらわからぬじゃないですか、第一、国会にかける以上は、そのものでわかるものでなければいかぬじゃないですか。これだけ見ておつたら、いや、この例外があつたのだとか、いや、この説明の中心はさうだつたとか、理屈は抜きにしてさういふ点から考へたら、なるほど、さういふふうにもあれもこれもばらばらにしてゐるのはおかしい。しかし、いろいろな事情があつてばらばらにしたけれども、全部関連しておるから一緒にこれはやはり国会に正式に出すべきだといふことなら、また理解もできるわけですが、国会に出してゐるものだけじゃ意味がさつぱりわからぬじゃないですか、例外のまた例外、さうでしよう。だから、これはさういふ問題を拾ひ上げると、法的地位だけでもまだ二、三十ある、こまかくやるときがない。現在いま言つておるのは、これは学校の關係であります、それから国民健康保険の關係、あるいは韓国人が帰国する場合の財産の携行あるいは資金の携行、送金、さういふような問題につきましても、この協定では何もわからぬ。こつちを見て初めてわかる。韓国の諸君にしたがつて、たよりにしてゐるのはおそれらくこの合意議事録だろうと私は思ふ。さういふことをしておいて、さういふことばのつじつま

け合しておこり、そんなこと幾らされたって、それは了承できません。

さらに聞きましょう。在日韓国人の法的地位協定に關する討議の記録というものがございます。これは、形式は合意議事録よりもさらにゆるい形になっております。しかし、私はこれだけのことを法務大臣がこの記録の中で明確に発言されているというところは、やはり日本国政府として、それだけの義務を負わされている、これは当然そういうふうに理解いたします。韓国側の国会の議事録を見ても、そういうふうにとっております。そういう立場から見ると、たとえば法務大臣の発言の中の(注)「日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取計らう方針である」、これは出入国管理令にある再入国の許可よりも、もう少し好意的な立場で取計らいます。法務大臣としてのこれは約束ですよ。条約の形式こそ違いますが、これは協定とは全然関係ないことじゃありませんか。どうなんですか、法務大臣。

○國務大臣(石井光次郎君) 再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取計らう、法令の範囲内ということでありまして、これは協定ができて、両国関係が正常化してよくなれば、自然交通関係もよくなるので、そうしてあげるといことは当然のことでありまして、そういう気持ちでここにあらわしているものであります。

○龜田得治君 この出入国管理令の再入国の条項については、一般的に取り扱っておるわけですね。外国人すべてに対して、それに対してできるだけ好意的に取り扱らう。これは、あなた、行政措置の上で具体的なそういう義務を負わされるわけじゃありませんか。法令の範囲外において特別な扱いをするというなら、もちろん、これははつきりした、それこそ協定にはつきり書かなければなりません。法令の範囲内であれば、新しいこと

ではないのだというふうなお考えかもしれませんが、しかし、協定との関係からいふならば、この法的地位協定には、在日韓国人の再入国の問題なんというものは、一つも取り扱っておらぬのですからね。項目からいって、全くこれははみ出た問題じゃありませんか。

○政府委員(八木正男君) それは実は、討議の記録と申しますのは、お互いに言いつばなしでありまして、ただ、もちろん、おっしゃいますように、書いてある以上は、何らかの拘束を受けることは事実でございます。そこで、実は、この再入国の問題でございますが、こういう問題は、普通の場合、初めから問題にならない非常にこまかい問題でございます。こまかい問題を向こうはたびたび言っております。私もそれはそれに對して、われわれの、特に法令の範囲でやるだけなんで、何も書く必要はない、そんなことはあたりまえのことだと言ったのですけれども、やはり韓国側にしてみると、こういうものを書いてもらったほうが、要するに、さつきも条約局長が言いましたように、非常に不信任感がある。これは過去の経過でございます。私も、そんなことは常識として当然そう考えるべきだとか、相手の国の役人が公式の席で言ったらそれは拘束するとかいうことを幾ら言いましても、向こうは非常にわれわれの表現に対して、あなたはそう言ったにしても、それが人がかわったあつたの者は知らないと言つたらどうするといふような、非常にそういう猜疑心といます。不信任感といふは、そういうものがたくさんございまして、そして、ぜひ、こういうことも好意的にやるということを書いてくれ。たとえ、日本側にとつてみれば、そんなことは意味がないじゃないかと申しても、それでもいいから書いてくれといふことをたびたび言われたものですから、それで書いただけのものではあります。特に新たに普通の法令をどうこうして韓国人に對して特別に再入国に關する優遇措置を講ずるということ約束したものでございせん。

○龜田得治君 言いのがればかりなんだ。昨日の新聞にも、一部新聞にも出ておりましたが、韓国への集団帰郷、これはもう衆議院を通つただけで一切片づいたやうなつもりで、法務省は早々といふことをとらえ、吉田書簡ですら若干の拘束力があるようにおっしゃっているわけであつて、討議記録とはなつておりますが、ちゃんと法務大臣、相手方の大臣が出て、そして、こういうものをつくられたものが、何も、当然なこと、新たに義務を負うものではない、そんなことを言ひまして、それは通りません。一体、日本政府のつくる文書といふものは、そんなにいかにげんなものか、逆になりますよ、逆に。だから、そういうことを言われないうで、ああ、なるほどそうであつたか、現協定にもない問題であるし、やはり国会にはきちつと全部かけよう。これなら相手方から見ても、これは頼もしい感じがするわけです。日韓だけではありません。どんな問題についても、もつとそういうことは、国会にかけ過ぎて非難されることはありせん。何もそんなことさらな理屈をつけて、しほつて国会にかけるといふやうなやり方は間違ひ。一通り私はききよう聞きます。一つ一つは納得できませんが、いずれさらさらには議論を深めたいと思ひます。

法務大臣にも一つ聞きます。昭和四十年六月二十二日、この協定に署名したときに法務大臣声明を出しておられます。声明だから、これは一方的なものじゃと、おそらく八木さんはそういうふうにおっしゃると思つておられるでしょうが、ここに書いてあることはそうじゃない、重大なことが書いてある、重大なことが。日本の出入国管理令にまさに逆行することが書いてある、この声明の中に。そして相手の韓国では、この問題については協定をするときに法務大臣にこういう声明をさせたんだと向こうでは盛んにこれを振り回しておるわけなんですか。その中身は、戦後の密入国者ですね、戦後の密入国者、この協定で扱つておるのは、戦前から引き続いて日本におられる方、まあ大まかにいってそう理解する、の子孫、

こういふことでしょう、協定は、そうでしょう。戦後かつて入つてきた、これは密入国者でしよう、法的には。法的にいへば間違ひないでしよう。それに対して出入国管理令では考えられないような手厚い措置をここで法務大臣が聲明されておる。しかも、二通りある、中身は。終戦前から日本にいて、そして終戦後向こうへ一時帰つた、それはもう法的地位協定からはずれるわけですね、その人は。ところが、それをこの法務大臣声明で救ひ上げようといふわけですね。そのことがまず第一項に書いて、第二項には、そういう戦前からいたという人じゃないに、戦前からいて、一時帰つたためにはずれたというのじゃないに、純然たる戦後の入国者ですね、これに對して、この日本でおることを認めていく措置を考える、これは従来も出入国管理令の運用上そういうのが若干あります。しかし、こういうことを法務大臣声明で、条約、協定と同時に出来る場合には、私は日本国政府として大きな負担を負うことになるのではないかと。總理大臣、一体こういうことを知つておられますか。あなた、協定だけでしょう、ごらんになつておられる。密入国者に対してこういうことを一体する、こういうことが全く協定と離れてなされておる。私は先ほど来るころ申し上げておるわけですが、どういふふうにあなたがお考えですか。一番最後のやつなんか、私はまことにこれは行き過ぎだと思ふ。こんなことをしたければ、出入国管理令の運用としてじつと考へておつたらよろしい、腹の中でおさめて、こういうことを堂々と法務大臣聲明として出して、相手方にはこれは約束として受け取られておる。韓国の議事録見てごらんない、どうなんですか、總理大臣に

一ぺん答えてもらいたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの問題は、文字どおり法務大臣の行政の問題だと、かように思ひますが、ちよつと聞いてください。ただいまの問題は、これは法務大臣の行政の範囲だと、かように考えますが、韓国、いわゆる朝鮮人の問題について特殊な考慮が払われておる、これは申す

までもなく、在来から日本人であつた、また在来日本人であつた、そういう期間がありますし、私どもとまた雑居してゐた、こういう関係もあります。そこに特殊な地位をどうしても考えざるを得ない、こういうこととごさいます。したがつて、一般の外国人——朝鮮人あるいは韓国人という朝鮮人以外の外国人と比べてみて、これは特殊な考慮が払われておるじやないかというの、先ほど来からのお話ではつきりしてゐるのでございませう。こういうことをやらざるを得ないような両国の国民関係にあつた、このことをぜひ御了承いただきたいのであります。

今回の日韓の問題はこればかりじやありません。各所に、いわゆる理論だけで割り切れないような問題がいろいろあると思ひます。だから、こういう点もいづれ審議で明らかになつてくるでしょうが、これはどこまでも日韓間の特殊関係、これがたゞいまのような状態を生んだのでありまして、できるだけ、これを機会に明確にしたいという私のほうの考えでございませう。したがつて、妥当な考慮を払ふ、あるいは適当な措置をとるとか等々、いろいろ在来の法律関係ではなかなかつきりさせにくい点もあるだろう、かように思ひますので、それらのことも両国関係の複雑さ、また緊密さ等につきまして御理解をいただきますならば、これらの処置をとつたこともわかつていただけるのではないかと思ひます。

また、条約等につきまして、各般にわたつて御審議をいただく、こういう意味で、政府がその承認を求むる案件等についても、特に小さくすること、範囲を狭めるといふような考えは毛頭ございせん。また、その承認を求むる範囲並びにこれを明確化するために説明のできるような、さうな意味においては、いわゆる合意議事録であるとか、あるいは、その他の参考資料等も十分出して御審議をいただいておる、かように思つておりますが、そういう点で、なお不十分なものがあれば、御指摘をいただいて、私どもが今後努力する点を明確にいたしておきたい、かように思ひます。

す。

○森元治郎君 関連。総理大臣に伺ひますが、この日韓の条約、協定、すべてを見て、また、交渉の経過を見て感ずることは、日韓関係の特殊関係であるということ、これを非常に強調される、そのとおりであります。しかし同時に、分離独立をした関係、平等な主権国間の話し合いというならば、情は情、過去の経緯は経緯だが、交渉とか、あるいは問題を詰める場合には、やはり佐藤さんの好きな、がつちりした、合法的といひますか、がつちりした話し合いをしなければならぬと思ひます。その間に、法律と情がどつちも割り切れないでいるところに、すべての問題が混乱してゐると思ひます、いかがですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま森君が御指摘になりましたように、分離独立したという関係に置かれておられますが、過去の歴史的な因縁等はこれをお認めいただけるものだと思います。しかし、私どもが今後の問題として、前向きといひますか、これから先りつぱな日韓間の関係を打ち立てる、そういう意味でこの両国の間を規律してまいりたいと思ひます。したがひまして、この批判がいろいろあると思ひますが、これは韓国の一部にもある、わが国の一部にももちろんあります。今回の交渉において国益を主張するといふ点において、ややその意に沿わないものがある。少し妥協し過ぎたのではないか、譲り過ぎたのではないか、こういう意味の批判があるようでありませう。これは同じようなことが韓国側にもあるのでありまして、私はこういうところで両国間の関係も歩み寄つてこれができたゆゑなんだと、かように私は思ふのであります。これらの点は今後友好親善関係によりまして、一そうそれらの関係を明確化していく、かように思つております。

○森元治郎君 私が申し上げたのは、譲歩し過ぎである、こういうことを言つておるのじやないものであつて、情と理はつきり近代的に割り切つてない。つらくても理において言うことははつきり言つて、合わないことは突っぱねる、というの

が、私の質問の趣旨なんです。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの森君の御指摘であります。情にほだされておるのじやないか、もつと理論でこれを割り切るべきじやないか……

○森元治郎君 いや、情は情、理は理で……

○国務大臣(佐藤榮作君) だから、そういう点を、情は情、理は理と、かような意味で協定をしたつもりであります。おりますが、どうもそれらの点で、お感じになる方が、やや情にほだされたんじゃないか、理屈をもつと主張してもいいんじゃないか、こういうような御批判があらう、かように思ひます。

○亀田得治君 総理大臣の、ただいまお答えがあつたわけですが、法的地位に關しまして日本政府がいろいろな取りきめをいたしておる。その取りきめをした事情について了解をしてくれという趣旨の結びだつたと思ひますが、私が本日お尋ねしておるの、協定の中身の批判ということよりして、当初申し上げましたように、国会にかけるのにこういうかけ方はいかぬのじやないか。当初、総理大臣が条約につきまして考え方を披露されたのと私はやはり反しておると思ひます。そういう点ではお聞きしたわけでありまして、ともかく、この協定をすつとやろうとすると、五つか六ついろいろなものを積み合はせておつたらえらいことになるわけですか。だから、そういう意味で間違ひであるといふことを申し上げておるわけですか。時間がだんだんたちますので、法的地位の関係はその程度に一応いたしておきます。

漁業関係、それから請求権、経済協力関係、いづれにもこういう勇み足という問題が、これは多々あるわけなんです。そのうちのおもなるものを若干拾ひたいわけですが、まず商業上の民間信用供与に關する交換公文、これを国会には正式にかけられておるわけですね、三億ドル以上というやつを。なぜそういう手続をされぬのか、外務大臣どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは金・大平了解が取りきめられる際に、このほかに普通の民間における信用供与の問題がある。これは政府が義務を負うのでもなし、自然の成り行きにまかして、両国の民間人の間にさうな借款信用供与の取りきめが行なわれるのであつて、いわば青天井である。しかし、このほかにさういふものがあるといふことをただ念のために記録するといふ趣旨において取り扱われたのであります。今回の日韓条約の一括取りきめに際しまして、この青天井式のものが一億ドル以上期待されるという従来の書き方であつた、考え方であつたのでありますけれども、その後、實際問題として、両国の間に民間信用供与のすてに行なわれつつあるものもある、それからさういふ見込みのものも相当にある。で、これらを考えますといふと、優に三億ドル以上のものがこ十年足らずの間に考え得ると、こういうような状況になつてまいりましたので、この問題を交換公文において、このほかに民間の信用供与が三億ドル以上も期待されるということを書き添えたのであります。これは政府間の協定といふたぐいのものではない、性質上、さういふことで参考資料並みに添えてあります。取りきめの実体に入るものではありませんので、御指摘のような取り扱ひをしただけであります。

○亀田得治君 三億ドル以上に關する交換公文を拜見いたしますと、韓国側に対して行なわれる三億ドル以上の民間借款につきまして、「関係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。」と、こういうふうな明記されておるわけなんです。これは当然日本政府が信用供与に關するこの問題を扱う際に、関係法令の運用上、促進されるように努力するんだと、こういう意味ですわね。日本政府の義務じゃないですか。日本政府のこの民間信用供与に対する態度いかによつても結果が違つてくるわけでしょう。日本政府は、直接貸す金ではありませんから、さういふ意味では直接の権利、義務の当事者ではない。しか

し、行政上の立場からは、韓国に対してそういう義務を負ってやるわけじゃありませんか、どうなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これはいわゆる義務というものでないのではありません。ほんの行政上の手帳で、そういう指導ができたならば指導もする、しかし、その指導を必ずやらなければならぬというのではないのではありません。あくまでこれは行政上に課せられた義務ではない。いわば普通われわれがいう、手帳でも申しますか、そういうものでありまして、その本体はあくまで民間経済人の総意にかかっておる問題である、こう考えます。

○政府委員(藤崎萬里君) いま外務大臣から御答弁になりましたことをちょっと補足させていただきますが、関係法令の範囲内において容易にし、促進すると、これはいろいろなまま賠償に伴って行ないました経済協力の交換公文のきまり文句でございます。関係法令の範囲内において、とございまして、絶対的な国際法上の義務ではなく、日本の法令の範囲内でやりさすればいいことだ、そういう意味でいま大臣は、義務でないとおっしゃったわけですが、関係法令の範囲内で容易にし、促進するということは、それじゃ、義務じゃないかと言われると、これはそういう意味の義務ではあると言ったほうが正しいかと思えます。しかし、そういうしほりのかかってない絶対的な国際法上の権利義務じゃない、こういうふうにご説明したいと思えます。

○亀田得治君 しほりのかかった義務であつても、義務じゃありませんか。おおよそ、関係法令に反した義務なんというようなことは考えられますか。そういう説明自身が矛盾してますよ。そうでしょう。それだったら、法令の改正までちゃんとそろえて出さなければならぬ。「関係法令の範囲内」で、これは非常に幅があるわけですから、法の運用というものは、大きなことで義務を負うておる。条約局長なかに認めたとやうな言い方ですが、どうも外務大臣はおかしいですね。債権債務

の当事者でない、これは当然です、民間供与ですから。そんなことを私は言っているわけではない。これはやはり政府がこれを促進してやるのだと、こういうことで日韓交渉がまとまっているのじゃありませんか。韓国の国会の議事録を開いたって、これはみな三億ドル、二億ドル、三億ドル、合計八億ドルと、これだけのものを獲得したのだと、こういう説明ですよ。私は、交渉の経過から見てそういうふうな受け取られるのがむしろやはり当然だろうと思ふわけなんです。そういうものをかけてこないというのは、これは一体どうなんですか。こんなことを前例にされちゃ困るんですよ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) いまも申し上げましたように、これは厳格な意味の国際法の義務でも何でもありません。いわゆる国内の行政法規の上において、その範囲内において、好意を持ってこれを見守る、場合によっては軽い指導というふうなこともなるかもしれません。そういうふうなことは、何もこれに限らず、もう平生の外交上の行政事務において、いろいろ手かげんはしておるのではありません。当然行政官庁にまかせられた範囲の仕事でありますから、これを国会の承認にかける必要はない、かように判断をしております。

○亀田得治君 しかし外務大臣は、衆議院でもずっとそういうふうな言い方をされてきておりますが、それじゃ、この交換公文の字句を改めなきゃいかぬじゃないですか。「容易にされ」、「促進される」、だれが容易にし、促進するのです、日本政府でしようが。せんだってから例の吉田書簡というものが、日中貿易に関連して問題になったわけですね。あの程度の書簡でも、当時の経緯を無視するわけにいかぬ。統一見解ではそうおっしゃっておる。無視するわけにはいかぬということは、多少負担を感じておるという意味でしよう、だれがとつたって。それは一方的な、吉田さんが持った書簡じゃありませんか。ところが、これはちゃんと二億ドル、三億ドルの有償、無償の経済協力と同時に、これが両政府の間で公

式に調印をされて交換をされているものなんです。吉田書簡ですら、あのよう統一見解を出されながら、この外交上の正規のルートで両方から交換しているものが、その義務がないようなことをおっしゃるというのには、はなはだこれはふに落ちない。どうです總理、これは。あなたの考え方はですよ。そんなことで日本が対外的に信用をつないでいけますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) この問題は、先ほど来外務大臣が御答へしたとおりでございますが、私、いわゆる法律的な義務、かようなことはないと考えます。しかしながら、今回のこの日韓の条約によりまして、親善友好関係を樹立しよう、こういう考え方ですべてのものを取りまてておられますので、そういう意味におきましては、われわれは善意の協力をするということでありまして、この点は、いわゆる法律的な権利だとか義務だとか、こういうものとは違ふことを御承知いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 それじゃ、この「関係法令の範囲内」で容易にされ、促進されるものとします。「これは具体的には外務大臣はどういうことをされるのか。あるいは通産大臣——直接は通産大臣かもしません。具体的にそれをおっしゃってください。そうしたらもっとはっきりします。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは概括的に申し上げますが、とにかく、関係法令の範囲内において差しつかえない程度において善意の指導をして、民間相互の間の経済協力を容易にするようにいまい仕向けましよう、こういうふうなごく軽い意味の交換公文でございます、しからば、どういふ場合にどういふことになるかということにつきましては、事務局から御説明申し上げます。

○政府委員(藤崎萬里君) この場合の「関係法令」とは、外国為替及び外国貿易管理法、外国為替管理法、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、輸出入取引法、日本輸出入銀行法その他の法令でございます。また、「容易にされ」……

○亀田得治君 その他と言わずに、全部言うてく

ださい。

○政府委員(藤崎萬里君) 全部はここでは列挙できませんが、それがおもなものでございます。「容易にされ、かつ、促進される」というのは、政府が商業ベースの通常の民間信用供与に対し、法令の範囲内で便宜を与えるという意味でございます。たとえば、延べ払い輸出信用供与については、政府の承認を要するわけでございますが、その承認申請があつたときは、できる限りすみやかにその審査を行なうことなどが、これに該当するわけでございます。

○亀田得治君 すみやかに審査するだけじゃないでしょう。審査をして認可をしないと、大事なところをじょうずにはずしていかうかぬ。すみやかに審査、それはきわめて事務的ですよ。認可をするかしないかと、日中貿易でもそれが問題でしょう、吉田書簡に関連して。それはやはりできるだけ認可をしていくと、それでなかったらこの交換公文に合わないでしょう、どうです。

○政府委員(藤崎萬里君) 必ず認可しなくちゃならないという義務は負っておりません。関係法令の範囲内、その法令に照らして審査すればよろしいのでございます。

○亀田得治君 私の言わぬことを言つたらだめだよ。私は必ず認可するとは言いませんよ。できるだけと、こう言つたでしょう。できるだけのことはしなければいかぬでしょう、この交換公文がある以上は。必ずと私はさつき言いませんよ。どうなんですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 私は、法令に照らしては、そのとおりやるべきものであると思ひます。「容易にされ、かつ、促進される」というのは、法令に照らしてやるについて、できるだけすみやかに審査する、許可し得るものならばすみやかに許可する、そういう趣旨だと思ひます。

○亀田得治君 まあそういう言いのがれをして、これを国会に正式にかけなかったことについて、盛んに言いわけをしておるわけですが、そういううみつつちい態度はよくない。堂々と、ちゃんと

これを国会にかけない、というものは。ことに今回は、三億、二億、三億と、もうこれは一体のものとして韓国側では受け取って、交渉の過程においても、それがからんでやられてきておることは明確なんです。そういうものをこれだけ切り離して、これは参考だ、国会に了承を求めているんじゃない、こういう態度は全くけしからぬと私は思う。佐藤さん、どうですか、なぜこれを国会にかけて悪いのです。一緒に結びついてやってきたものを、なぜこれだけ引き離すのです。

○政府委員(藤崎高里君) いままで、この種の協定は、国会の承認の対象にいたしておらないわけでございます。国会で承認いたしております条約の規定で、法令の範囲内というよりなしばりかけた例は、私はまだ記憶にございません。これは、国会にかけて国会の御承認をいただきますという、これは絶対的な権利義務を負えるわけでございます。そういうしほりは要らないわけでございます。ここに法令の範囲内をいたしましたのは、行政権の範囲内でできることをだけ約束する、こういう趣旨でございます。

○龜田得治君 この三億ドル以上の民間供与につきまして、現在すでに若干先食いされておりますね。その関係はどうなっておりますか。具体的に明確にしてほしい。

○国務大臣(椎名悦三郎君) この三億ドル以上を期待するという交換公文は、この基本的な、というと語弊がありますが、一括した日韓条約の発効と同時に効力をあらわすものとして取り扱ってはおりますけれども、いつからいつまでと、こういう期限の制約を与えておりません。いわば日韓間における現在すでにスタートされつつあるところの信用供与というものを、これを含めて、そして将来に向かって三億ドル以上、こういうふうに了解するべきものでございまして、その場合に、さかのぼって三億ドル以上の信用供与の中に包含せられるべき部分はすでに発生しておる、こう申し上げることができるのであります。どういふものでございませうか、その具体的な事例をあげよと言

われるならば、事務当局から申し上げたいと思ひます。

○龜田得治君 これは、私がいま展開しておる主張に関連がありますので、具体的に示してください、先食いをされておるその案件につきまして。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。このいわゆる三億ドル以上の民間信用供与に該当すると思われるもの、この十月末現在までで政府が輸出承認を与えたものは九件ございまして、契約金額の合計がざつと七千万ドルくらいになっております。詳細に契約別に……

○龜田得治君 それは九件全部ちよつとおつしゃつてくださいますか。

○政府委員(後宮虎郎君) 第一番目が、日綿実業の輸出にかかります塩化ビニル樹脂プラントの輸出でございます。その次が伊藤忠の輸出にかかりますセメント・プラントでございます。次が豊田通商の輸出にかかります冷間圧延設備、次が安宅産業の担当いたしましたポリアクリル・プラント、次が三井のやりました尿素肥料プラント、次が日商のやりましたブルドーザー、三菱のやりましたブルドーザー、それから三井のやりました苛性ソーダPVCプラントでございます。その次が伊藤忠のやりましたポリアクリル繊維プラント、それだけでございます。

○龜田得治君 それらにつきまして、両政府間に口上書きができていますか。

○政府委員(西山昭君) お答えします。それらの民間信用供与にあたりますのは、韓国政府から輸出承認の要請がございまして、日本政府で許可します場合には、これが民間信用供与に入るものであるという趣旨の了解でつくりました書類がございまして。

○龜田得治君 それは幾つあるの。

○政府委員(西山昭君) 各案件の民間信用供与に際しまして、それらを許可いたします場合に、そういう取り扱ひをいたしております。

○龜田得治君 九つあるの。

○政府委員(西山昭君) いままで供与しました九

件についてでございます。

○龜田得治君 そうすると、その九件につきまして、両政府間で三億ドル以上に含ませるための合意書というものが口上書の形でできているわけですね。そう理解していいわけだ。

○政府委員(西山昭君) これを確認をいたします趣旨は……

○龜田得治君 趣旨はどうでもいい。そういうものができているんだということ。

○政府委員(西山昭君) 趣旨を申さないといけません。これからの民間信用供与を与えます場合に、大体将来どれくらいの金額になるか、日本側におきましても韓国側におきましても、この数字を知っておくことが好ましいわけでございます。そういう意味でそういう了解をいたしておるわけでございます。

○龜田得治君 そういうことを聞いたわけじゃないんで、口上書きが両政府間で一つ一つの信用供与についてできておる。九つあるわけですか、口上書き。

○政府委員(西山昭君) 先ほど申し上げましたような趣旨の書類が、韓国側から日本側に對しまして、輸出承認の要請がございまして、日本側からはそういう趣旨の回答をいたしまして、そういうものが案件ごとでございますので、九件についてでございます。

○龜田得治君 そうしたら、いま局長から明確にされました、両政府間の口上書きを九件ともここに資料として出してもらいたい。これは単なるそういう民間のものというものでない。そういう公式文書等を見れば、ますます政府がちゃんと保証をしておるというかつこう等も明らかになると思ふ。だから、それを資料としてこへ出してもらいたいと要請しておきます。いいですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 向こうから申し入れがありまして、申し入れと申しますが、断わり書きというか、それからそれに対してこちらから意思表示をして、それに基づいてこれは三億ドル以上の分に勘定するという取り扱ひをしておりま

す。それで御指摘の口上書というよりなものに該当するかどうかわかりません。いずれにしても、これは外交文書でございます。よく検討して御返事いたします。

○龜田得治君 これは取引上の文書でしょう。そんなものを出せる、出せぬというふうな秘密性を持ったものじゃないでしょう。どういふことなんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 別に出せないと思ひ上げておるわけじゃない。出せるか出せないか検討して申し上げたいと思ひます。

○龜田得治君 こういうものをちゃんと本式にかけて、そういうものを参考資料に出したらいい。大事なものが参考だというよりなばかげたことはないです。だから、それはぜひひとつ出してもらわないと困ります。民間の三億ドル以上、これを実際に適用しているわけですから、その具体的な適用の仕方によって、私はもつとひとつ性格を究明する以外にはこれはない。そういうものがない以上は、ただことばの先のやりとりで終るから、それで要求しているわけですか。だから、ぜひそれは出してもらいたい、要求しておきます。委員長、約束さしてください。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 外交文書でございますから、十分に検討して、ひとつなるべく御趣旨に沿うようには考えてみたいと思ひます。

○龜田得治君 大体この佐藤内閣になってから、秘密主義が強くなってきておる。特にこの外交と防衛関係——防衛庁長官も帰りましたけれども、そういう点が非常に強くなつてきておる。ただいまの外務大臣のあいさとお答え、あるいは当初条約という問題についてお答えになった考え方は、私は一貫しておると思ふ。もつとひとつ国会議員の諸君に、大つぱらに見ていただきたい、疑問があればどうぞというこで出す態度をとるべきだと私は思ふ。そんなあなた、取引上の文書が、何でそんな重大なことになるんでしょか。しかも、外務大臣のほうからいふならば、何かもう政府としてあんまり関係のないようなことをおっしゃる。そ

んな簡単なものなら、何もそんなちゅうちゅうする
必要がない。そういう書類を出す、ああ、これ
は政府もだいたい関係があるということがある
出てくるんじゃないか。それで出し渋るん
じゃないですか。そういうことじゃない、とも
かく問題になってるんだから、そういうものがあ
るといことが明らかになった以上、ともかくど
んどん出しなさいよ、それ。非常に不明朗な感じ
を与える。どうです。これは、私だけじゃなし
に、他の質問の方が請求権等の問題に入っていけ
ば、当然これはまた出てくる問題だ、そのたびに
資料を出すとか出さぬとか、そんなことでわれわ
れは時間を費やしたくないと思ってる、どうな
んです。

○国務大臣(権名三郎君) まあ、外交文書は、
簡単にそうぼんぼんと出すべきものじゃないとい
うことが原則だと思えます。でありますから、こ
こで出すとか出さぬとかということは申し上げま
せんが、研究されてもらいたい。

○亀田得治君 どうも答弁がまずいものですか
ら、質問がなかなかかどらぬわけで、私も困っ
ておるわけですが、この憲法七十三条三号の立場
から見て、今回の条約のかけ方ははなはだ私は遺
憾である、こう考えておるわけです。で、法的関
係は、先ほど多少こまかく問題点を指摘しました。
しかし、経済協力の関係につきましても、経済協
力に関する合意議事録にも問題があります。ある
いは漁業関係に関する合意議事録その他につい
ても、たくさんこれは、同じような性質の問題があ
るわけです。で、本日ところは、時間がござい
ませんので、そういう点はいずれあらためてこれ
は指摘するかもしれないし、あるいは実質的な審議
にお入りになる、それに関連して指摘することも
あろうかと思いますが、そういう点で、この点
は、私としては、ひとつ重大な、内閣と国会との
権限の問題として、質問を留保いたしておきま
す。

それから最後に、資料の問題が懸案になってお
るわけです。これもですね、審議に入るたびに、

一体その資料をどうするのか、せぬのかというふ
うなことが、われわれから出るのでは、はなはだ
もって質問もやりにくいわけでありませう。もつと
具体的に言うならば、いままで問題になっておる
一番大きなやつは、韓国の国会の議事録ですね、
議事録、これはすでに委員長の手元まで来ておる
はずですよ。来ておるはずですよ。あるいは韓国の対
日請求八項目、この資料も、委員長のところへ来
ておるわけですね。来ておるわけだ。二つとも委
員長の手元に資料が来ておる。これを委員長とし
ては、一体どうされるのか。われわれがそれを公
に活用できるようにしてもらわないと困るわけだ
す。われわれにもその二つの重要な資料について
は若干のものは手に持っております。しかし、そ
れでは公の論議にならないわけです。どうして
も。われわれが自分の手元の資料でやれば、それ
が必ずしも確定しておるようなものでないように
言われればほんとうの質疑にならぬわけですね。
たとえて言うならば、この韓国の国会議事録は、
本件の審議にこれはどうしても無視することので
きない重大な資料なんです。普通はこういう
ことはありません、いまでも。しかし、なぜこの
日韓問題について韓国国会議事録が問題になるの
か、これはもう御承知のとおり日本政府の言うこ
とと向こうの言うことがあまりにも違ふ。そうい
うところから発して、これはもうきちんとした審
議をしようとするれば、どうしてもこれは審議する
ものとしては触れざるを得ぬわけなんです。そう
でしょう。ところが、それを指摘いたしますと、
指摘されたほうは、そういうものを見ておるのか
おらんのか、第一はつきりしない。だから審議と
いうものはそういうものじゃないので、とも
かく自分の都合が悪いことでありまして、資料
は資料としてちゃんと確定しておいて、そ
うして、この資料のどこにこういうことが書いて
あるか、一体どういうことなのか、いやそれは社
会党のほうでそういうふうにおっしゃるが、それ
はこういう意味じゃとか、こういうことになって
きませんと決着がつかない。そういう意味で、私た

ちはこの韓国資料というものを、こういう条約審
議の特殊なこれは例です、条約自体が異例なもの
だから、こういう審議も異例になるわけなんだ。
両政府の言い分が違ふ。そういうことからきてお
る。われわれが何も好きこのんでほかの国の議事
録をいろいろあつてつらいとい、そんなことを
やってるわけじゃ毛頭ないわけなんだ。そうい
う意味で、この対日八項目、国会議事録、この資
料の扱いを、委員長、こでちゃんと質問者のわ
れわれが利用できるようにしてもらわんと、これ
は毎日同じことが出ますよ。それじゃ困る。国会
の議事録には、たとえば佐藤さんが向こうの代表
と会ってどう言った、私のほうは参議院選挙でこ
ういうことを言ったので、ちよつと顔を立ててく
れ、これは森君がこの間本会議で指摘しました。
そういうことが載っておる。権名外務大臣の言わ
れたこともここに載っておる。だから、そういうも
のを資料とするのならばして、そうして、これは佐
藤さんどうですか、権名さんどうですか、こう
われわれとしてはきちんとけじめをつけた審議を
したい。いまのような委員長だけ持っていて、も
し亀田君見たかったらちよつと来てくれ、しかし
口外はできない。そういうことではどうにもなら
ぬわけなんだ。対日請求にしたらどうにもなら
ぬわけがなぜあれをやかましく言うかという、
対日請求の八項目を、われわれの試算をやれば、
やはり合計八億ドル程度の数字が、あの対日請求
の要求の自身から出てくるわけですね。そうす
ると結果からみると、どうも韓国側の言い分が全
部結局は通つておる。名称だけを変えてるにす
ぎない。こういうふうな見方を十分できるわけな
んです。そういう意味で私たちは審議との関連で
申し上げておる。このほかにも軍事関係では、た
えばフライング・ドラゴンとか、あるいは自衛
隊の治安行動動態、こういうったような問題もなか
な国防衛庁のほうでは出さうとおっしゃいます
ん。本件の条約の軍事的な側面というものを具体
的にわれわれとしては追及したいと思つておる
が、そういうこれは資料に基づいてやらなければ

ほんとうに審議にならない。総理は、いや、軍事
的側面はない、社会党はそういうことを、ないこ
とを言いふらすというよりなことをおっしゃるの
ですが、それほど自信があれば、要求した資料は
さっぱり出してもらつて、なるほどその資料を見
たけれども、そういう指摘をするのは無理だとい
うことになれば、それで納得できる。資料も出さ
ぬでいて、そして社会党の言うよりなことは違
う、そういうことを言つてもこれは了承ができな
いわけです。で、ほかにもいろいろな資料の要求等
もたくさんあるわけですが、いま私が指摘した四
つ、なかなか最初の二つ、最初の二つは委員長
の手元にある。それをどうするのか、この際きめ
てほしい。そういうことをきめてもらわぬとい
うことは、これは審議の妨害ですよ、実際。委員
長、どういうふうにされるのか、ひとつお答え願
いたい。

○委員長(寺尾豊君) お答えします。
この韓国国会の議事録につきましては、一昨日
ですか、理事会において関係当局と種々相談を
して、その結果が一応きまつておると私は了承
いたしております。したがって、これ以上の問
題については、たとえばこの際御要求等があれば
別でありますけれども、理事会としての取り扱い
としては、全理事の了承において決定をいたして
おりますから、私としてはそれはどうするとい
うことの扱いは困難でありますし、なお後刻理事
会においてなお理事の各位とも相談をするとい
うことはできると思ひますが、政府との関係にお
いては、この際ひとつ亀田君のほうから御要望があ
れば、申し出られて、政府の返事をおとりにな
つていただくこと……。

○亀田得治君 理事の理事会というものはないの
で、まず理事懇談会。
○委員長(寺尾豊君) いや、失礼しました。理事
懇談会。
○亀田得治君 公式の速記録にそういう間違つた
ことを委員長が載せてもらつちや困る。理事懇談
会では、結局政府からその説明を聞いたが、きま

らぬわけであり、扱いが、結局それは政府のほうで了承をしないということになっておるわけです。きまっておらぬわけなんです、結局は。そういうことでは、もうすでに審議に入っておるのに、委員長もごらんのとおりに困るわけです。だから、委員長から政府に対して強い要求をこの際出してもらう、できたら委員会で決議をして出してもらおう。それでも政府が出さぬという場合には、そのときはまたそのときのこと。どうも外務大臣にどうですかというようにことを聞いておつたて、さっきのこの九件の信用供与に関する取引上に関する口上書きですら出ししるくらいですから、これはとても話にならぬわけなんです。話にならぬ。こういうものを出したところで、何ら韓国側に対して不利益を与えるものではない。過去の済んでしまったことなんです、韓国側からすれば。韓国側が了承せぬ、せぬというより、なことを政府側が言うが、実際はそうではない。政府が出したくない、そこに私は根本原因があると思う。そんなとくの昔の対日請求八項目、そんなものを出したところで何で韓国が被害を受けますか。何もないじゃないですか。国会は済んでしまつておる。むしろそういうものが出ると、質問者に有力な足がかりを与えても困る、そういう立場から政府が出ししづつていただけなんです。どうですか。そういうみみっちいことをやめて、佐藤さんもそういう外交秘密的な方針はとらないとさつきもおっしゃったわけですから、これほど強い要求のあるものを堂々と出したらどうですか。これはもう総理にお伺いします。あなたの腹ひとつです。

○国務大臣(佐藤榮作君) もちろん御審議していただくわけにはならない、かように考えておりますので、政府はできるだけ御協力申し上げるといふ立場に変わりはございません。この問題は衆議院におきましてもいろいろ議論があったことで、衆議院で扱った政府の態度も今日まで変わっておりませんので、それらの点も御了承いただきまして、なかなかむずかしいものなんだ、かようにひ

とつ御了解いただきたいと思ひます。私は、政府自身何によらずとにかく秘密主義だというふうなことではないのでありまして、できるだけ御協力申し上げる、こういう態度を持つておるのであります。また、両院審議をいただきます場合に、これも公平に、どちらがどうということのないようにいたすつもりであります。衆議院におきましてもたいへん強く要望されましたが、ただいままでその点はお断わりいたしてまいりましたので、参議院におきましても、衆議院に政府がとりました態度、別に今日変わりがないと、かように御了承いただきたいと思ひます。

○龜田得治君　ただいまの総理の答弁でございますが、これは全く了解ができない、了解できない。そのつもりでひとつ政府としても考えておいてもらいたい。そのためにひつかかつて審議が紛糾するということがあつても、これはもうわれわれの責任ではない。そのことだけを申し上げまして、この点だけは一応この程度にとどめておきます。

○森元治郎君　ちよつとひとつ、これは小さいこととありますが、きよう午後、私の秘書からの話であつて、直接ではないからわかりませんが、秘書のことばによれば、盛んにごろつきらしい者が国会の会館の私の部屋に電話をかけて、日韓条約反対などしていると、いいことはない、これから亀田、藤田、この三理事ですな、こういう者はおおしあげるんだといったようなことを盛んに言ってくるようであります。国会の審議は抜き打ちでもつて、こんなに短くなつて審議はできない。外にはちんぴらがうろうろ電話をかける。実に不愉快な暗い状況だと思ふんですが、これからいよいよ審議が最高潮に達して御答弁に窮することもしばしばあつて、そりするとますます私たちが悪党になる。三人ならいいが、十二人、そのうち全員と、暴力で外のはうからおどかす。これはだれが裏でやっているのか知りませんが、こういうものは、ひとつ政府でもつてどんなふうに考えておられるか、総理大臣から御所信を、対策を伺

います。

○国務大臣(佐藤榮作君) これはたいへんまじめな問題でございますので、政府は申すまでもなく、皆さま方の安全ということについては、万全の処置をとるのは当然の政府の責任だと、かように思っております。また、治安につきましては、政府が責任を持つ、こういう立場でございます。ただいまのような問題があるというお話が出ましたので、よく実情を取り調べることもちろんですけれども、同時に、御要望があれば、身辺を十分守る、護衛をつけるといふことはいたいと思います。

○委員長(寺尾豊君) 本日の亀田君の質疑はこの程度とし、明日は午前十時から委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後六時四十六分散會

昭和四十年十一月二十六日印刷

昭和四十年十一月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局